

ICD NEWS

LAW FOR DEVELOPMENT

法務省法務総合研究所国際協力部報

INTERNATIONAL COOPERATION DEPARTMENT
RESEARCH AND TRAINING INSTITUTE
MINISTRY OF JUSTICE

第24号
2005.11

目次

特集

ウズベキスタン倒産法注釈書作成支援プロジェクト

- I ウズベキスタン倒産法注釈書作成支援プロジェクトの紹介
国際協力部教官 伊藤 隆1
- II カントリーレポート発表会（2005年5月27日開催）
ウズベキスタン倒産法—再建型倒産処理手続きを中心に—
ウズベキスタン倒産法の概要について
大阪大学大学院高等司法研究科教授 池田 辰夫13
裁判上の再生支援手続きについて
ウズベキスタン最高経済裁判所判事 ソリエフ・I・コミロヴィッチ16
外部管財手続きについて
ウズベキスタン弁護士・タシケント法科大学講師
ロバエワ・N・ヴァシリエヴナ20
- III 現地フォローアップセミナー（2005年9月6日開催）
日本の倒産実体法について—否認権と双方未履行契約の処理を中心に—
大阪大学大学院高等司法研究科教授 下村 眞美41
裁判上の再生支援と外部管財との比較について
タシケント州経済裁判所判事 タジエフ・I・イサコヴィッチ52
日本の注釈書の様式とウズベキスタンの注釈書の様式との比較について
ウズベキスタン最高検察庁上席検事 ホシロフ・B・ディルムロトヴィッチ61

国際協力の現場から

初めて国際協力に携わって

国際協力専門官 小岩 憲一郎101

E~MAIL 100, 104

～ 特 集 ～

ウズベキスタン倒産法注釈書作成支援プロジェクト

I ウズベキスタン倒産法注釈書作成支援プロジェクトの紹介

法務総合研究所国際協力部教官

伊 藤 隆

1 ウズベキスタン共和国は、旧ソ連邦の崩壊に伴い、1991年に独立を果たし、市場経済体制への移行を図りつつあるが、約70年間にわたり計画経済体制の下にあったため、円滑で安全な経済取引を促進する法制度を整備する必要に迫られ、日本に対して法整備の支援を要請してきている。

この要請を受け、当部では、ウズベキスタンの市場経済移行支援のため、国際協力機構（JICA）と協力し、2002年度から「経済取引を促進する法制度」をメインテーマとする国別特設研修を実施することとした。同年度に実施した第1回研修は「中小企業に関する法制度」を、翌2003年度に実施した第2回研修は「土地制度及び担保制度」をそれぞれ具体的テーマとして、各々約1か月間にわたる研修を実施してきたところである。¹

2 ところで、ウズベキスタンにおいては、市場経済化に伴う企業の自由競争の下での活動を担保するため、1994年に倒産法が制定された。その後も1998年の改正を始め幾度の改正を行ってきたが、2003年4月には大幅な改正がされ、条文数も192と大幅に増加した。²

この2003年の大改正の内容も踏まえた現行のウズベキスタン倒産法の特徴を簡単に

1 当部におけるウズベキスタン共和国に対する法整備支援の取組みについては、丸山毅「ウズベキスタン共和国の司法制度について」本誌第4号62ページ、「第1回ウズベキスタン国法整備支援研修（2002）結果の概要」本誌第9号139ページ、「ウズベキスタン招へい専門家報告」本誌第18号95ページ、黒川裕正・小山田実「ウズベキスタン共和国の不動産登記制度概観」本誌第15号4ページ、工藤恭裕「特集：各国法整備支援の状況～ウズベキスタン～」本誌第16号20ページ、「第3回ウズベキスタン法整備支援研修概要」本誌第19号3ページを参照

2 2003年に改正された倒産法は、第1章「総則」（第1条～第29条）、第2章「裁判外再生支援」（第30条～第34条）、第3章「経済裁判所における倒産事件の審理」（第35条～第61条）、第4章「監視」（第62条～第75条）、第5章「裁判上の再生支援」（第76条～第90条）、第6章「外部管財」（第91条～第123条）、第7章「清算手続」（第124条～第144条）、第8章「和議」（第145条～第155条）、第9章「特定の範疇に入る法人債務者の倒産に関する特則」（第156条～第173条）、第10章「個人事業者の倒産」（第174条～第184条）、第11章「簡易倒産手続」（第185条～第189条）及び第12章「最終章」（第190条～第192条）の全12章で構成されている。このうち、第4章「監視」は、2003年の改正で新設され、第5章「裁判上の再生支援」は、1994年の倒産法制定当時には設けられていたものであり、1998年の改正でいったん廃止されたが、2003年の改正で再度設けられたものである。

述べると³、まず、倒産事件を含む経済分野の紛争事件は最高経済裁判所を頂点とする経済裁判所が裁判権を専有し（共和国憲法第111条、経済訴訟法第23条第1項）、倒産事件は経済裁判所によって審理される（倒産法第5条）。

また、倒産の主体については、法人（公的資金により運営されているものを除く。）及び個人企業家を対象としており、一般の消費者の倒産を認めていない（倒産法第1条、第2条）。

そして、法制的には、再建型手続及び清算型手続を同一の法律の中に包含した形で構成されており、再建型手続につき民事再生法及び会社更生法、清算型手続につき破産法及び会社法（特別清算）というように細分化された日本の倒産法制と異なった形の構成となっている。

倒産の申立てについては、金銭債務については債務者、債権者及び検察官が、義務的支払債務⁴については債務者、検察官、国税当局及びその他の所管当局が、経済裁判所に対して申立てを行う権利を有する（倒産法第6条）ほか、一定の場合に債務者、清算委員会及び清算人は経済裁判所に対して申立てを行う義務を負う（倒産法第8条）が、経済裁判所は、まずは適法な倒産認定申立てを受理して倒産事件を開始し（倒産法第45条）、その後、「監視」（倒産法第4章）中に開催される第1回債権者集会の決議に基づき、債務者の代表者が事業管理権を自ら行使した上で再建を図るDIP型の再建型倒産処理手続である裁判上の再生支援手続（倒産法第5章）若しくは債務者の代表者が事業管理権を外部管財人に移譲した上で再建を図る再建型倒産処理手続である外部管財手続（倒産法第6章）又は清算型倒産処理手続である清算手続（倒産法第7章）等に移行するか否かを判断することとされている。

「監視」とは、債務者の倒産認定の申立てを経済裁判所が受理した時点から次の手続（裁判上の再生支援手続、外部管財手続、清算手続等）に移るまでの間、債務者である法人に対し、債務者資産の保全及びその財務状況を分析する目的で、経済裁判所により適用される倒産手続である（倒産法第3条第5号）。

また、債務者及び債権者は、倒産事件の審理のどの段階においても、経済裁判所の承認を受けて和議（倒産法第8章）を締結し、倒産事件を終結させることができる。

なお、個人事業者である債務者の場合は、監視手続、裁判上の再生支援手続及び外部管財手続の適用はなく、清算手続及び和議手続のみ適用がある（倒産法第28条）。

さらに、2003年の倒産法改正により、ウズベキスタンにおける倒産実務を支える存

³ 現行のウズベキスタン共和国倒産法の詳細な解説については、遠藤賢治「ウズベキスタン共和国の新倒産法と企業売却」比較法学第38巻第2号129ページを参照。また、ウズベキスタン共和国倒産法和訳（仮訳）が本誌第19号14ページに、ウズベキスタン共和国憲法和訳（仮訳）が本誌第4号82ページに、ウズベキスタン共和国経済訴訟法典和訳（仮訳）が本誌第15号23ページに掲載されているので、参照にされたい。

⁴ 国家予算又は国家基金に組み入れられる税金、手数料その他の義務的支払債務（倒産法第3条第6号）

在として、裁判所任命管財人の制度が整備された。つまり、裁判所任命管財人は、倒産手続実施のため経済裁判所が任命する国家資格者であり（倒産法第3条第9号）、その資格を得るためには、高等教育を受け、2年以上の実務経験があり、倒産事件に関する国家機関から認定を受ける必要がある（倒産法第18条）。

- 3 このように、2003年に大改正されたウズベキスタン倒産法は、監視手続や裁判上の再生支援手続等の新しい制度の導入や、裁判所任命管財人制度の整備が行われるなど、法制度としては一応の形は整ったものの、施行されて間もないこと、早急に立法作業が行われたために法文の文言が整理されていないこと、いまだ実務家の参考となる文献が存在しないことなどから、ウズベキスタンの倒産法制度はいまだ実務に十分定着せず、適切な倒産手続が選択されない、債権者・債務者等関係者の利益が必ずしも十分守られていないなどの問題を抱えている。

このような状況の下、ウズベキスタンからJICAに対して、ウズベキスタン倒産法制度の整備及び倒産実務の充実・発展を図るため、ウズベキスタン最高経済裁判所が発刊を計画している倒産法注釈書（コンメンタール）の作成の支援の要請がされていた。

- 4 この支援要請に対し、当部及びJICAでは、従前から実施している国別特設研修の機会を利用してウズベキスタン側の要請にこたえることとし、2004年7月にJICA短期専門家として同国に派遣された大阪大学大学院高等司法研究科池田辰夫教授、前国際協力部長田内正宏及び下田道敬JICA国際協力専門員とウズベキスタン側の注釈書作成の総責任者である前ウズベキスタン最高経済裁判所副長官（現ウズベキスタン非独占化及び競争・企業活動支援国家委員会法務部長）アジモフ・ムラット・カリモヴィッチ氏との間で、2004年度にウズベキスタン倒産法第1章から第4章まで及び第7章（総則的規定及び清算型手続が中心である。）について、並びに2005年度に残りの章（再建型手続が中心である。）について、ウズベキスタン側が執筆した注釈書草案につき両国間でその内容につき協議を行い、2006年度は注釈書草案の推敲に充て、注釈書草案を完成させた上で注釈書を発刊する旨の合意がされた。

- 5 これを受けて、当部及びJICAでは、2004年度の国別特設研修については、ウズベキスタンの倒産実務の向上に資することを目的として、また、倒産法注釈書作成支援のプロジェクト化を図ることを見据えた内容として構成することとし、2004年10月に、ウズベキスタン共和国の経済裁判所を中心とした関係諸機関から参加した研修員を対象として、「倒産制度」をテーマとした「第3回ウズベキスタン共和国法整備支援研修」を約1か月間にわたり実施した。この第3回研修においては、日本の倒産制度を紹介しつつ、両国の法制度及びその運用の比較研究を実施したほか、ウズベキスタン側のワーキンググループが執筆したウズベキスタン倒産法第1章から第4章まで及び第7章の注釈書草案について、日本側の倒産法専門家との協議を実施した。

この協議においては、池田辰夫教授、同じく大阪大学大学院高等司法研究科の下村眞美教授及び藤本利一助教授、大阪大学大学院法学研究科の仁木恒夫助教授並びに大阪弁護士会出水順弁護士（大阪大学大学院高等司法研究科教授）に御参加いただいた結果、有意義

な成果を達成することができた。

- 6 この第3回研修の結果を踏まえ、JICAにおいては、このウズベキスタン注釈書作成に対する支援を正式なプロジェクトとして実施することとし、同プロジェクトを推進するための日本国内における基盤を整えるために、2004年12月に「ウズベキスタン倒産法注釈書作成支援委員会」（以下「国内支援委員会」という。）を発足させた。

現在の国内支援委員会の構成については、第3回研修においてウズベキスタン側と注釈書草案についての協議を行った池田辰夫教授（国内支援委員委員長）、下村眞美教授、藤本利一助教授、仁木恒夫助教授、出水順弁護士に加え、過去にJICA短期専門家としてウズベキスタンに派遣された経験を有する早稲田大学大学院法務研究科遠藤賢治教授（元京都家庭裁判所長、東京地方裁判所破産部総括判事）及び中央大学法科大学院伊藤知義教授にも参加いただいております、この他に、当職のほか、東京弁護士会松嶋希会弁護士、大阪経済法科大学法学部大江毅講師等がメンバーとなっており、おおむね1か月に1回程度の間隔で定期的にメンバーが一堂に会し、各種協議等を行っている。

そして、ウズベキスタン注釈書作成支援のプロジェクト化に伴い、国別特設研修をプロジェクト実施の一環として位置付けることとし、ウズベキスタン側との継続的な協議体制を整えるために、従前は年1回約1か月間実施してきた国別特設研修を、2005年以降は年2回約2週間実施することとしている。また、国別特設研修の間には年2回JICA短期専門家をウズベキスタンに派遣し、ウズベキスタン共和国の経済裁判所を始めとする関係諸機関を対象として、当該専門家による日本の倒産法制や倒産実務についての講義及び国別特設研修に参加した研修員による当該研修で取り扱ったテーマについての発表等を行うフォローアップセミナーを開催し、あるいは国別特設研修と同様、現地においても倒産法注釈書草案の内容についての両国間の協議を実施することとしている。

- 7 上記の方針に基づき、本年5月23日から6月3日までの2週間にわたり、当部及びJICAでは、ウズベキスタン共和国の経済裁判所を中心とした諸機関から参加した研修員を対象とする国別特設研修である「第4回ウズベキスタン共和国法整備支援研修」を実施した（日程及び研修員については、本誌8、9ページ参照）。

この第4回研修においては、本年度に協議を実施することとしているウズベキスタン倒産法第5章、第6章及び第8章から第12章までのうち、ウズベキスタン倒産法における再建型手続である第5章「裁判上の再生支援」及び第6章「外部管財」を主たる協議対象として実施した。そして、本研修は、ウズベキスタン倒産法における再建型手続の内容を理解、整理するための絶好の機会と考えられ、また、中央アジアの要の国であるウズベキスタンにおける倒産制度について広く知っていただく有益な機会でもあると考えられることから、同研修中の2005年5月27日に大阪中之島合同庁舎2階の法務総合研究所国際会議室において、「ウズベキスタン倒産法－再建型手続を中心に－」と題するカントリート発表会を公開して実施することとした（講演録につき、II参照）。

本発表会においては、研修員を代表して、ウズベキスタン倒産法における裁判上の再生支援手続についてウズベキスタン共和国最高経済裁判所判事のソリエフ・イスモイル・コ

ミロヴィッチ氏から、また外部管財手続についてウズベキスタン弁護士・タシケント法科大学講師のロパエワ・ナタリヤ・ヴァシリエヴナ氏から発表いただいたほか、国内支援委員会メンバーからも、池田辰夫教授からウズベキスタン倒産法の概要についての発表及び遠藤賢治教授からウズベキスタン側発表に対するコメントをいただいた。また、各発表等終了後には、研修員と本発表会参加者との間で活発な質疑応答が行われた。

なお、倒産法第8章から第12章までの注釈書草案の内容についての両国間の協議については、本年11月に実施した「第5回ウズベキスタン共和国法整備支援研修」の際に行われた。

- 8 同じく、上記6の方針に基づき、第4回研修終了後の本年9月6日、ウズベキスタン共和国の首都であるタシケント市においてフォローアップセミナーを開催した（講演録につき、Ⅲ参照）。本フォローアップセミナー開催に際しては、本年8月30日から9月10日までの間、JICA短期専門家として、国内支援委員会メンバーである下村眞美教授及び国際協力部長相澤恵一が派遣されたほか、当職らが同行した。

本フォローアップセミナーは、JICAウズベキスタン事務所の西宮宣昭所長及び国際協力部長相澤恵一の開会あいさつの後、下村眞美教授からは「日本の倒産実体法について一否認権と双方未履行契約の処理を中心に」、第4回研修の研修員であったタシケント州経済裁判所判事のタジエフ・イブラギム・イサコヴィッチ氏からは「裁判上の再生支援と外部管財の比較について」、同じく第4回研修の研修員であったウズベキスタン最高検察庁上席検事のホシロフ・エルキン・ディルムロトヴィッチ氏から「日本の注釈書の様式とウズベキスタンの注釈書の様式との比較について」の各テーマに基づき発表がされ、その後、参加者との活発な質疑応答が行われた。

本フォローアップセミナーにおける発表テーマは、第4回研修で議論された事項を踏まえて構成されている。両者はそれぞれ連続した関係あるいは密接な関係を有するものであり、倒産法注釈書草案の内容について継続的な協議を行うことを可能とするものである。例えば、下村教授の発表テーマについては、ウズベキスタン倒産法第6章「外部管財」中の第102条の規定が日本の倒産法制における双方未履行契約の処理に関する規定に、また、第103条の規定が日本の倒産法制における否認権に関する規定にそれぞれ類似しているところ、第4回研修の研修員から、両者を比較、整理する観点からの発表について改めて本フォローアップセミナーの際に行っていただきたいという要望があり、その要望にこたえたものである。また、タジエフ氏の発表テーマについては、第4回研修におけるカンントリーレポート発表会の内容を改めて現地において研修員自らが発表することにより、自国における知識の普及を図るとともに、当該発表の内容を倒産法注釈書草案の内容に反映しようとする見地に立つものである。

- 9 ところで、現時点におけるウズベキスタン側作成にかかる注釈書草案についての大きな課題は、注釈書草案の構造の改善を図る必要があるということである。

このウズベキスタン倒産法注釈書作成支援プロジェクトにおいては、ウズベキスタンの倒産実務関係者を注釈書草案の執筆担当者とすることにより、倒産実務に携わっている者

あるいはこれから倒産実務を学ぼうとする者にとって使いやすい実務的な注釈書を作成することを目指している。その要請にこたえるためには、倒産実務において真に必要な情報が網羅されており、その情報が具体的に分かりやすく記載されており、しかもその情報を迅速に検索できるような構成にする必要があるが、現時点における注釈書草案については、まだそのような要請にこたえられるような構成にはなっておらず、このままでは実務上使いにくいものになることが予想される場所である。

そこで、国内支援委員会では、これまでウズベキスタン側が執筆した注釈書草案の解説に項目が付されていないなどの理由により、解説の狙いが分かりにくい、解説として必要な事項の書き漏らしや解説の重複がある、他の条文で解説すべき事項が記載されている等の構造的な問題があるという具体的指摘、あるいは、章レベルの解説を記載した方がよいのではないかと、注釈書の中にフローチャートや書式を盛り込んだ方が実務的に分かりやすい注釈書が作成できるのではないかなどの具体的提言を行ってきたところである。

しかし、この点についてのウズベキスタン側の認識としては、現時点の注釈書草案はこれまでのウズベキスタンにおける伝統的なスタイルに従って作成しているものであって、我々としてはこれで特段の問題はない、また、日本側の提言の内容については我々としては経験がないものであって、にわかには受け入れがたいというものであり、両国間における相互理解がなかなか進まないところがあった。

そこで、国内支援委員会では、この注釈書の構造改善という課題を重要なテーマとして位置付けた上で、その改善に本格的に取り組むこととし、第4回研修におけるウズベキスタン側との議論を通じ、この点についての理解を得るためには、日本側としてもコメントの方法を工夫し、例えばそのコメントの内容を視覚化するなどして分かりやすい説明を心がける必要がある、注釈書の構造改善のメリットを説明していくことが必要であると認識したところである。

本フォローアップセミナーにおけるホシロフ氏の発表テーマについてもまた、以上のような第4回研修中における国内支援委員会との議論を踏まえてテーマが設定されたものである。

- 10 また、この注釈書の構造改善という課題の重要性にかんがみ、本フォローアップセミナー開催に引き続き、9月7日及び8日の2日間にわたり、同じくタシケント市において、倒産法注釈書草案の内容についての両国間の協議を実施し、日本側は、主に本誌72ページから99ページまでに掲載した参考資料を用いた上で、説明を行った。

同参考資料は、「注釈書の構造改善」というフローチャート及び現時点におけるウズベキスタン倒産法第7条から第9条までの注釈書草案を例にとった日本側のコメント内容からなる。このうち、前者については、これまでの注釈書の構造改善に関するこれまでの日本側のコメント内容のうち、最低でもこの内容は満たしてほしいという要素を抽出してフローチャートの形にして整理したものであり、後者については、各条ごとに、①が現在の注釈書草案、②が日本側コメント、③が日本側コメントの反映結果、というように順を追った構成とした上で、どの点を具体的にどのように改善したらよいかということをつか

りやすく説明し、構造改善を行った結果を具体的に認識してもらうことを狙いとして作成したものであり、両資料ともそれなりの工夫を凝らしたものである。

以上の試みは、まだ着手し始めたばかりで試行錯誤の状態であり、今後も更に改善を図って行く必要があると思われるが、同参考資料を用いた日本側の説明に対して、ウズベキスタン側からは、若年層を中心に、注釈書の構造改善の必要性がよく理解できたという反応も多々あり、協議を実施した効果があったものと思われる。

この注釈書の構造改善という課題は、ある意味、文化的、思想的な問題にも絡むものであり、なかなか一筋縄では解決しない課題であるかもしれないが、日本側としては、今後もウズベキスタン側とこの点についての協議を継続し、日本側のコメントが受け入れられる素地を粘り強く整備していく必要があるものと考えている。

- 11 ウズベキスタン注釈書作成支援プロジェクトにおいては、今後も、ウズベキスタン側の注釈書作成ワーキンググループと国内支援委員会との共同作業で注釈書草案を作成することとしており、2006年12月までに注釈書草案を完成させ、2007年3月までに注釈書を発刊し、その後さらに、注釈書の普及や有効活用のために、当該注釈書を教材として用いた現地セミナー等を実施する予定である。

以上、ウズベキスタン注釈書作成支援プロジェクトの概要につき簡単に紹介したが、第4回研修中に開催したカントリーレポート発表会及び2005年9月に開催したフォローアップセミナーの内容を紹介することは、ウズベキスタン倒産法における再建型手続を始めとする各種の貴重な情報提供になると考えられること、また、同プロジェクトの具体的な活動の紹介の一環となると考えられることから、その内容を本号に掲載することとしたので、御一読いただければ幸いである。

最後に、第4回研修の実施並びにタシケント市におけるフォローアップセミナー及び注釈書の構造改善についての協議の実施に当たっては、大阪地方裁判所及び講師の方々を始め、JICA本部、JICAウズベキスタン事務所、JICA大阪、通訳のナターシャ・メルギチョワ様及び岡林直子様並びにJICE（財団法人日本国際協力センター）研修監理員の木村恭子様から多大な御協力をいただいたほか、各種資料の作成及び翻訳等について、松嶋希会弁護士及び財団法人国際民商事法センターの鈴木佐和樹研究員に御尽力をいただいた。この場をお借りして、心から感謝申し上げたい。

第4回ウズベキスタン共和国法整備支援研修日程表

(担当教官：伊藤隆，丸山毅 事務担当：中川浩徳，土屋佳代)

月 日	曜	10:00 12:30	14:00 17:00
5 / 23	月	オリエンテーション 国際協力部教官 伊藤 隆	倒産法注釈書についての協議(1) (注釈書の様式等についての協議) 国際協力部教官 伊藤 隆 弁護士 松嶋 希会
5 / 24	火	講義：日本の再建型倒産法制について 大阪大学大学院高等司法研究科教授 池田 辰夫，同助教授 藤本 利一	
5 / 25	水	倒産法注釈書についての協議(2) (裁判上の再生支援手続について) 大阪大学大学院高等司法研究科教授 池田 辰夫・下村 眞美 弁護士・大阪大学大学院高等司法研究科教授 出水 順 国際協力部教官 伊藤 隆 弁護士 松嶋 希会	
5 / 27	木	講義：民事再生実務 弁護士 服部 敬	
5 / 26	金	カントリーレポート発表準備	カントリーレポート発表会 「ウズベキスタン倒産法－再建型倒産処理手続を中心に－」
5 / 28	土		
5 / 29	日		
5 / 30	月	注釈書執筆作業	訪問：大阪地方裁判所 (債権者集会見学，裁判官との意見交換)
5 / 31	火	講義：ウズベキスタン倒産法制と日本倒産法制の比較 早稲田大学大学院法務研究科教授 遠藤 賢治	
6 / 1	水	講義：会社更生実務 弁護士・大阪大学大学院高等司法研究科教授 出水 順	
6 / 2	木	倒産法注釈書についての協議(3) (外部管財手続について) 大阪大学大学院高等司法研究科教授 池田 辰夫 弁護士・大阪大学大学院高等司法研究科教授 出水 順 国際協力部教官 伊藤 隆 弁護士 松嶋 希会	
6 / 3	金	国際協力部教官等との打合せ (研修中における議論の整理，今後のプロジェクトの予定)	評価会・閉講式 (終日：JICA大阪国際センター)

第4回ウズベキスタン共和国法整備支援研修員名簿/ List of Participants

1		ソリエフ・イスモイル・コミロヴィッチ
		Mr. Soliev Ismoil Komilovich
		Justice, The Supreme Economic Court 最高経済裁判所判事
2		タジエフ・イブラギム・イサコヴィッチ
		Mr. Tadjiev Ibragim Isakovich
		Judge, Economic Court in Tashkent region タシケント州経済裁判所判事
3		ナム・ガリーナ・セルゲーエヴナ
		Ms. Nam Galina Sergeevna
		Judge, Economic Court of Tashkent City タシケント市経済裁判所判事
4		ロパエワ・ナタリヤ・ヴァシリエヴナ
		Ms. LOPAEVA Natalya Vasilyevna
		Attorney-at-Law, Lecturer, Tashkent State Institute of Law 弁護士, タシケント法科大学講師 (前ウズベキスタン最高経済裁判所上席法律顧問)
5		ホシロフ・エルキン・ディルムロトヴィッチ
		Mr. Hosilov Erkin Dilmurotovich
		Senior Public Prosecutor, General Prosecutors Office 最高検察庁上席検事
6		ファイジエフ・ハイリディン・シロジディノヴィッチ
		Mr. Fayziev Khayriddin Sirojiddinovich
		Head of Department of Justice of Syrdarya Region, Ministry of Justice 司法省シルダリヤ支局

【研修担当/Officials in charge】

教官/Attorney 伊藤隆 (Takashi ITO), 教官/Attorney 丸山毅 (Tsuyoshi MARUYAMA)
主任国際協力専門官/Administrative Staff 中川浩徳 (Hironori NAKAGAWA), 主任国際協力専門官
/Administrative Staff 土屋佳代 (Kayo TSUCHIYA)

Ⅱ カントリーレポート発表会

次 第

1 日 時 平成17年5月27日（金）午後2時から同5時まで

2 場 所 法務省法務総合研究所国際会議室（大阪中之島合同庁舎2階）

3 次 第

(1) 開会あいさつ

法務総合研究所国際協力部長 相澤 恵一

(2) 研修概要，研修員及び国内支援委員の紹介

(3) ウズベキスタン倒産法の概要について

大阪大学大学院高等司法研究科教授 池田 辰夫

(4) ウズベキスタン倒産法における再建型倒産処理手続(1)

裁判上の再生支援手続について

ウズベキスタン最高経済裁判所判事

ソリエフ・イスモイル・コミロヴィッチ

(休 憩)

(5) ウズベキスタン倒産法における再建型倒産処理手続(2)

外部管財手続について

ウズベキスタン弁護士，タシケント法科大学講師

(前ウズベキスタン最高経済裁判所上席法律顧問)

ロパエワ・ナタリヤ・ヴァシリエヴナ

(6) 国内支援委員によるコメント

(7) 総括質疑応答

4 司会進行 法務総合研究所国際協力部教官 伊藤 隆

ウズベキスタン倒産法—再建型倒産処理手続を中心に—

○司会 お待たせいたしました。ただ今から、第4回ウズベキスタン共和国法整備支援研修カントリーレポート発表会を開始いたします。まず、開会に当たりまして、法務総合研究所国際協力部長相澤恵一から皆様にあいさつさせていただきます。

あ い さ つ

法務省法務総合研究所国際協力部長

相 澤 恵 一

○相澤 ウズベキスタンからの研修員の皆様、御来賓の皆様。本日はお忙しいところ、このカントリーレポート発表会にお越しいただきましてありがとうございます。

私どもの法務総合研究所国際協力部では、JICA、国際協力機構とともに、今月5月23日から2週間の日程で、第4回ウズベキスタン法整備支援研修を実施いたしております。この研修の目的は、現在ウズベキスタンの最高経済裁判所が中心となって進めているウズベキスタン倒産法の注釈書の作成作業を我が国として支援しようというものでございます。大阪大学大学院の池田先生を始めとする学者の先生方、我が国の裁判所や弁護士の先生、実務家の皆様方の献身的な御協力をいただきまして、連日大変充実した研修を実施しているところでございます。

本日は、ウズベキスタンから来日されましたソリエフ・イスモイル・コミロヴィッチさんとロパエワ・ナタリヤ・ヴァシリエヴナさんのお二人から、それぞれウズベキスタン共和国倒産法のうちの、いわゆる再建型の倒産処理手続に関連する部分につきまして御講演をいただくことになっています。中央アジアにおける要の国として市場経済化を進めているウズベキスタンの法制度につきまして、今回来日された専門家の方々から直接お話を聞ける機会というのは誠に貴重なものでありまして、私どもとしましても大変楽しみにしております。御講演の後のコメントや質疑応答の時間を含め、たつぷりと時間は用意してございますので、この機会にウズベキスタンの法制度やその運用の実情につきまして御理解を深めていただきますとともに、ウズベキスタンと我が国との専門家どうしの間で充実した意見交換を行い、お互いに学び合い、啓発していくことができればと思っています。どうか最後までごゆっくり御清聴いただければありがたく思います。

簡単でございますが、以上をもちまして私のあいさつとさせていただきます。

○司会 それでは、本日のプログラムを簡単に説明いたします。まず始めに、ウズベキスタン倒産法注釈書作成支援委員長の大阪大学大学院高等司法研究科池田辰夫教授から「ウズベキスタン倒産法の概要について」というテーマで発表をいただきます。次に、ウズベキスタン新倒産法における再建型手続の一つである、裁判上の再生支援手続について、ソリエフ・イスモイル・コミロヴィッチさんから発表をいただきます。次に、同じくウズベキ

スタン新倒産法における再建型手続である，外部管財手続について，ロパエワ・ナタリヤ・ヴァシリエヴナさんから発表をいただきます。その後，ウズベキスタン側のお二人の発表内容を踏まえて，国内の支援委員の皆様からコメントをいただきたいと思います。最後に，総括質疑応答を行いたいと思います。

それでは，ウズベキスタン倒産法の概要について，池田先生お願いいたします。



大阪大学大学院高等司法研究科池田教授発表風景
(写真中央：池田教授)

ウズベキスタン倒産法の概要について

大阪大学大学院高等司法研究科教授

池田 辰夫

○池田 大阪大学大学院高等司法研究科の池田です。これからウズベキスタン共和国倒産法の概要について簡単に報告させていただきます。私の簡単な報告の後に、ウズベキスタンの二つの再建型倒産処理制度についての本格的な説明がありますので、いわばその前座として、ウズベキスタン共和国の現状と、倒産法の若干の特徴について理解をいただければということでお話させていただきます。

日本側の参加者の皆様方にお配りした本日の資料集の中に、ウズベキスタン共和国とはどういう国なのかといった資料がございます。1991年に旧ソ連が崩壊し、それに伴い、ウズベキスタン共和国は1991年に独立をしております。本日取り上げます倒産法は、1994年に制定され、2003年4月に、大改正されました。倒産法の改正により、全体の条文数も1.5倍程度に増え、全部で192条となりました。お手元の資料集の中にもウズベキスタン倒産法の日本語訳が入っているので、是非御参照いただければと思います。日本とウズベキスタン共和国の間では経済協力及び経済改革支援に関しましての共同宣言が2002年の7月になされております。幾つかの柱がございますが、本日のテーマとの関係で重要なものは、市場経済化の促進に関する支援ということであります。そして、昨年10月には、法務総合研究所国際協力部において、倒産制度をテーマとした本邦研修を実施しております。本日御出席いただいております弁護士の峰島先生には、この昨年10月の研修において講義を担当いただきました。ウズベキスタン共和国の改正倒産法は、管財人の賠償責任保険という新たな制度を導入しており、日本の類似制度との比較という観点から、峰島先生には、日本の弁護士賠償責任保険についての講義をいただきました。改めまして御協力に感謝申し上げます。

ウズベキスタン共和国に関する資料に、ウズベキスタン共和国における通貨の単位はスムであると記載されております。現在のレートについて正確には分かりませんが、1円はほぼ10スムという関係になるかと思えます。現地で日本円を現地通貨のスムに交換しますと、非常にたくさんの札束を手にして少しお金持ちになった気分になります。

では、ウズベキスタン共和国の倒産制度について、日本の倒産制度との比較を念頭に置いて、特徴があると思われる事項につき申し上げます。

まず、前提となる事項について2点申し上げます。

1点目は、倒産事件を扱う裁判所は、商事事件を扱う経済裁判所ということです。ソ連邦では、仲裁裁判所が企業間の紛争を扱っていたので、この構成を引き継いでいるものと思われま。ロシアでは、現在も仲裁裁判所という名称の裁判所が倒産事件を扱っておりますが、ウズベキスタンでは、現在では、名称を経済裁判所と変えています。

次に、このことから分かりますように、ウズベキスタン共和国倒産法は、商人が破産する事件のみを倒産事件として扱う商人破産主義を原則としております。以上が前提事項です。

次に、制度上の特徴を5点申し上げます。

まず、特徴の第1点ですが、ウズベキスタン共和国倒産法は、申立てに際し、清算型手続や再建型手続といったなかでの一定の手続を特定して申し立てるのではなく、とにかく倒産手続を申し立てるという立場を取っているということでございます。日本の倒産法制のように、申し立てる側が特定の手続を選択して申し立てるという制度ではないということです。

特徴の第2点は、日本の倒産法制と同様に、再建型と清算型の倒産手続があるという点であります。後ほどソリエフさんから御講演いただきます裁判上の再生支援手続は、日本の民事再生手続に相当する制度であると言えます。また、後ほどロパエワさんから御講演いただきます外部管財手続は、日本の会社更生手続に相当する制度であると言えます。これは、特徴というよりも、日本の倒産制度と共通点があるという指摘です。

特徴の第3点は、債権者主導の手続であるということです。倒産手続の申立て後、清算型手続を適用するのか、再建型手続を適用するのかについて、債権者の意向により決定されます。

特徴の第4点は、管財人¹についてです。日本では、通例、弁護士が管財人の職責に当たります。一方、ウズベキスタンでは、管財人については独自の国家資格が設けられています。資格には、1級から3級まであり、会社更生手続に相当する外部管財手続は、1級の管財人のみが担当できます。いずれにせよ報酬は低いです。

特徴の第5点は、倒産手続も、商事事件に適用される一般的な訴訟手続を定めた経済訴訟法の適用を受け、原則、公開されるということです。

次に、運用上の三つの特徴について申し上げたいと思います。

第1点は、再建型手続では、運用上、負債の全額弁済が基本とされていることです。先ほどの制度上の第3点目の特徴である債権者主導の手続であることと合わせて、ウズベキスタン共和国倒産法は、債権者保護の色彩が極めて強いと言えます。

第2点は、倒産手続の申立てが、9割以上、債権者申立てであることです。債務者側から申し立てる場合が極めて多い日本とは異なっています。

¹ ウズベキスタン倒産法では、経済裁判所が倒産手続実施のために任命する資格者を総括して「裁判所任命管財人」と称している（倒産法第3条第9号）。そして、同法では、同法が規定する具体的手続の名称に併せて、監視手続（倒産法第4章）に携わる裁判所任命管財人を「一時管財人」、裁判上の再生支援手続（倒産法第5章）に携わる裁判所任命管財人を「再生支援管財人」、外部管財手続（倒産法第6章）に携わる裁判所任命管財人を「外部管財人」、清算手続（倒産法第7章）に携わる裁判所任命管財人を「清算管財人」と称している。なお、同一債務者の倒産手続において、それぞれの具体的手続の裁判所任命管財人として同一人が就任すること（例えば、ある債務者の一時管財人に就任した者が、同一倒産手続内における当該債務者の外部管財人に就任すること）は差し支えない。

第3点は、債務者の典型例として国有企業が挙げられ、一方、債権者の典型例としても、何らかの形で国が関わっているものが少なくないということです。

以上が、ウズベキスタン共和国倒産法の特徴です。ウズベキスタン共和国は、市場経済化を進めていますが、このような特徴を持つ倒産制度の適切な運営によって、市場経済化が円滑かつ適正に行われるということが期待されております。

これで、私からのウズベキスタンの倒産法の概要についての説明を終わりたいと思います。

○司会 池田先生、ありがとうございました。

それでは次にウズベキスタン側の発表に移りたいと思います。最初に、「裁判上の再生支援手続について」というテーマで、ウズベキスタン最高経済裁判所判事のソリエフ・イスモイル・コミロヴィッチさんから発表いただきたいと思います。



ウズベキスタン最高経済裁判所ソリエフ判事発表風景

裁判上の再生支援手続について

ウズベキスタン最高経済裁判所判事
ソリエフ・イスモイル・コミロヴィッチ

○ソリエフ 尊敬する皆さん、こんにちは。発表を始める前に、法務省法務総合研究所国際協力部の皆様、JICAの皆様、日本の注釈書作成支援委員の皆様、このような場を設けてくださったことに対し感謝申し上げます。

先に指摘されましたように、ウズベキスタン共和国では、独立してから、国民も政府も、ウズベキスタンに市場経済を確立することで一致しました。市場経済化への移行は、それまで国有であった企業の民営化から始まりました。ソ連時代には、すべての企業は国有だったため、企業の倒産事件はあり得ませんでした。しかし、企業の民営化が始まってから、それまで国有だった企業が次々に倒産し始めました。これをどうするかということが問題となり、この観点から倒産法を制定することになりました。1994年にウズベキスタン共和国倒産法が初めて採択されました。

私の本日の発表のテーマは、裁判上の再生支援手続です。1994年に採択されたウズベキスタン共和国倒産法（以下、「1994年倒産法」という。）にも裁判上の再生支援手続は含まれていました。しかし、実際には、この手続の利用は困難でした。この手続が利用されなかった原因の一つは、倒産という言葉そのものの中にもありました。1994年倒産法における倒産の定義は、債務者の負債が資産を上回っている状態とされていました。しかし、すでに負債が資産を上回っている状態では、債務者が再建できる可能性はありません。そのため、1998年のウズベキスタン共和国倒産法の改正時には、この裁判上の再生支援手続は削除されましたが、倒産事件を管轄する国家機関²が、ある程度、倒産企業への再生支援という問題を扱っていました。2003年の改正時には、倒産法に、裁判上の再生支援手続が再び導入されました。現行倒産法の第5章が、裁判上の再生支援手続についての章です。

ウズベキスタン共和国倒産法は、日本の倒産法制とは異なり、すべての再建型手続を倒産法という一つの法律の中で定めています。ウズベキスタン共和国倒産法には、債務者の

² ウズベキスタン倒産法第23条第1項は、倒産事件における国家統制は、ウズベキスタン共和国内閣及び「倒産事件を管轄する国家機関」が実施すると規定し、これを受けて、同法第25条は、「倒産事件を管轄する国家機関」に対し、(1)定款資本に国家の持分が含まれている企業について、①当該企業の財務状況について観察（モニタリング）を行うこと、②当該企業について裁判外再生支援計画をまとめ、当該計画の実施につき監督すること、③当該企業について、経済裁判所に対する倒産事件開始の申立てを行い、あるいは裁判上の再生支援計画や外部管財計画をまとめること、(2)裁判所任命管財人に対する資格審査や監督を行うこと、などの広範な権限を与えている。

この「倒産事件を管轄する国家機関」に該当する機関は、従前は「企業倒産委員会」という行政機関であったが、2005年のウズベキスタンにおける行政機関の組織改編に伴い、現在は「非独占化及び競争・企業活動支援国家委員会」という行政機関がこれに該当する。

支払能力回復に向けた再建型手続が二つあります。裁判上の再生支援手続と外部管財手続です。これ以外に、債務者の支払能力回復に向けたもう一つの手続として、裁判外再生支援手続があります。しかし、裁判外再生支援手続は、経済裁判所において倒産事件が開始される以前に適用される、つまり倒産事件の枠外で適用される手続です。

ウズベキスタン共和国倒産法制と日本の倒産法制を比較してみると、日本の倒産法制の中には、裁判上の再生支援手続と外部管財手続に相当する手続を両方定めた法律はありません。日本では、それらの手続は、民事再生法と会社更生法という、独立した別個の法律として定められています。

ウズベキスタン共和国倒産法によると、倒産事件開始の申立てが経済裁判所に受理され、監視手続³が開始された後、債務者、発起人、債務者財産の所有者又は第三者は、第一回債権者集会に対し、経済裁判所に裁判上の再生支援手続の開始を申し立てることを提案することができます。したがって、裁判上の再生支援手続が開始されるか否かについては、まず最初に債権者集会によって判断されることになります。

債権者集会において裁判上の再生支援手続を開始するか否かを審議するために、債権者集会に提出される提案書には再生支援計画と債務弁済計画表が添付されます。債権者集会では議事録が作成されます。

債権者集会が債務者に対する裁判上の再生支援手続の開始に同意し、再生支援計画を承認した場合、債権者集会は、経済裁判所に対し、裁判上の再生支援手続の開始を申し立てます。これを受けて、最終的には、裁判上の再生支援手続は経済裁判所の決定によって開始されます。したがって、裁判上の再生支援手続開始に重要な意味を持つのは、債権者の意思です。

しかし、経済裁判所が自ら、裁判上の再生支援手続の開始を決定する場合があります。監視手続の終了に際し、第一回債権者集会は、債務者の倒産認定・清算手続の開始、裁判上の再生支援手続若しくは外部管財手続の開始又は和議の締結・倒産事件の終結のいずれかの決議をしなければなりません。仮に、第一回債権者集会がいずれの倒産手続の適用も決定しない場合又は経済裁判所に対し債務者の倒産認定、清算手続開始を申し立てることを決議した場合、経済裁判所は、発起人、債務者財産の所有者、第三者又は債務者資本に国家の持分が含まれている場合は倒産事件を管轄する国家機関の申立てに基づいて、申立人が債務者による債務弁済計画表の履行を保証するという条件の下で、裁判上の再生支援手続開始の決定をすることができます。

³ 経済裁判所が債務者の倒産認定の申立てを受理した時点から次の手続（債務者の倒産認定・清算手続開始決定、裁判上の再生支援、外部管財、和議締結及び倒産手続終結決定）に移るまでの間、債務者の財産の保全及びその財務状況の分析を目的として、法人である債務者に対し、経済裁判所により適用される手続（倒産法第3条第5号）。2003年の倒産法改正により新設された手続であり、同改正において、第4章に「監視」という1章が新設された。

裁判上の再生支援手続開始の決定は、債務者にとって次のような効果を生じます。裁判上の再生支援手続の実施中、債務者企業の経営機関は、法律に定められる制限の下でその権限を行使することになります。また、発起人又は債務者財産の所有者は、債権者集会の同意がなければ、債務者の組織変更と清算に関する決定を行うことはできません。債務者は、その不動産を賃貸若しくは担保に出すことを伴う法律行為又は他の企業の定款資本への出資を伴う法律行為を行うことはできません。帳簿価値が10%を超える資産の処分を伴う法律行為を行うこともできません。さらに、消費貸借、保証の提供、債権譲渡、債務引受に関わる法律行為及び債務者財産の委託管理契約を結ぶこともできません。再生支援管財人の同意又は債権者が利害関係を有する法律行為については、債権者集会の同意なしには行うことができません。これらのウズベキスタン共和国倒産法の特徴は、日本の民事再生法にも見られるものです。

ここで再生支援管財人がどんな役割を担っているかお話したいと思います。裁判所任命管財人については先ほど池田先生からもお話がありましたが、日本の倒産法制の下では、管財人となるのは通例弁護士であるのに対し、ウズベキスタン共和国では、再生支援管財人となるのは倒産事件を管轄する国家機関（非独占化及び競争・企業活動支援国家委員会）から資格を授与された専門家です。ウズベキスタンでも弁護士が再生支援管財人になれないというわけではなく、資格を取得すれば弁護士でも管財人になることができます。再生支援管財人の候補者は、債権者集会又は債務者の債務を保証若しくは物上保証した者によって裁判所に推薦されます。再生支援管財人は、裁判上の再生支援手続開始時から手続の完了又はその期間満了前の中止までの間、職務にあります。

債務弁済計画表に記載された債務が、経済裁判所の定める再生支援期間—通常は24か月、例外的に36か月まで延長されることもある—の満了前にすべて弁済された場合、債務者の代表者は、経済裁判所に対し、期間満了前完了の報告書を提出します。いずれにせよ、債務者の代表者は、経済裁判所に対し、裁判上の再生支援期間満了の15日前までに、再生支援実施の結果報告書を提出する義務があります。

経済裁判所は、再生支援実施の結果報告書を審査し、また債権者からの異議がある場合にはその異議を審査した上で、未払の債務がなく、債権者の異議に理由がないと認められる場合には、債務者の代表者が提出した報告書を承認し、倒産事件手続終結の決定をします。しかし、未払債務があり、債権者の異議に理由があると認められる場合には、経済裁判所は債務者の代表者の報告書を承認しません。報告書を承認しない場合、経済裁判所は、外部管財開始の決定又は債務者の倒産認定・清算手続開始の決定を出します。

ここで指摘しておかなければならないのは、ウズベキスタン共和国の経済裁判所の実務において、この裁判上の再生支援手続を利用している事例はあまり多くないということです。統計によれば、今日までに8つの企業しかこの制度の適用を受けていません。裁判上の再生支援手続が機能していない理由は幾つかあります。まず、債務者財産の所有者ある

いは債権者、そして何よりも債務者自身が、この手続の利用のための十分な資金を持っているとは限らないということです。また、倒産事件手続は非常に時間がかかるので、債権者は、より早く自己の債権を回収するため、経済裁判所に対し倒産事件手続の開始を申し立てる代わりに、自己の債権の支払を求めて訴訟を提起する場合があります。もちろんこれは他の債権者との関係で、正当である、公正であるとは言えません。ウズベキスタン共和国倒産法では債権者の利益が守られてはいますが、別の債権回収手段が存在するため、別の手段を採る債権者が多いのです。この点についてウズベキスタン共和国の裁判上の再生支援手続と日本の民事再生手続を比較すると、日本の知見から我々が学ぶべきものがあると思います。

裁判上の再生支援手続に比べ、ロパエワさんの発表する外部管財手続の方はより多く利用されています。外部管財の方がずっとうまく機能していると言えるでしょう。

以上で私の発表を終わらせていただきます。

○司会 ありがとうございました。次に、ウズベキスタン共和国倒産法における再建型倒産処理手続の二つ目である外部管財手続について、ロパエワ・ナタリヤ・ヴァシリエヴナさんから発表をいただきます。



タシケント法科大学ロパエワ講師発表風景

外部管財手続について

ウズベキスタン弁護士，タシケント法科大学講師
(前ウズベキスタン最高経済裁判所上席法律顧問)
ロパエワ・ナタリヤ・ヴァシリエヴナ

○ロパエワ 皆さんこんにちは。それではウズベキスタン倒産法における外部管財手続について発表させていただきます。

ウズベキスタン倒産法における外部管財手続とは、倒産法第3条第12号に「法人債務者に対し、その支払能力回復を目的として、債務者の事業管理権の外部管財人への移譲を伴って適用される倒産手続である」と定められている裁判上の倒産手続です。外部管財手続は、裁判上の再生支援手続と同様に、再建型の倒産処理手続です。しかし、裁判上の再生支援手続と異なる点は、債務者の経営権が完全に外部管財人に移されるという点です。裁判上の再生支援手続と同様に、外部管財手続は経済裁判所による決定をもって開始されます。外部管財手続に先だって、監視手続があります。監視手続も経済裁判所の決定により行われるものです。監視手続の後に外部管財手続が開始されます。

ソリエフさんがおっしゃったように、裁判上の再生支援手続は、実務上まだあまり適用されていません。一方、外部管財手続は多く使われています。

ウズベキスタン倒産法は、外部管財手続が開始される三つの根拠を規定しています。

第一の根拠は、債権者集会の決議です。債権者集会が外部管財手続の適用が必要だという決議を行った場合、経済裁判所はその決議に合意します。経済的観点からすると、このような法律の構造はあまり合理的ではないと思われるかも知れません。しかし、このような構造にも一定の意義があります。第一に、債権者は、かつて自らの資産を債務者企業に投資することによって一度リスクを負っており、配当の受取りと自らの債権の弁済を要求する権利があります。第二に、監視手続において一時管財人が債務者の財政状態を調査し、外部管財手続を行うべきかどうか結論を出しています。第三に、外部管財手続実施の可能性を提供することが、債務者の財政状態を再建させるきっかけとなり得るということです。

外部管財が開始される第二の根拠は、経済裁判所による決定です。つまり、債権者集会の意思に関係なく経済裁判所の決定により外部管財手続が開始される場合です。債権者集会の決議に反して経済裁判所が外部管財手続開始の決定をするためには、債務者に財政状態の回復のための現実的な可能性が存在していることが要件とされています。

外部管財開始の第三の根拠は、倒産事件を管轄する国家機関による申立てです。倒産事件を管轄する国家機関は、債権者集会の意見に関係なく、外部管財手続を申し立てることができます。当然ながら、倒産事件を管轄する国家機関が外部管財手続開始を申し立てることができる企業とは、その資本に国家の持分が含まれている企業です。

私が作成いたしました参考資料中の別添1「外部管財」（本誌29ページ）を見てくだ

さい。外部管財手続が行われ得る期間を説明しています。一般的には、外部管財手続は12か月から24か月の期間で実施されます。しかし、外部管財手続開始以前に裁判上の再生支援が行われている場合、裁判上の再生支援手続と外部管財手続とを合わせた期間は、36か月を超えることができないという点に注意する必要があります。ウズベキスタン倒産法は、特定の範疇に属する債務者に対しては、より長期の外部管財手続期間を定めています。町形成企業又は町形成に関連する企業⁴には、5年間までの外部管財手続期間が認められています。また、農業企業⁵の外部管財手続期間は12か月間延長することができます。経済裁判所が期間を延長する場合、期間延長により債務者の財務状態が改善される十分な根拠がある必要があります。

外部管財の開始の効果について、参考資料中の別添2「外部管財開始の効果」(本誌30ページ)をご覧ください。まず、債務者財産の管理に関する権限はすべて外部管財人に移り、経営陣は、権限をすべて失います。もう一つの重要な効果として、債務者のすべての債務が凍結されるモラトリアムがあります。参考資料中の別添3「債務弁済についてのモラトリアム」(本誌31ページ)をご覧ください。外部管財手続開始決定日以前にすでに発生している金銭債権及び義務的支払債権に対しモラトリアムが開始され、債権者が債務者に対し、自分の個々の債権を請求することが禁止されます。

次に、外部管財人についてですが、参考資料中の別添4「外部管財人の権限(97条)及び義務(98条)」(本誌32ページ)をご覧ください。外部管財人は経済裁判所の決定によって任命されます。実務上は、通常、外部管財人の任命は外部管財手続の開始と同時に行われます。通常、外部管財人の候補者は、債権者集会によってまず推薦されます。経済裁判所はその候補者の承認に際し、その形式的な要件を検討します。つまり、債権者集会開催に至る手続の適法性や、債権者集会を開催するための定足数を満たしていたかどうか等について検討します。また、外部管財人候補者が、利害関係人でないかどうか当然チェックされます。「利害関係」の定義については、倒産法第17条に規定されています。また、外部管財人候補者が、倒産事件を管轄する国家機関が出す資格証明書を持っているかどうか調べられます。また、倒産事件を管轄する国家機関も、当該資格証明書を出す際に、その者が倒産法第18条の定める要件を備えているか、すなわち、高等教育を終えているか、必要な実務経験年数があるか、前科があるか、などを調べます。

外部管財人の義務について説明します。第一の義務は、債務者の支払能力の回復です。まず、外部管財計画を作成し、債権者集会で審理されるために提出しなければなりません。そして外部管財計画を実施し、債権者集会に結果報告をする義務があります。

4 従業員及びその家族が当該居住地の人口の半分以上を構成するか、従業員数が3,000名以上である法人、国家の防衛・治安維持に関わる法人、又は、自然独占事業体である法人(倒産法第3条第14号)。

5 主な事業が商品としての農産物の生産である農業協同組合(シルカット)、フェルメル経営企業又は法人格を有するデフカン経営企業(倒産法第3条第18号)。

第二の義務は、債務者の代表者としての責務です。具体的に言うと、債務者財産の管理を引き受け、財産目録を作成し、銀行に特別口座を開設し、簿記・財務を管理し、その報告書を作成し、債権の回収のための措置を講ずることです。

第三の義務としては、債権者への対応があります。つまり、債権登録簿の管理、届け出られた債権の検討、そして債権に対する異議の申立てです。

外部管財人の権限については、法律及び外部管財人に関する規則によって、債務者の支払能力回復のために必要な一連の具体的権限が付与されています。それは、債務者の財産を適切に処分できる権限、債務者が過去に締結した契約の履行を必要に応じて拒否できる権限、取引を無効と認定するよう経済裁判所に申し立てる権限、債務者資産の売却において競売の実施者となる、あるいは、競売のための専門機関を雇う権限です。また、外部管財人は、議決権は有しませんが、債権者集会に参加することができます。さらに、外部管財人は、経済裁判所に対し、外部管財期間の延長又は短縮を申し立てることができます。適切に職務を遂行するために、契約に基づいて専門家を雇うこともできます。

外部管財人の活動には幾つかの制限があり、倒産法第101条と第104条に定められています。外部管財人は、帳簿価額が債務者財産の10%を超える財産の取引を行う場合、債権者集会の同意を得る必要があります。この他にも、倒産法には、外部管財人の活動に対する幾つかの制限が定められています。

次にお話したいのは、任命後の外部管財人の権限についてです。まず指摘しておかなければならないのは、外部管財人の権限は、企業の代表者の権限と一致するということです。外部管財人の全活動は債務者企業の支払能力回復に向けられなければなりません。しかし、外部管財人は、企業の代表者と比べ、より大きな責任を負います。なぜならば、外部管財人は、債務者の代表者の役割ばかりでなく、企業を管理する合議機関、つまり指導部、幹部会等の役割も担うからです。外部管財人の業務の中で最も困難なこととして、従業員の解雇が挙げられます。多くの場合、年配の幹部の解雇です。仮に、外部管財人が不適切な解雇を行い、企業に必要な従業員を解雇した場合、新しい適切な人材を得られなければ、企業の再建はより困難になってしまいます。この場合、外部管財人が、その分、再建に従事しなければならず、企業の支払能力回復の責任をすべて負わなければなりません。

外部管財人の報酬についてですが、外部管財人の報酬額を決める手続は、他のすべての裁判所任命管財人の報酬額を決める手続と同じです。通例、債権者集会は報酬額を決議し、経済裁判所に対しその議事録を提出します。経済裁判所は、債権者集会が決めた額を承認します。しかし、外部管財の期間は長期であるため、外部管財期間の間に外部管財人の報酬の見直しを行うことも可能であり、増額又は減額されることがあります。

次に外部管財計画についてお話したいと思います。外部管財人の最も重要な課題は、債務者の現在の財務状態を明確に把握し、それに基づいて適切な外部管財計画を作成することです。倒産法は、外部管財計画作成のための期間を、外部管財人の任命から1か月間と

し、また外部管財計画が債権者集会との間で調整される期間を、外部管財開始から2か月間と定めています。外部管財開始から2か月以内に経済裁判所に外部管財計画が提出されない場合、経済裁判所は、倒産認定・清算手続開始決定をすることができます。

外部管財人には、監視期間中に一時管財人であった人物が就任するのが実務上の運用です。したがって、外部管財人は、監視期間中に、すでに債務者の財政状態の分析を行い、債務者の財政状態の知識を持っていると考えられます。仮に外部管財人と一時管財人が別の人物であったとしても、外部管財人の手元には、一時管財人の提出した債務者の財政状態に関する報告書があります。

外部管財計画には、債務者の支払能力回復のための措置が示されていなければなりません。債務者の支払能力回復のための措置は、倒産法第109条に挙げられています。生産活動の見直し、不採算事業の閉鎖、債権の回収、債務者資産の一部の売却、債務者の有する債権の譲渡、第三者による債務者の債務の履行、債務者の企業又は事業の売却、債務者資産の置換、債務者の追加株式の発行、その他の債務者の支払能力回復のための方法です。その他の方法というのは、法令に反しないあらゆる手段ということを意味します。

外部管財計画の形式については、倒産法は規定していません。しかし、書面で作成されなければなりません。重要なことは、債務者の支払能力回復のための措置と回復の期間が示されていることです。

先ほど申しあげましたように、外部管財人は、外部管財開始から1か月以内に外部管財計画を作成し、債権者集会での承認を得るために提出しなければなりません。しかし、外部管財人が提出した外部管財計画を債権者が承認しないこともあります。この場合、債権者は、経済裁判所に対し、債務者の倒産認定を申し立てます。

債権者集会が外部管財計画を承認した場合、外部管財人は、外部管財計画の実現に取りかかります。外部管財計画の実現のために必要な実務能力の大部分は、危機管理者に通常必要とされる実務能力と異なりません。

支払能力回復のために行われる主な措置としては、まず、債務者が締結した契約の履行の拒否があります。つまり、外部管財人は、以前に締結された契約が今は有益でなく、債務者の利益に反するものであると思われる場合、その履行を拒否することができるのです。

次に挙げられる措置としては、参考資料中の別添7「債務者の法律行為の無効」（本誌35ページ）にありますように、債務者の一部の法律行為を無効とすることです。外部管財人は、企業にとって損害となる法律行為や特定の債権者を有利にするような法律行為を無効とすることができます。

他の措置として、債権譲渡、債務者の企業又は事業の売却があります。また、債務者に何らかの余剰資産があるときには、それを活用した活動も行わなければなりません。さらに、追加株式の発行や債務者の資産の置換も考えられます。いずれの措置を採るにしても、債権者集会の同意は常に必要であり、外部管財計画の中に記載されていなければなりません。

ん。

外部管財人の日常の業務としては、まず債権者への対応があります。つまり、債権者の発見、債権者への通知、債権額の確定です。最終的な目的は、債権者に弁済することです。

外部管財計画の実現後、外部管財人は債権者集会に結果報告をし、報告書を経済裁判所に提出しなければなりません。

外部管財手続から離脱する道は三つあります。まず一つ目は、債務者の支払能力が回復した場合です。二つ目は、債務者の倒産が認定され、清算手続が開始される場合です。三つ目は、債務者と債権者の間で和議が締結される場合です。外部管財手続は、期間満了前に中止されることもあります。債務者の支払能力回復が不可能であることが明らかである場合、経済裁判所に期間満了前の中止を申し立てることができます。この場合、債務者の倒産が認定され、清算手続が開始されます。

外部管財手続により債務者が再建した場合、倒産事件は終結し、外部管財人の権限も終了します。外部管財手続により債務者が再建せず、倒産が認定された場合、外部管財人の権限は、清算管財人が選任されるまで継続します。こうして外部管財手続は終了します。そして、私の発表も終わりとなります。

○司会 ありがとうございました。それではここで、日本側の支援委員会からコメントをいただくこととします。コメントについては、日本側の支援委員会を代表して、遠藤先生からお願いいたします。



早稲田大学大学院法務研究科遠藤教授発表風景
(写真前列 左から二人目：遠藤教授)

日本側支援委員会からのコメント

早稲田大学大学院法務研究科教授

遠藤 賢治

○遠藤 早稲田大学の遠藤でございます。本日は、ソリエフさんとロパエワさんから、裁判上の再生支援と外部管財について簡潔で分かりやすく興味深い説明を聞かせていただきました。そこで、幾つかのコメントを申し述べさせていただきたいと思っております。

お手元に配られております資料の最後に、私が作成いたしましたウズベキスタン倒産法フローチャートがございます(本誌39ページ参照)。ここに示したウズベキスタン倒産法の手続の流れと、先ほどの御両名の御報告を併せますと、ウズベキスタン倒産法の再建型手続の特徴は、比較的厳格な手続タイムスケジュールの下で、債務の完済を目標として経営の再建を図るといふ点にあると言えようかと考えます。そして、この手続の選択は債権者が主導権をもって決定する、という内容になっております。そのために、債権者が誰であるかが非常に重要なことになるかと思っておりますが、ウズベキスタン倒産法では、債権者の確定手続は監視手続において行われることとされています。この点から、債権者集会と債権確定手続を担う裁判所任命管財人の二つの機関が非常に困難かつ重要な役割を果たすべきことが期待されていると考えられます。

先ほど、債権者集会においては、手続の選択に関し、裁判上の再生支援手続よりも外部管財手続を選択される場合が多いという御報告でありました。裁判上の再生支援手続は、1994年倒産法には規定されていましたが、現行倒産法への改正に際し、再度導入されたということでもあります。日本の場合、民事再生法は、従来の倒産原因を緩和したため、非常に使いやすくなり、そのことが大きな理由の一つとなって民事再生事件が増えました。ウズベキスタンの裁判上の再生支援の利用がまだ少ないのは、それなりの理由があるように思いますが、債務超過の段階に至らないと裁判上の再生支援手続が利用できないという状況、あるいは資金のない倒産企業に対するスポンサーの確保が影響しているのではないだろうかとも感じました。解釈運用に当たって配慮する必要がないかどうかを検討すべきではないかと思っております。

一方、外部管財手続が非常に多くなっているということでしたが、日本の場合、会社更生事件は民事再生事件よりも少ないので、現象的には日本と逆の状況にあると見ることができます。倒産企業は、旧来の経営者がまだ経営権を維持できるのであればそれを望んで再建に向かうことが多いかと思っておりますが、ウズベキスタンでは、経営者を交代させて再建を図る途を選ぶという傾向があるのはどのような背景から裏付けられているのかを興味深くお聞きしました。

外部管財手続の場合、外部管財人の仕事が非常に重要でかつ責任が重いということでもあります。例えば、否認権を行使しなければならない、あるいは、債権の回収もしなければ

ならないというように、外部管財人には広範な役割が与えられています。どのような場合に否認できるのか法的基準が明確にされる必要があるとともに、ここで、否認権の行使や財産の回収に際し、法律的な争いが生じ、訴訟に発展することが予想されますが、このような場合、法律家が関与しなくてもうまく機能しているのであろうかと不安も残りました。管財人に適格者を得ることと、その養成が大きな課題であると考えられます。

全体的に、ウズベキスタン倒産法が債権者自治を基本にしていることから、倒産手続では、債権者の協力が得られるか否かが運用上の留意点であるのかなと感じました。債権者集会が非常に活発だということも以前お聞きしたことがあります。この点も債権者自治に支えられていることのあらわれであると言えましょうし、債権者自治を基本とする制度の大きな特徴であると思いました。債権者集会への事前案内が適正かつ迅速に行われることが期待されているものと言えるでしょう。以上です。

○司会 遠藤先生ありがとうございました。それでは引き続き質疑応答に入りたいと思います。今日御来場の皆様には是非活発な議論をお願いしたいと思います。



カントリーレポート発表会の様子（平成17年5月27日 国際会議室）

総括質疑応答

- 日本側** 裁判所任命管財人について質問があります。第一に、現在、裁判所任命管財人の資格を持っている人の人数を教えてください。第二に、先ほどの遠藤先生も外部管財人の仕事量が多い点を指摘されていましたが、外部管財人には、専任義務はあるのでしょうか。第三に、法律問題が起きた場合、法律家ではない管財人は、どのように対処しているのかという点を教えてください。
- ロパエフ** まず、2004年3月23日付け内閣令138号について述べたいと思いますが、この決定において、裁判所任命管財人の権限と選任手続が明確に規定されました。倒産法は、倒産事件を管轄する国家機関を裁判所任命管財人の育成を行うべき機関であるとしており、裁判所任命管財人の教育や資格試験等の実施は、この機関が行っています。確かに、現在、裁判所任命管財人は不足しています。昨年1年間で、ウズベキスタン共和国全体で320人の新たな裁判所任命管財人が任命されました。一方、昨年1年間で倒産した企業数は1,742社です。裁判所任命管財人が不足していることは明らかです。そのため、一人の裁判所任命管財人が、同時に複数の事件の裁判所任命管財人を務める場合があります。
- 裁判所任命管財人が法律家ではないという点も問題です。現在、法律家の裁判所任命管財人は3,4人しかいません。しかし、私が発表の中で申し上げましたように、裁判所任命管財人は、必要に応じて契約により、外部の専門家を雇うことができるので、法律問題に対応するために弁護士を雇うことも可能です。
- 日本側** 第一回債権者集会で、再建の可能性がある場合は、裁判上の再生支援手続又は外部管財手続の開始を申し立てるか、あるいは、再建の可能性がないとして、清算手続の開始を申し立てるかを決議しますが、その際、債権者集会は、どのような基準に基づいて手続を選択するのでしょうか。
- タジェフ** まずは、債務総額と債務者の資産や事業を比較します。そして、裁判上の再生支援手続又は外部管財手続の実施が、倒産手続の申立人によりどれだけ保証されているか、担保されているかという点も考慮します。もちろん、財産が少なく債務額が大きいというときには再建の可能性は認められませんから、債権者は清算手続の道を選びます。
- 日本側** そうすると、債権者集会では、債権者の方から特定の手続の提案が出るというよりは、債務者の方から、特定の手続の提案が出るということでしょうか。
- タジェフ** 倒産法では、誰でも提案できるとされています。債権者でも、債務者財産の所有者でも、発起人でも、第三者でも可能です。特に利害や関心を持っている者が提案をしてきます。
- 日本側** 本日は貴重な講演をありがとうございました。ウズベキスタンの倒産事件において、デット・エクイティ・スワップ、すなわち、債権者が債務者企業に対して有していた

債権を債務者企業の株式に変えるという手法を利用することはあるのでしょうか。この手法は、日本や米国の倒産事件ではよく行われていますが、ウズベキスタン倒産法では認められているのでしょうか。

○池田 この点については、前提となる状況が、日本やアメリカと、ウズベキスタンでは大きく異なると思います。日本やアメリカは直接金融が発達していますが、ウズベキスタンは、現在でもなお間接金融の比重が大きいのが現状です。この点を前提に、私の知識の範囲で質問にお答えします。ウズベキスタンの現在の金融市場では、証券市場は必ずしもまだ成熟していない状況にあるので、基本的には、デット・エクイティ・スワップという手法は採られないと理解しております。

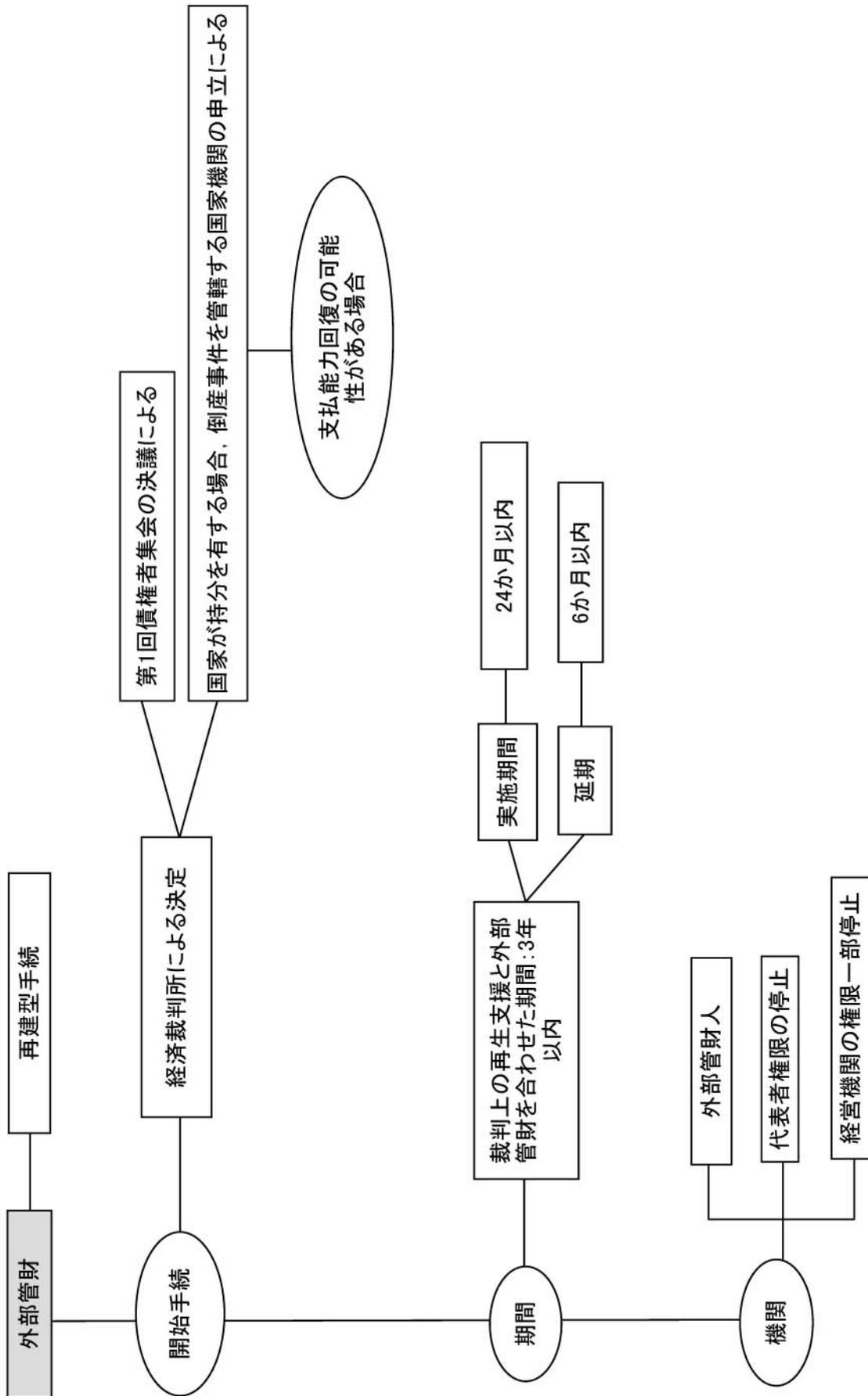
○タジエフ 裁判上の再生支援手続がほとんど使われていない理由について補足させていただきます。池田先生の冒頭の概要説明でも指摘されましたが、現在、ウズベキスタンにおいては、倒産状態に陥る企業の多くが国有企業です。しかし、ウズベキスタンの法制度では、国家予算から融資を受けている国有企業については倒産を申し立てることはできません。国有企業でも、国家予算から融資を受けていない企業ならば、その企業に対して倒産の申立てをすることができます。国有企業が民営化された後、うまく事業が変更できなかつたり、市場経済において受注先を見つけることができなかつたりして、倒産状態に陥る企業は多々あります。

債務者申立ての件数についてですが、確かにその割合は非常に少ないです。現行倒産法は、倒産状態に陥った債務者が自己申立てをしない場合、債務者と債務者の代表者は、債権者に対し連帯責任を負うことを定めています。しかし、法律に定められているにもかかわらず、債務者の代表者がかかる連帯責任を追及された例はいまだありません。その理由は、国民の法意識だとか、債権者の法意識がそこまで行っていないからだと思います。現行倒産法は制定されたばかりですが、今後、債務者の代表者が連帯責任を追及され、債務者の代表者の責任が広く周知されれば、債務者申立ての倒産事件の数も増えてくると思います。

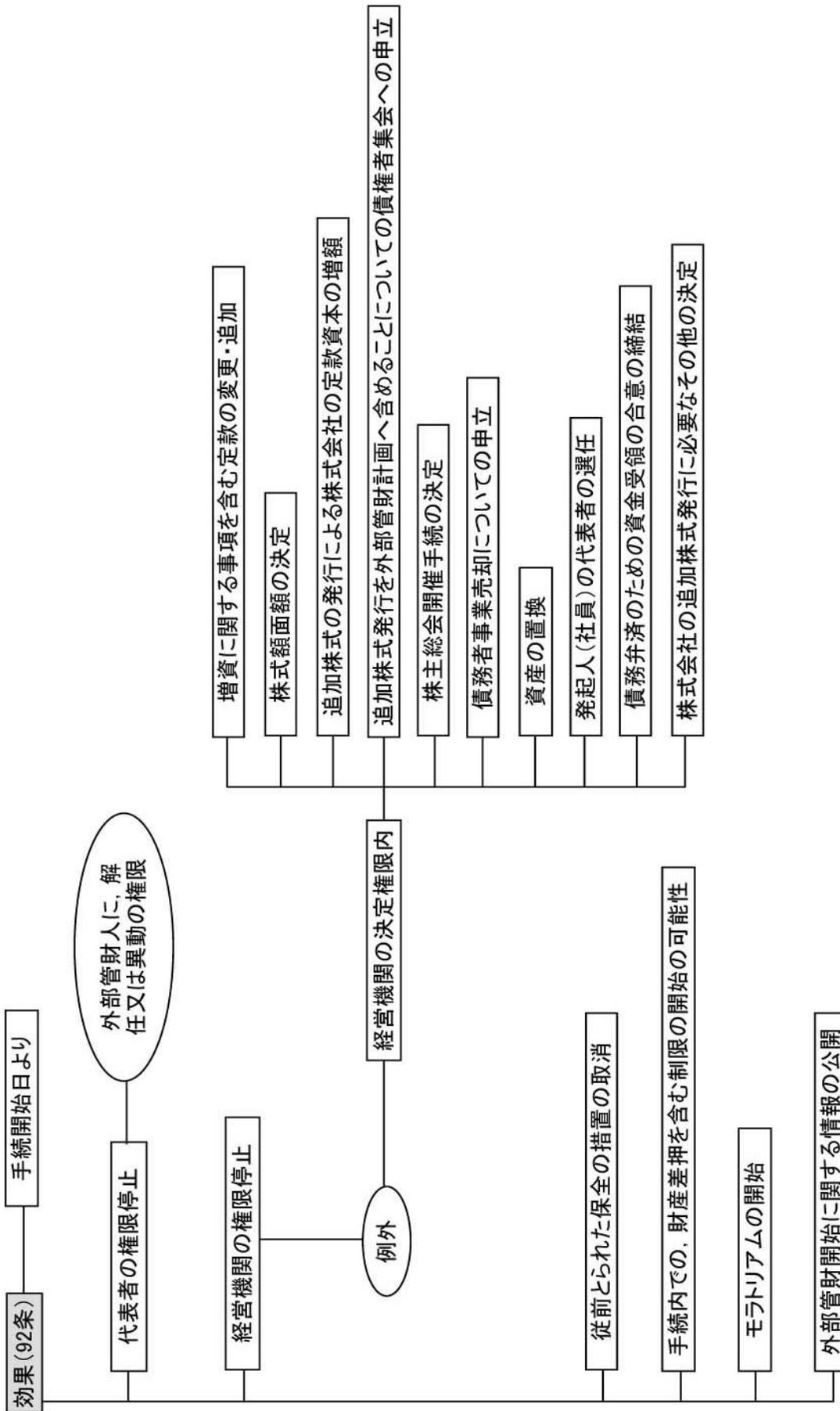
○司会 ありがとうございます。それでは、残念ながら時間となってしまいました。本日は、発表者の皆様には誠に有意義なお話をいただき、ありがとうございます。また参加者の皆様にも改めて感謝を申し上げます。

それではこれもちまして、第4回ウズベキスタン共和国法整備支援研修カントリーレポート発表会を終了いたします。皆様、長時間にわたり、ありがとうございました。

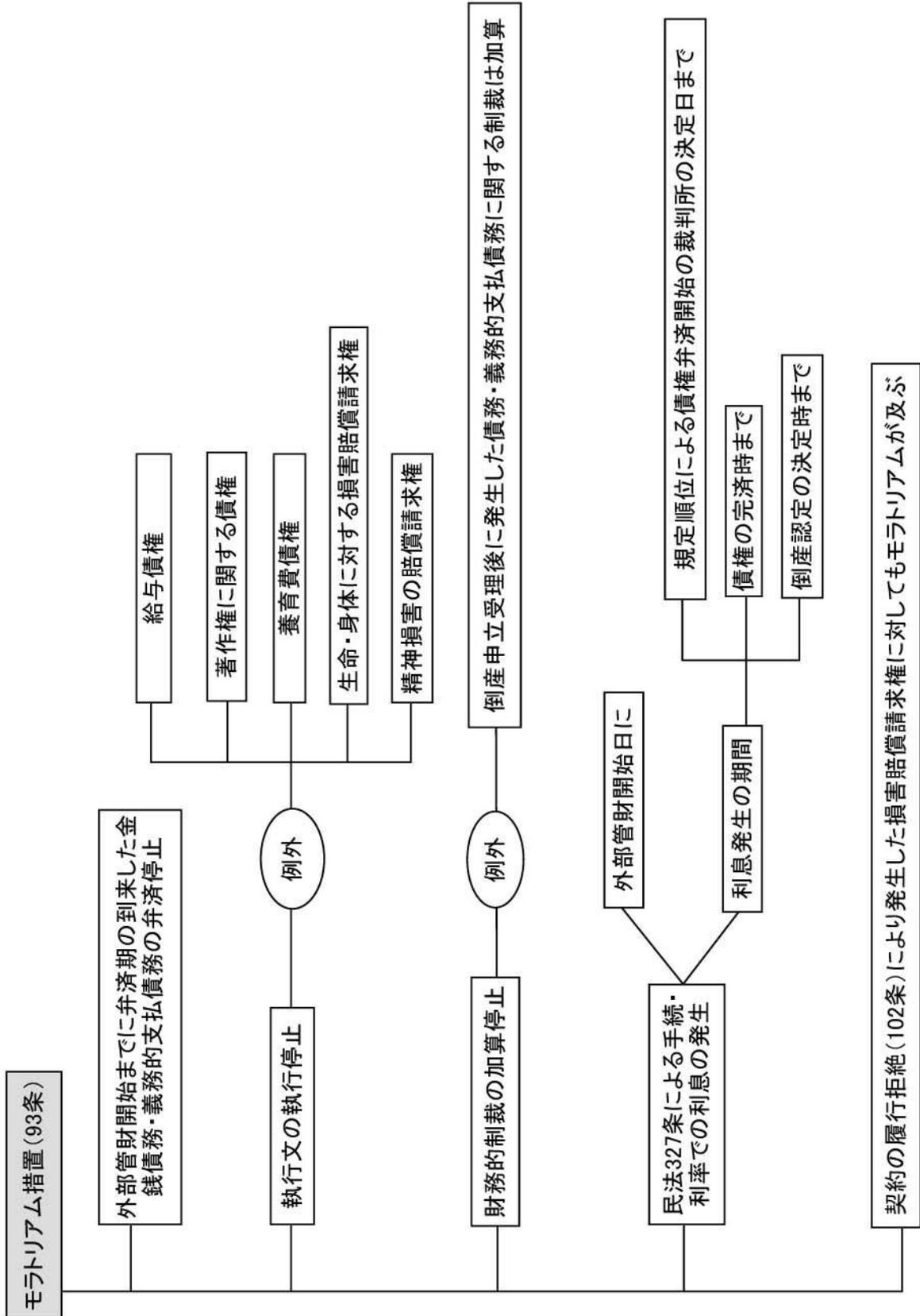
(終 了)



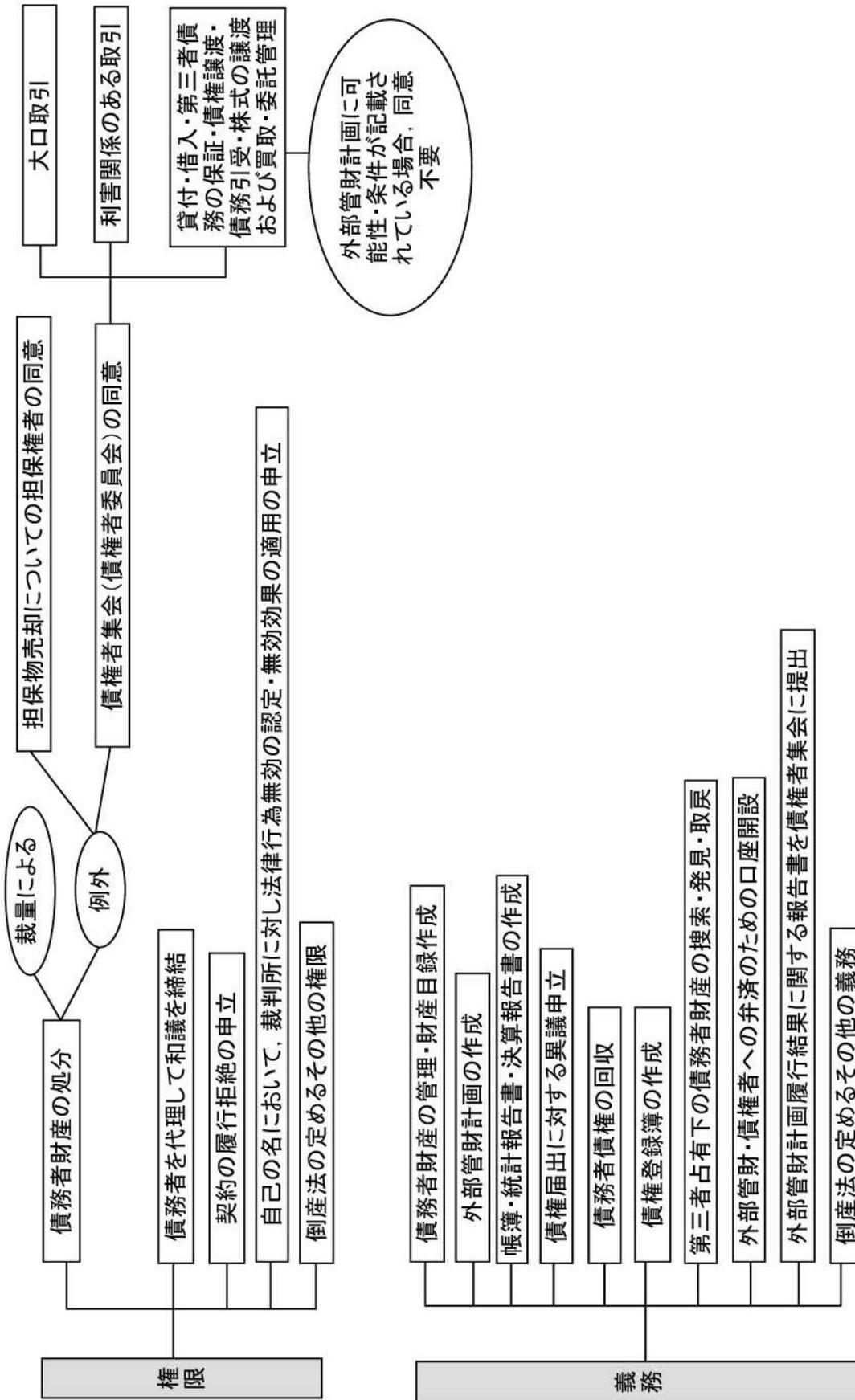
外部管財開始の効果



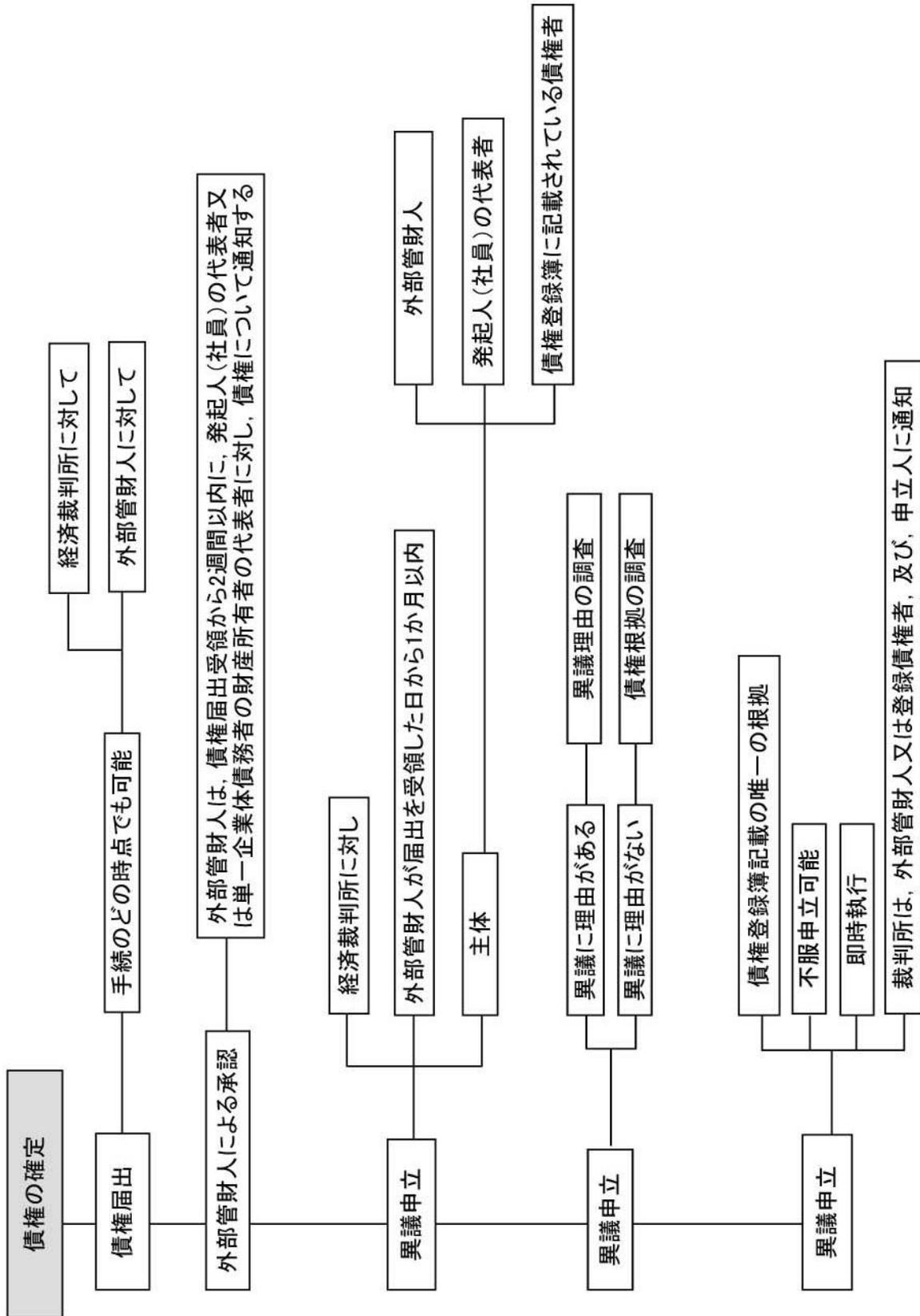
債務弁済についてのモラトリアム



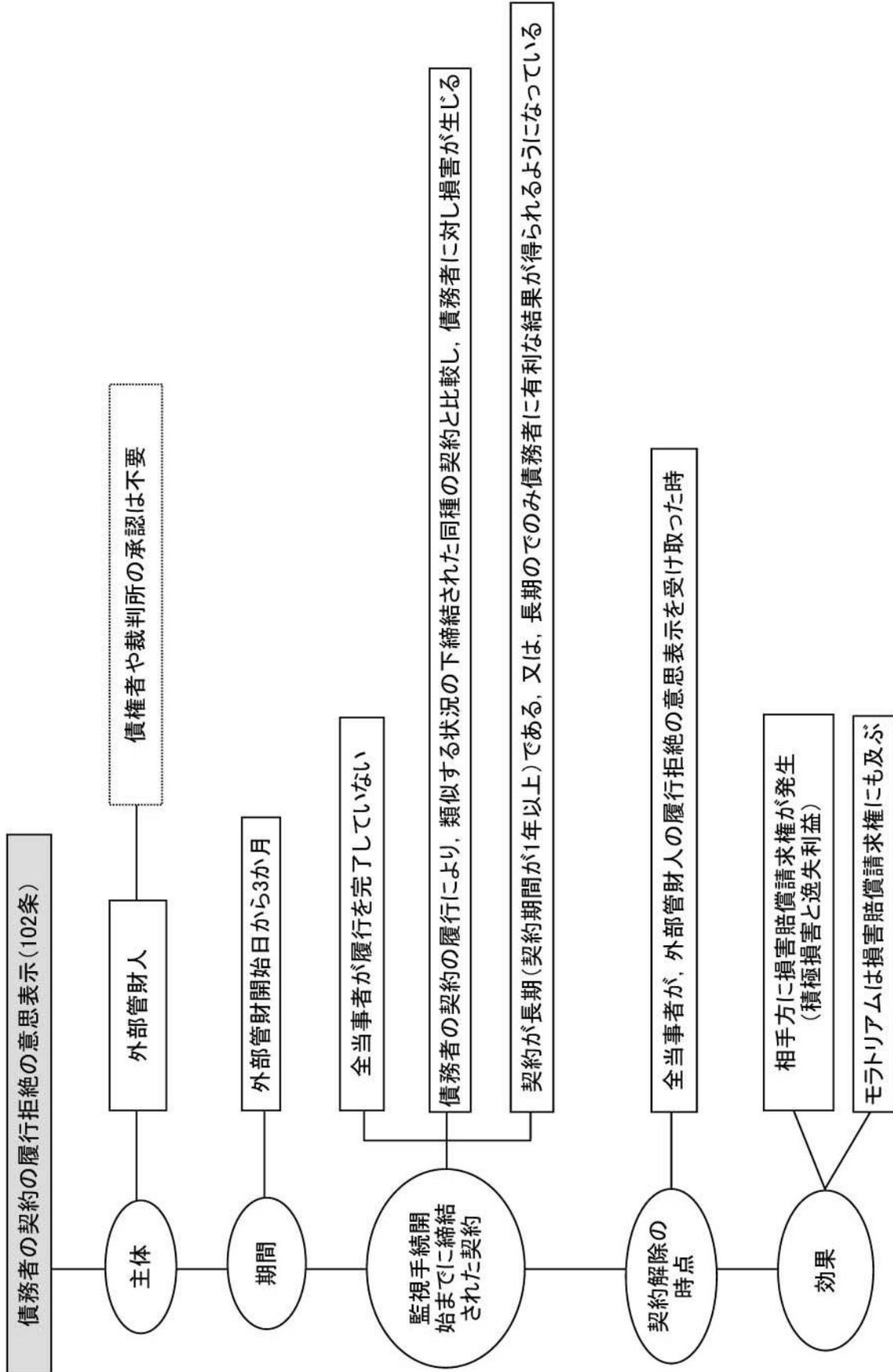
外部管財人の権限（97条）及び義務（98条）



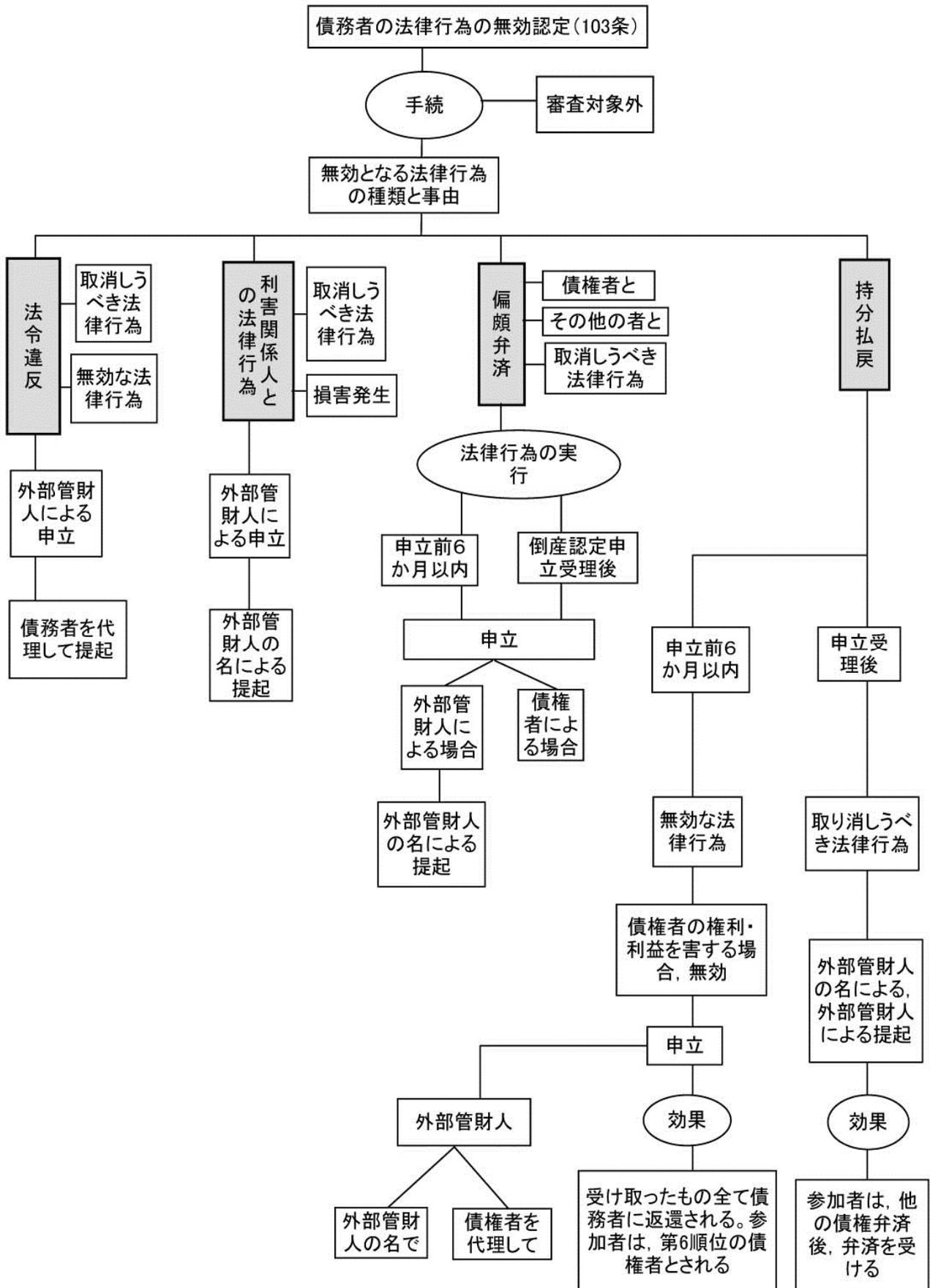
外部管財における債権の確定



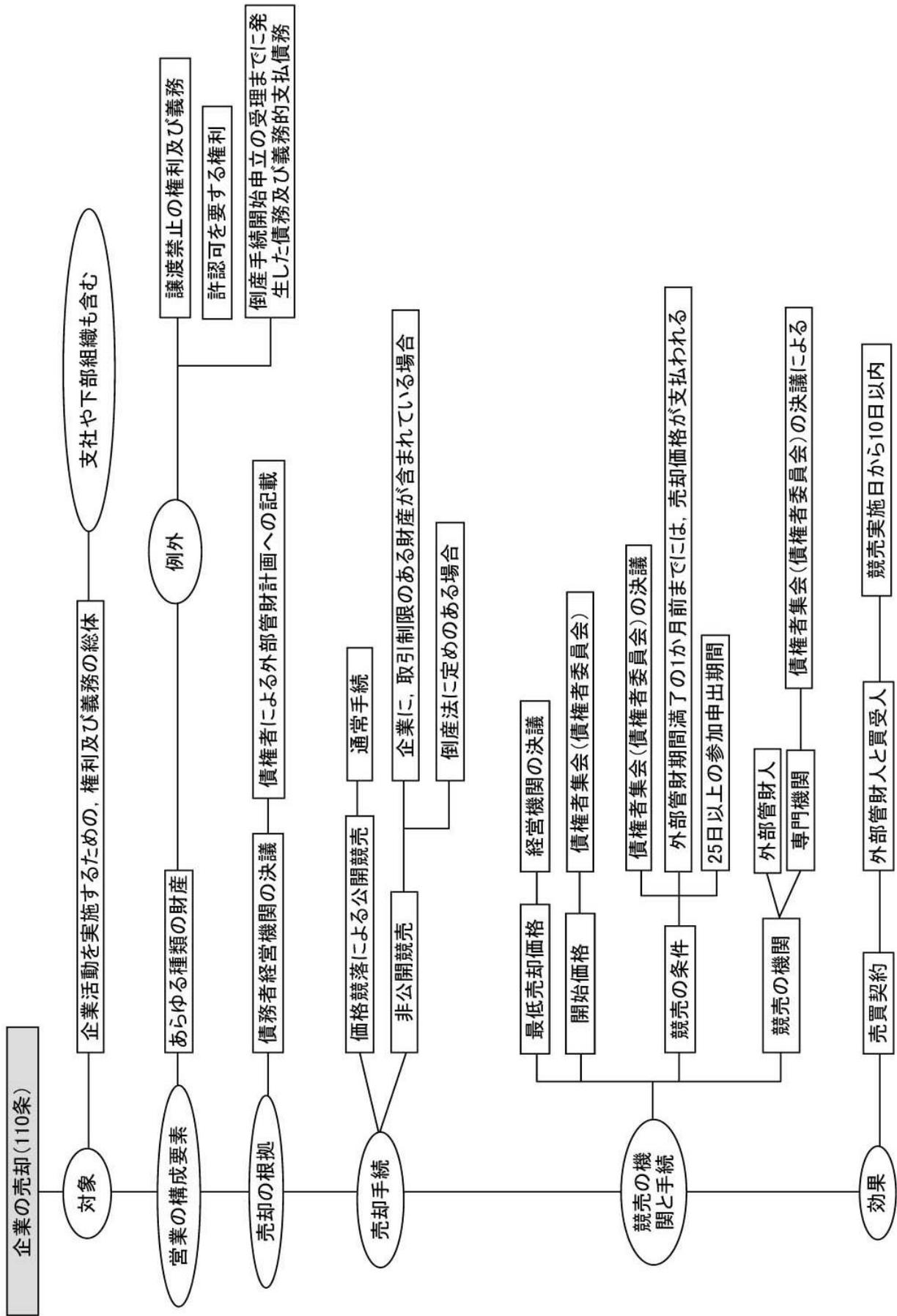
債務者の契約の履行拒絶



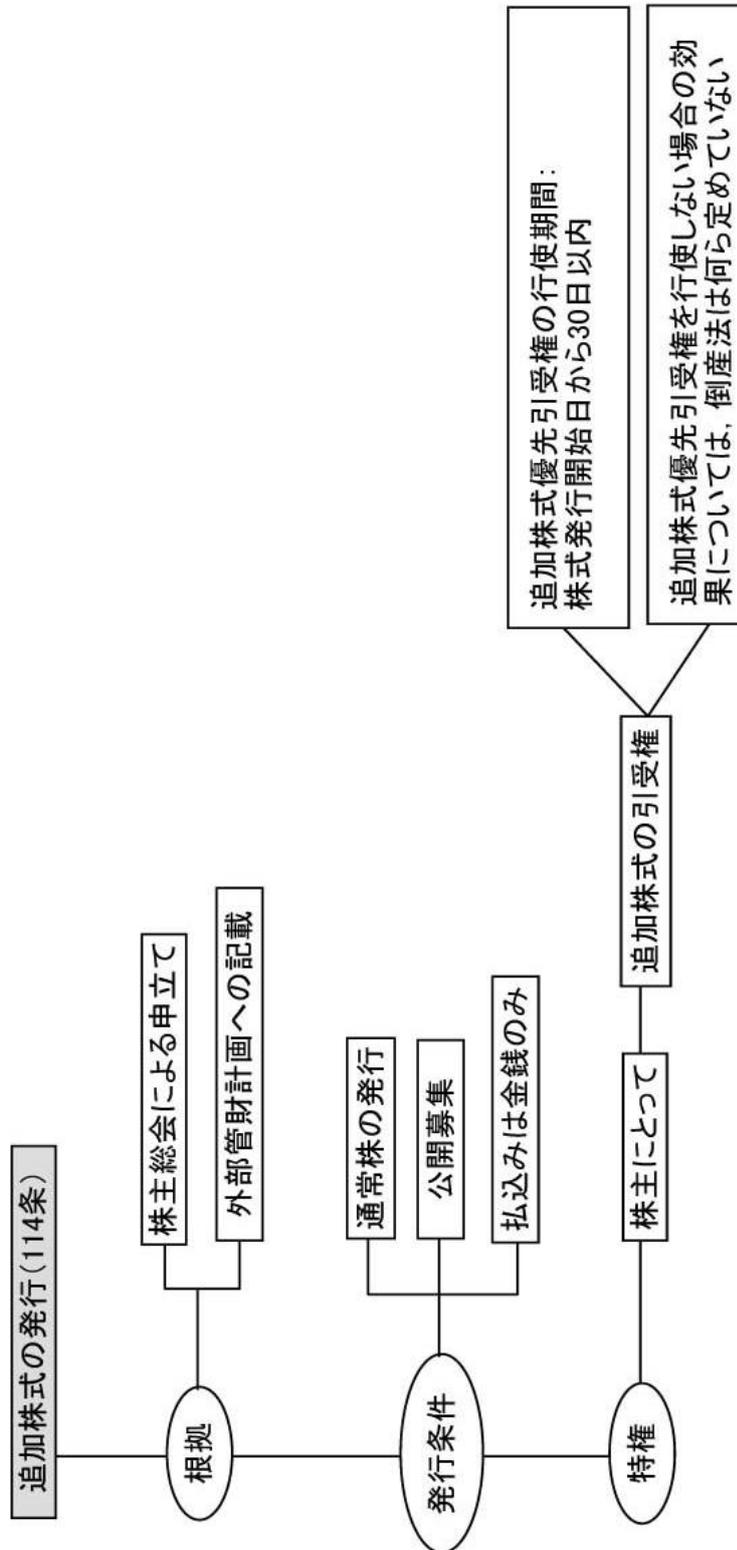
債務者の法律行為の無効



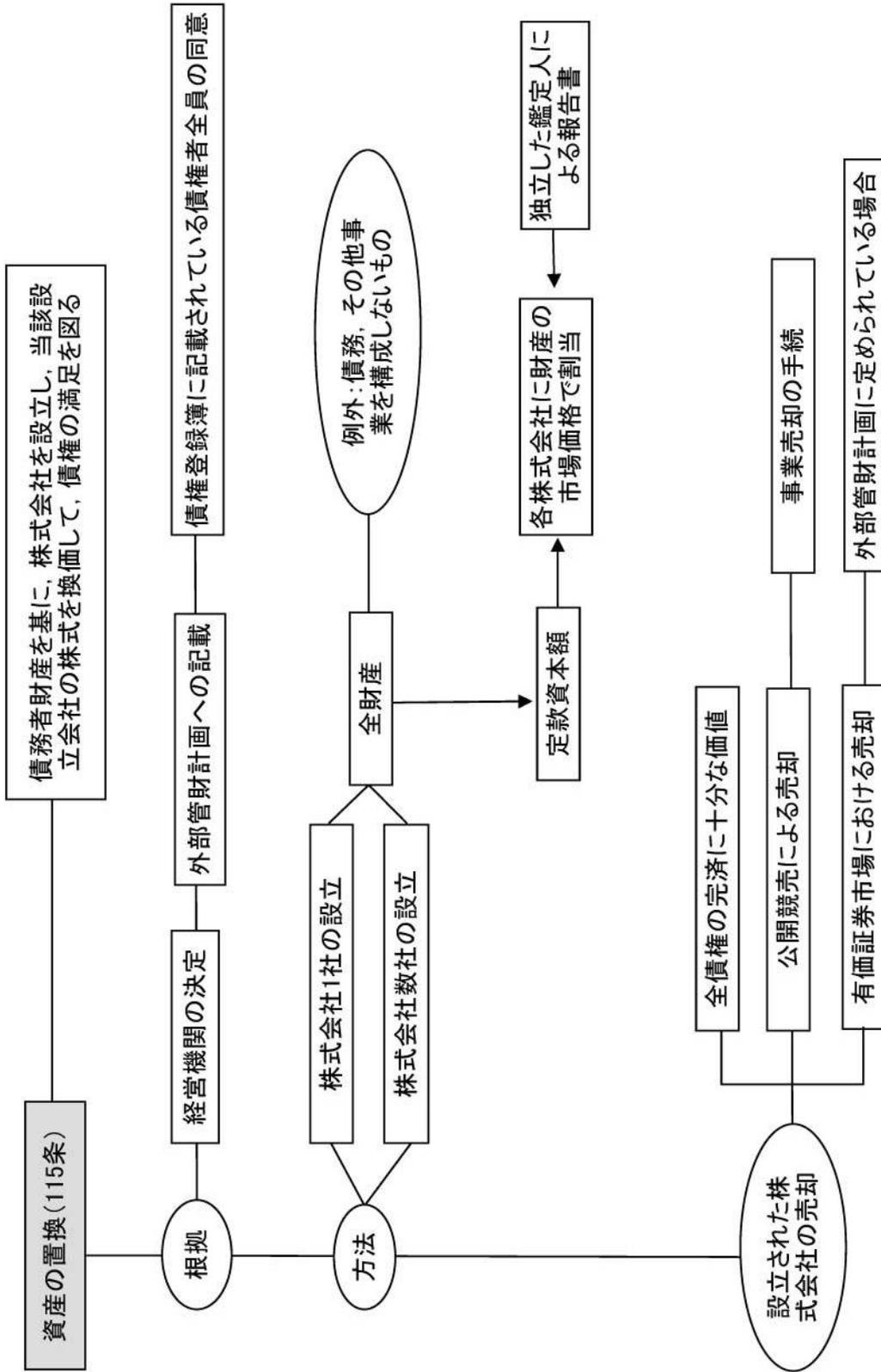
財産複合体としての企業の売却



追加株式の発行



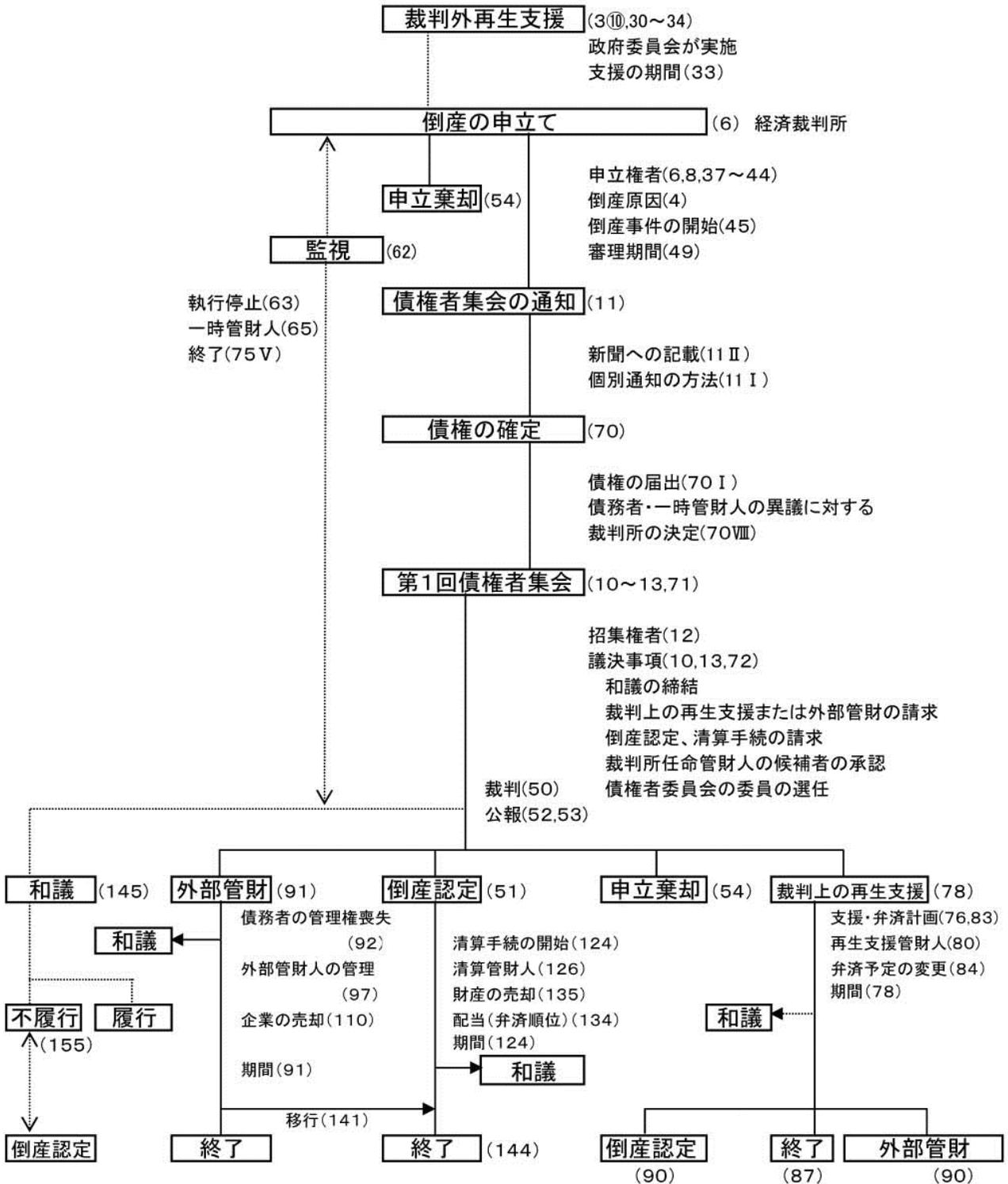
資産の置換



[参考資料]

ウズベキスタン共和国倒産法のフローチャート

()内は条数



Ⅲ 現地フォローアップセミナー

次 第

1 日 時 2005年9月6日(火) 午前10時30分から午後6時まで

2 場 所 ウズベキスタン共和国最高経済裁判所会議室(タシケント市)

3 次 第

10:30～10:45 開会あいさつ

JICAウズベキスタン事務所長 西宮宣昭
法務総合研究所国際協力部長 相澤恵一

10:45～13:00 日本側発表

日本の倒産実体法について

—否認権と双方未履行契約の処理を中心に—

大阪大学大学院高等司法研究科教授 下村眞美

(休 憩)

15:00～16:00 ウズベキスタン側発表(1)

裁判上の再生支援と外部管財との比較について

タシケント州経済裁判所判事

タジエフ・イブラギム・イサコヴィッチ

16:00～17:00 ウズベキスタン側発表(2)

日本の注釈書の様式とウズベキスタンの注釈書の様式との比較について

ウズベキスタン共和国最高検察庁上席検事

ホシロフ・エルキン・ディルムロトヴィッチ

17:00～18:00 質疑応答

4 司会進行 タシケント州経済裁判所判事

タジエフ・イブラギム・イサコヴィッチ

日本の倒産実体法について —否認権と双方未履行契約の処理を中心に—

大阪大学大学院高等司法研究科教授
下村 眞美

○下村 今回、ウズベキスタンに来る機会を与えていただき、本当に光栄です。お元気な様子の皆様に再会できて、嬉しく思っております。

今日は、ウズベキスタン倒産法の第102条、第103条に関連する日本の制度とその運用を御紹介したいと思います。よろしくお願ひいたします。

日本では、1996年6月に民事訴訟法が全面改正された後、同年10月から倒産法改正作業が開始されました。経済的には、1991年から不況が続き、倒産事件も増加し、大金融機関も倒産するなどしたため、必要性の高いところから、立法化や改正が進められました。1999年12月に、主に中小企業を対象とする再建的手続として「民事再生法」が、2000年11月には、個人債務者に対応するため、民事再生法の一部改正により個人再生手続が、また、国際倒産手続の整備として「外国倒産処理手続の承認援助に関する法律」が制定されました。さらに、2002年12月には、株式会社を対象とする再建的手続である「会社更生法」が全面的に改正され、2004年5月には、清算的手続である「破産法」が全面的に改正され、本年1月1日から施行されています。

今回の破産法改正に当たっては、民法の必要部分の改正もされた点が特徴となっています。

一連の倒産法改正により、倒産手続ごとに異なっていた倒産実体法の内容が統一的に整備され、債権者、債務者、第三者の利害関係調整がより公平にできるようになりました。

では、倒産実体法の内容に入りたいと思います。倒産手続においては、清算するにせよ、再建するにせよ、倒産手続開始時点を基準として倒産債務者をめぐる法律関係を整理し、債権者・債務者・利害関係人の権利を確定しなければなりません。日本では、倒産開始時点での債務者の積極財産と消極財産を確定した上で、破産手続では積極財産を換価して債権者に債権の種類と債権額に応じて平等に配当しますし、再建手続では債務免除の割合を決めて、再建計画を作成します。そのための前提として必要な作業です。

その際には、民法・商法等の規定をそのまま適用すると不都合が多いので、これらを手続的要請から補充・修正している倒産実体法を適用することとなります。

倒産実体法の内容としては、後に概説する契約関係の処理、否認権のほかに、各種債権の優先順位、担保権の処理、相殺権などがあります。これらは、一連の法改正により、特に破産法の改正により、大きく変わりました。

債権の優先順位ということでは、租税債権が財団債権として優先される範囲が限定さ

れました。破産法第148条第1項第3号になります。それから、労働債権、賃金債権の一部が、民法の保護を超えて財団債権とされたことがあります。租税債権には、法律により自力執行権や優先弁済権が与えられています。これが債務者の倒産に至った場合にもなお、他の債権者と比較して最優先権が与えられるべきかどうか議論されて、改正に至ったものです。労働債権の保護は労働者の生活保護という政策的考慮から、破産法についても破産手続開始から遡って3か月分に限って財団債権とされました（破産法第149条第1項）。

担保権の処理では、清算型手続である破産法においても「担保権消滅請求制度」が新設されました（破産法第7条第2節）。再建型手続である民事再生法や会社更生法では当初から設けられていた制度です。破産手続では、企業や事業の再建を目的としないわけですから、担保権がその本来的効果を発揮する場面といえます。しかし、債務者の倒産という事態に至った際には、担保権者が把握できる価値にも一定範囲の限定があるのではないかと考えられますので、破産法にもこの制度が作られたわけです。

また、破産法改正においては、相殺禁止の範囲が見直されました（破産法第71条、第72条）。日本においては相殺の担保的機能を非常に重視した金融実務が展開されてきたこと、また管財人側から見ると相殺によって破産財団に関係する債権債務関係を早期に整理しやすくなることから、これに一定程度配慮しながらも、相殺の濫用を防止するために支払不能を基準として整理されました。さらに、再建型手続には既に導入されていた、相殺権行使の催告及び失権の制度が創設されました（破産法第73条）。

では、本論に入りたいと思います。双方未履行契約の処理についてです。債権債務関係の多くは契約関係から発生しますが、契約に基づく債務がすべて履行される前に倒産手続が開始されたときには、その法律関係を整理しなければなりません。倒産手続が開始された時点で、債務者の相手方だけに履行すべき債務が残った場合には、相手方はその契約に従って債務を履行すればよいですし、債務者だけに履行すべき債務が残った場合、相手方の債権は倒産手続の種類に応じて破産債権、更生債権、再生債権となり、各手続に従って配当を受けたり、弁済を受けたりすることになります。債務者と契約の相手方のいずれにも債務が残った場合に、債務者の財産について整理する必要がありますが、その際には、契約の相手方の利益保護も視野に入れて処理する必要があり、各手続に一般原則と契約類型に応じた特則が規定されています。

破産手続、会社更生手続、民事再生手続が開始された時点において、債務者と契約相手方の双方が債務の履行を完了していないとき、破産管財人、更生管財人、再生債務者・再生管財人は、その双務契約を解除するか、又は、債務者の債務を履行して相手方の債務の履行を請求することができます（破産法第53条・第54条、会社更生法第61条、民事再生法第49条）。

では、双方未履行の双務契約に入りたいと思います。ここでは、まず、「双務契約」（民

法第533条など)であるかどうか、「債務の履行が完了していない」ときとはどんな場合をいうのが問題となります。

「双務契約」は、当事者の双方が相互に対価としての意味を持つ債務を負担するものですが、対価関係があるかどうかは当事者の意思によるとされています。

また、「債務の履行が完了していない」とは、各手続開始時点での債務の全部又は一部が未履行の状態をいいます。双方が全く履行していない場合のほか、一部が未履行の場合又は給付した目的物に瑕疵があった場合も含まれます。例えば、売買契約で代金が一部未払となっている場合、登記や引渡しが無了の場合、瑕疵のある給付物が取り替えられていない場合などがこれに当たります。そして、履行されていない理由は問いませんから、履行不能(民法第415条後段)の場合も含まれますし、履行期限が未到来であるとか、同時履行の抗弁権行使の結果である場合も含まれます。この要件に関して、最高裁平成12年2月29日判決は、「破産法第59条第1項(現第53条第1項)が・・・破産管財人が契約を解除することができるとしているのは、契約当事者双方の公平を図りつつ破産手続の迅速な終結を図るためであると解されている。そうすると、破産手続開始決定当時に、双務契約の当事者双方に未履行の債務が存在していても、契約を解除することによって相手方に著しく不公平な状況が生じるような場合には、破産管財人は同項に基づく解除権を行使することができないというべきである。相手方に著しく不公平な状況が生じるかどうかは、解除によって契約当事者双方が原状回復等としてすべきことになる給付内容が均衡しているかどうか、破産法第60条(現第54条)の規定により相手方の不利益がどの程度回復されるか、破産者の側の未履行債務が双務契約において本質的・中核的なものかそれとも付随的なものにすぎないかなどの諸般の事情を総合的に考慮して決すべきである。」と判示しています。ここから考えると、少なくとも対価的牽連性がある、対価関係が釣り合っているといえる債務間における未履行であることが必要といえます。

では、次に管財人(破産手続においては破産管財人、会社更生手続においては更生管財人、民事再生においては債務者又は管財人)が、契約の履行か解除を選択する際の考慮要素やその具体的方法について見てみましょう。

再建型手続である会社更生手続、民事再生手続の場合には、企業再建の目的に資する契約であるかどうかを中心に考え、法律関係を維持することが原則となります。また、破産手続は、債務者が法人であれ、個人であれ、破産者を経済活動の場から退場させる手続ですから、なるべく早く債務者の積極財産を高く換価することが求められ、したがって、法律関係を早期に終了させるのが原則となります。いずれにしても、それぞれの手続の目的と債務者の状況に応じて、総債権者の利益になるように管財人が選択することになりますが、典型的な契約類型については、次に述べますように、法律に規定があり、これに従った処理をします。

なお、破産手続においては、100万円を超える価額の契約履行請求には裁判所の許可が必要です(破産法第78条第2項第9号,第3項)。また、会社更生手続においては、裁判所が必要と認めたときは、更生管財人が契約の解除を選択する場合に裁判所の許可を得ることを要するものと決定できます(会社更生法第72条第2項第4号)。再生手続において債務者又は再生管財人が契約の解除を選択するには裁判所の許可を得る必要があるものと決定できます(民事再生法第41条第1項第4号)。

選択権は、相手方に対する意思表示、つまり民法第93条から第98条の適用によってこれを行使します。日本では、内容証明郵便によって意思表示をするのが一般的です。内容証明郵便とは、郵便法に基づき、郵政公社が郵便物の内容たる文書の内容を証明すること(郵便法第63条)をいいます。例えば、破産管財人が契約の相手方に契約の解除を意思表示するには、解除の旨を記載した同一内容の文書3通を郵便局の窓口に出し、日付印を押印してもらった上、1通は相手方に配達され、1通は郵政公社が保管し、残りの1通は控えとして破産管財人が保管します。この方法によれば、文書を相手方に出したことの証拠となりますし、また、確定日付を与える効力があります。その取扱いは書留とする郵便物について行われます。また、相手方に配達完了すれば、郵便配達員により配達証明書が作成され、これが郵便物到着の証拠となります。意思表示の原則に従えば、口頭によって履行請求か解除を通知することもできますが、もし、それについて「言った、言わない」の争いが生じても証拠によって決まることができなくなる危険性が高くなります。そこで、このような内容証明郵便が用いられるわけです。

契約の相手方の催告と催告期間満了の効果ですが、破産法と会社更生法・民事再生法では異なります。我が国においては、破産管財人、更生管財人、債務者又は再生管財人が、双方未履行の双務契約の履行を請求するか契約を解除するかを選択するについての期間制限がありません。そこで、契約の相手方としては、不安定な地位におかれることとなりますので、管財人等に対していずれかを選ぶよう催告することができます(破産法第53条第2項)。

破産手続では、法律関係を早期に終了させることが原則ですから、催告に対して相当な期間内に破産管財人からの確答がなかった場合には契約を解除したものとみなされます。これに対して、会社更生手続、民事再生手続では、契約関係を維持するのが原則と考えられることから、相当期間内に確答がないときは、解除権が放棄されたもの、つまり、履行の選択がされたものとみなされます(会社更生法第61条第2項,民事再生法第49条第2項)。

破産管財人が契約の解除を選択した場合は、契約関係は即時に消滅します。契約の相手方は、原状回復を求めることとなりますが、双務契約の債務の履行として給付した物が破産財団に残っているときは、その返還を請求できますし、残っていないときは、その価額について財団債権者として権利行使ができます(破産法第54条第2項)。また、

契約の相手方は、契約の解除により損害が生じたときは、損害賠償の請求もできますが、この損害賠償請求権は破産債権とされています（破産法第54条第1項）。損害は、民法第416条の定めに従い算定することになり、いわゆる履行利益といわれる範囲となります。

この処理は、会社更生手続においても民事再生手続においても同様です。

では次に、契約類型別の処理について見ていきます。まず初めに、「継続的給付を目的とする契約」です。

継続的給付を目的とする契約の典型例は、電気、ガス、水道の供給契約です。これらの供給者は、破産手続開始前の給付に対する支払がないことを理由に、破産手続開始後はその義務の履行を拒むことができません（破産法第55条第1項）。破産手続開始申立て後開始決定までの分については、財団債権とされました（同条第2項）。

次に、不動産賃貸借契約について説明します。実務上は、不動産の賃貸人、賃借人の破産の例は非常に多く、平成16年の改正により立法的解決が図られました。

まず、不動産賃貸人に破産手続が開始された場合、賃借人が対抗要件を備えている場合には、双方未履行双務契約の処理の規定は適用されません（破産法第56条第1項）。

すなわち、賃貸人の破産管財人は、破産手続開始を理由に賃貸借契約を解除することはできず、賃貸借契約が継続されます。賃借人は、破産管財人に対して賃料を支払います。

賃借人が対抗要件を備えていない場合には、双方未履行契約の一般原則に従った処理がされます。

賃借人に破産手続が開始された場合には、特別の規定がなく、双方未履行契約の一般原則に従った処理がされます。建物所有を目的とする土地賃貸借の場合には財産的価値がありますから、特別な事情がない限り、契約解除を選択することは管財人の善管注意義務違反とされる危険性が高くなります。なお、相手方である賃貸人は、賃借人の破産手続開始を理由として賃貸借契約を解除することはできません（民法第621条の削除）。

次に、請負契約について説明します。実務上は、建築請負を業とする者の破産の例がかなりあります。双方の債務が未履行のときに、注文者に破産手続が開始された場合には、契約相手方である請負人、注文者の破産管財人のいずれもが請負契約を解除できません（民法第642条第1項前段）。民法の規定は、破産法第53条の特則となっています。

この解除は、将来に向かっての解約の趣旨とされています。この場合には、請負人の既に履行した仕事に対する報酬部分とこの報酬に含まれない費用の請求権は破産債権となります（民法第642条第1項後段）。破産管財人が請負契約を解除した場合には、請負人には、破産債権として損害賠償請求権が認められますが、請負人が解除した場合には、破産管財人の損害賠償請求権も請負人のそれも認められません。

請負人が破産した場合については、民法にも破産法にも規定がありません。最高裁昭

和62年11月26日の判決によれば、請負契約の目的である仕事が破産者以外の者において完成することができない性質でない限り、双方未履行双務契約の一般原則の規定が適用されるとされています。

委任契約については民法で規定があり、委任者・受任者のいずれかに破産手続が開始されたことは、契約終了事由となるとされています（民法第653条、ただし、破産法第57条）。

次に、ライセンス契約の説明をします。ライセンス契約とは、特許権、著作権、商標権、ノウハウ（トレード・シークレット）等について、ライセンサーがライセンシーに対しその実施・使用を許諾し、ライセンシーがその実施・使用の対価として実施料・使用料（ロイヤリティー）を支払うことを内容とする双務契約をいいます。ライセンス契約についても、対抗力の有無によって処理が異なります。

ライセンサーに破産手続が開始した場合、ライセンシーが登録制度のある権利を有しており、登録を経て対抗力を有している場合には、双方未履行契約の処理の規定は適用されません（破産法第56条第1項）。すなわち、ライセンサーの破産管財人は、破産手続開始を理由にライセンス契約を解除することはできません。ライセンサーに破産手続が開始したが、ライセンシーが対抗力を有していない場合には、双方未履行契約の処理規定が適用されます。

一方、ライセンシーに破産手続が開始した場合には、双方未履行契約の処理規定が適用されます。

相場がある商品取引契約（破産法第58条）について説明します。証券取引所、商品取引所など取引所の相場その他の市場の相場のある商品の取引契約で、その取引の性質上、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができないものについて、その時期が破産手続開始後に到来すべきときは、契約は解除されたものと擬制されます（破産法第58条第1項）。さらに、いわゆる一括清算ネットティング条項（金融派生商品取引の基本契約で通常定められている条項で、当事者の一方が倒産したときは、相殺の意思表示を行うことなく、基本契約に基づくすべての個別取引から生じる債権債務を倒産時に一括して差引清算して、一個の債権にするというもの）の有効性が承認されました（第58条第5項）。

次に、リース契約ですが、リース契約については、双方未履行契約に該当するかどうかについて肯定・否定両説の争いがあります。再建型手続では議論の実益があるのですが、破産手続においては、通常リース物件は不要となり、破産手続開始後は直ちにリース業者に返還し、リース料請求権残金又は規定損害金債権額からリース物件の処分額を控除した残額を破産債権として扱うことに変更ありません。

以上見てきたように、民法に規定されている典型契約についての扱いは既に立法的解決が図られたのですが、そうでない類型の契約については解釈に委ねられた部分が多く、

管財人が破産裁判所と適宜相談・協議しながら処理しているのが実情です。

では次に、否認権の行使について説明したいと思います。経済的苦境に立った債務者は、財産を隠したり、処分して将来の再起に備えようとしたり、一部債権者に残っている財産を担保に供したり、債務を弁済したりすることがしばしば見られます。通常の経済状況下では許されるこれらの行為も、倒産手続を控えた時期に行われる場合には、債権者平等を害し、また、配当や再建の基礎となるべき財産を減少させることとなります。

そこで、このような有害な行為を取り消して、減少した財産を復元させる目的を持つのが否認権の制度です。破産手続、会社更生手続、民事再生手続のそれぞれに否認権の規定が置かれており、行使主体が異なる以外、否認の対象、否認権の行使方法、行使の効果等は同様となっています。以下では、破産手続における否認権について見ていきます。

否認権行使の対象となる行為は、大きく二つに分けられます。一つは破産債権者を害する行為（詐害行為、破産法第160条）で、もう一つは特定の債権者に対する担保の供与等（偏頗行為、破産法第162条）です。

まず、詐害行為ですが、まず、破産者が破産債権者を害することを知ってした担保供与・債務消滅行為以外の行為で、この行為によって利益を受けた者が行為当時、その行為が破産債権者を害することを知っていた場合に否認できます（故意否認）。債務者が自己の資産を廉価で販売したり、他人から資産を高価に買い入れたりする行為がこれに該当します。

次に、破産者に支払停止又は破産手続開始の申立てがあった後に、破産者がした債権者を害する担保供与・債務消滅行為以外の行為で、その行為によって利益を受けた者が、この行為が破産債権者を害することを知っていたか、あるいは、行為当時、支払停止等の事実を知っていた場合に否認できます（危機否認、破産法第160条第1項第2号）。

この場合には、破産者（債務者）が破産債権者を害する意思を持っていたことは要件ではありません。

また、対価的均衡を欠く債務の消滅行為も、消滅にかかる債務を超過する部分について否認できます。債権者が債務の代物弁済として、債務額を大きく超えるような不動産を取得する行為などがこれに当たります（破産法第160条第2項）。

さらに、破産者に支払停止等があった後、又はその前6か月以内にした無償行為及びこれと同視できる有償行為も否認できます（無償否認）。破産者、受益者の意思（害意）など主観的要件は不要です。会社のオーナーであり代表取締役を務める者が破産者となった場合に、会社から保証料を取らずに会社の債務を保証した行為などがこれに当たります。

次に、偏頗行為ですが、偏頗行為は債権者間の平等を損なう行為について、公平の観点から否認を認めたものです。破産者の害意は要件ではありません（破産法第162条）。

破産者が①支払不能後又は②破産手続開始の申立て後にした既存の債務についての担保供与・債務消滅行為で、行為の当時、相手方である債権者が①のときには支払不能又は支払停止の事実を知っていた場合、②のときには破産手続開始の申立てを知っていた場合に否認ができます。破産者が弁済期にある債務を弁済した場合であっても、この否認の対象となります。債権者が、債務者の支払不能を知って、自己の債権の有利弁済を図るために破産者に担保提供を要求し、これに応じて破産者が自己の所有する不動産に抵当権を設定したというような場合が典型例となります。

また、既存債務について担保提供・債務消滅に関する破産者の行為で、①その行為が破産者の義務に属せず、又は、例えば弁済期が到来していないのにされた弁済のように、その時期が破産者の義務に属さない行為であって、②支払不能になる前30日以内にされたもので、③債権者が行為当時、他の債権者を害する事実を知っていた場合には、否認することができます（破産法第162条第1項第2号）。

改正前までは解釈上疑義があった、相当の対価を得てした財産の処分行為や、窮境にある債務者の再建・事業継続のために行われる救済融資など、同時交換的行為についての規定も設けられました（破産法第161条）。

救済融資など同時交換的行為は、既存債務に関する行為とはいえませんので、否認の対象とはなりません。また、相当の対価を得てした財産の処分行為については、①当該処分行為が財産の種類の変更をもたらし、破産者において隠匿、無償の供与その他の破産債権者を害する処分をするおそれを現に生じさせる行為であり、②破産者が当該行為の当時、対価として取得した金銭その他の財産について、隠匿等の処分意思を有しており、③相手方が②を知っていたという三要件を満たす場合にのみ否認することができます。

また、否認対象行為について、「権利変動の対抗要件」と「執行行為」が特に法定されています（破産法第164条、第165条）。

対抗要件を備える行為というのは、不動産登記・仮登記や自動車などの登録、指名債権の譲渡通知などを完了することです。対抗要件を備える原因行為自体を否認すれば足りることが多いのですが、それが困難な場合には、対抗要件を備えるという行為も否認できるようにしてあります。

執行力ある債務名義に基づく執行行為に基づく行為についても、否認の対象とできません。任意弁済が否認されることがありますので、これとの均衡から、国家機関が介在する執行行為であっても、否認の対象とされています。

次は、「否認権行使期間の制限」についてです。否認の対象となる行為が破産手続開始の申立てから1年以上前にされたものであるときは、無償行為の否認の場合を除いて、支払停止後にされたとか、支払停止の事実を知ってされたということを理由とする否認はできないことになりました。改正前は、破産宣告の日（破産手続開始決定）から1年

以上前にされたものということになっていました。

次に、「否認権行使の主体」ですが、破産手続、会社更生手続においては、管財人が選任されますから、それぞれ破産管財人、更生管財人が否認権を行使することになります。

民事再生手続では、管財人が選任されるのは例外的な場合ですから、監督委員に裁判所から否認権限を授与して、監督委員が行使することになります。

次に、否認権のための保全処分です。平成16年改正により、破産法にも否認権のための保全処分が設けられました（破産法第171条）。否認の相手方が破産者から取得した財産を隠匿、処分してしまうと、破産管財人が否認権を行使しても回復が困難となってしまいます。そこで、破産手続開始の申立てがあったときから破産手続開始決定があるまでの間において、否認権を保全する必要があると認められるときは、仮差押え、仮処分その他の保全処分を裁判所が命じることができるようになりました。

否認権行使の方法には、破産管財人が原告となり、否認すべき行為の相手方を被告として訴えを提起する方法、反対に、否認すべき行為の相手方から破産者又は破産管財人に対して提起された訴えの中で、否認権を抗弁として主張する方法、そして破産裁判所に「否認の請求」をする方法があります（破産法第173条）。否認の請求は、簡易・迅速に否認権を行使できるように設けられた制度で、否認の原因となる事実の立証は、「疎明」で足りすし、裁判所の判断は「決定」で示されます。もともと、否認の請求を認める決定に不服がある者は、「異議の訴え」を提起することができ、訴訟手続で決着を図ることになります。

相手方が否認について強く争う意思を表明しており、また、争いの経過、態様等から否認の請求手続中において、相手方が翻意する可能性が低い場合には、最初から否認の訴えをした方が、迅速処理に資することとなります。

否認の請求が認められなかった場合、理論上からいえば改めて否認の訴えを提起することができないわけではありません。しかし、迅速処理を目指した否認の請求という制度を選択して利用したのに、よい結果が得られなかったからといって、さらに否認の訴えを提起することを許しては制度の趣旨に反すると考えられます。

ところで、実務上否認権が行使される事案はあまりありません。否認の理由があると考えられる場合でも、破産管財人が否認権行使を義務付けられるわけではなく、適切な裁量で行使すればよいと考えられているからです。また、否認権を行使できる事実を破産管財人が発見したとき、まず、相手方と交渉するのが通常です。否認権行使する可能性があることを相手方に分からせて、否認権行使の結果と変わらぬ和解をして財産を回復させるのです。これまでは、否認権は訴訟によって行使するしかありませんでしたので、訴訟費用や労力がかかる割には、立証に際して破産者の協力が得られにくく、その結果訴訟によって得るものが少ないということがありました。したがって、否認権を行使するのは、破産財団を増加させることが相当程度見込まれ、立証に困難を伴わないと

きに限られていたのが実態でした。このような状況が否認の請求制度が導入されたことでどのように変わってゆくか、見守りたいと思います。

最後に、「否認権行使の効果」について見たいと思います。否認権の行使により、破産財団は原状回復されます（破産法第167条）。否認の対象が財産の移転行為であった場合には、その財産が破産財団に復帰しますので、相手方はその財産を返還しなければなりません。

無償行為が否認された場合、相手方が行為当時に支払停止があったこと及び破産債権者を害することを知らなかったときは、現存利益を償還すれば足り（破産法167条2項）。

否認権が行使された場合、これによって破産財団が不当に利得することは許されません。したがって、否認対象行為によって破産者が反対給付を受けているときは、これを相手方に返還しなければなりません。反対給付自体が破産財団に現存しているときはこれを相手方に返還すれば済みます。現存しないときは、原則として反対給付の価値全部を財団債権としますが、破産者が害意を有していて、相手方もこれを知っていたような場合には、利益が現存している範囲で財団債権とし、差額は破産債権とすることになっています（破産法第168条第2項）

また、破産管財人は否認によって返還を請求する財産の返還に代えて、その返還価額から反対給付や共益債権となる部分の価額を控除した残額の返還を請求することができます。例えば、破産者が不動産を安い価格で売却したときには、破産管財人は、相手方に対して、不動産の返還か、適正価格での買取請求を選択できるようになりました。

これらによって、否認権が行使されても、取引の相手方が債務者に給付した分については財団債権として戻ってくることとなります。このように取引の相手方の立場を保護することによって、破産管財人が否認権を適正に行使することに躊躇をなくし、他方、取引の相手方に対する、経済的に苦しい立場の債務者との取引を萎縮させる効果を減らそうとするものです。

最後になりましたが、法律の規定があっても、実務ではそのとおり運用されるのが困難な状況は日本でも生じています。これを少しでも改善すべく、一連の倒産法改正がされました。今後どのように実務に影響を及ぼしていくのか、しばらく見守っていきたいと思います。

このセミナーが皆さんの注釈書作成に少しでもお役に立てば幸いです。御静聴ありがとうございました。



大阪大学大学院高等司法研究科下村教授発表風景
(写真右：下村教授，写真中央：タジエフ氏)



フォローアップセミナーの様子
(平成17年9月6日ウズベキスタン共和国最高経済裁判所会議室)

裁判上の再生支援と外部管財との比較について

タシケント州経済裁判所判事

タジエフ・イブラギム・イサコヴィッチ

○タジエフ 次に、私の発表を始めさせていただきます。

まず初めに、ウズベキスタンと日本の再建型倒産処理法制の概要について述べさせていただきます。

すべての倒産手続が単一の「倒産法」により規定されるウズベキスタンの倒産法制と異なり（例外は、「農業企業の再生支援に関する法律」が規定する農業企業の裁判外再生支援手続）、日本の各倒産手続はそれぞれ別個の法律により規定されています。例えば、ウズベキスタンの裁判外再生支援に類似する特定調停手続については、1999年に公布された「特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律」が規定します。民事再生手続は1999年12月に公布され、2000年4月1日から施行された「民事再生法」が規定します。会社更生手続は「会社更生法」が規定しています。「会社更生法」は1952年に制定されたものでありますが、2003年4月1日から新会社更生法が施行されています。

ウズベキスタンの倒産法制の整備が1994年の「倒産法」制定（1998年に改正。その後、2003年に改正された倒産法が現行法）から始まったのに対し、日本の倒産法制は、1922年の「破産法」制定に端を発します。この法律は、後に幾つかわずかな改正を受けましたが、2004年に新破産法が公布され、2005年に1月に施行されました。また、日本の倒産法制には、イギリス法を基礎として1938年に制定された「特別清算」手続がありますが、これについては、2005年に改正がされました。

再建型倒産処理手続に関する法律は、1922年の「和議法」に始まり、1999年にはこれを基礎として「民事再生法」が制定されました。「会社更生法」が初めに制定されたのは1938年であり、1952年に改正、2003年からは、新会社更生法が施行されています。また、日本の再建型倒産法制には、1996年に制定された「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」や「特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律」が含まれます。

では、日本の再建型倒産手続制度について述べさせていただきます。

日本の再建型制度は次の手続からなるといえます。それは、特定調停手続、民事再生手続及び会社更生手続です。

特定調停手続は、ウズベキスタンの裁判外再生支援手続に類似しています。この手続は、債務者債務の調整を促進することにより、支払能力の回復を助けることを目的とします。債務者債務の問題は債権者によって解決され、通常、全債権者の合意による決定が債務者債務の調停条項策定の基本となります。しかしながら、債権者の中に一部反対

の者がいる場合、裁判所は調停に関する決定を出すことができます。周知のとおり、ウズベキスタンの法制では、裁判外再生支援において当事者関係に裁判所は介入しません。

日本の再建型倒産処理手続である民事再生手続は、「民事再生法」により規定されています。この法律は、経済的困難に陥った債務者とその債権者の民法上の関係を調整すること、そして、債権者の合意、裁判所の承認を受けた再生計画に基づいて、債務者の経営活動と経済主体としての存在を回復させることを目的としています。日本の倒産制度における民事再生手続は、ウズベキスタン倒産法の裁判上の再生支援手続に比することができます。民事再生手続の対象は、通常、中小企業及び自然人です。しかし、最近、この手続は大企業にも適用されるようになってきました。民事再生手続においては債務者の経営機関は経営から外されませんが、裁判所により経営者の活動を監督する者が任命され得ます。通常、そういった者には弁護士が任命されます。民事再生手続を開始する際に、債務者の支払能力回復についての計画をあらかじめ作成する必要はありません。

手続は、裁判所に民事再生手続開始の申立てをすることで開始されます。ウズベキスタンの法制度とは異なり、日本では裁判所への申立権を持つのは債務者と債権者のみです。

また、ウズベキスタンの制度では、まず裁判所に債務者の倒産認定を申し立て、その過程でいずれかの再建型手続（裁判上の再生支援手続又は外部管財手続）が導入されるという形になっていますが、日本の場合は、裁判所に申立てを行う者が自分でどの手続によるかを選択し、その手続の開始を申し立てます。再建型手続を申し立てるのは、主に債務者本人です。破産手続開始原因となる事実が発生した、あるいは履行期が到来する債務の弁済が不能となった債務者は、裁判所に対し民事再生手続開始の申立てを行うことができます。申立てを受理した裁判所は、申立ての時点において発生している債務の弁済（租税債務、被雇用者への賃金債務、公共料金は除く。）を禁止する仮処分を行うことができます。また、裁判所は、決定に金額を指定した上で少額債務の弁済を許可することができます。裁判所は利害関係人の申立てに基づき、又は職権により監督委員による監督を命じ、1名又は複数名の監督委員を任命することができます。その際は、命令において債務者の経営者が監督委員の許可なしに行うことのできない行為を指定します。

また、債務者本人による財産管理が失当である場合、その他事業の再生のために特に必要であると認める場合は、管財人を通じて業務・財産管理を行うことを決定できます。

裁判所の決定には、債権者の債権届出期間と再生計画の提出期限が指定されます。

民事再生法は、再生計画の提出について具体的な期間を規定しておらず、これは裁判所が指定します。実務上、この期間は4～5か月です。債務者は再生計画を立案し、債権者集会の議決に付します。その後、再生計画は裁判所の認可を受けるため提出されます。

再生計画案の可決は、債権者の過半数の合意があれば足りません。再生計画認可決定が確定した際、裁判所は、監督委員あるいは管財人が任命される場合を除き、再生手続の

終結を決定します。監督委員が任命されている場合は、再生計画が遂行されたとき、あるいは再生計画認可決定確定後3年を経過したときに裁判所は手続終結決定を出します。

管財人が任命されている場合は、再生計画が遂行されたとき、あるいは再生計画が確実に遂行されることを示す事実が確認されたとき、債務者、管財人の申立て又は職権により、裁判所は再生手続終結決定を出します。

日本の再建型倒産処理手続で、ウズベキスタンの外部管財手続に類似しているものが会社更生手続です。この手続は「会社更生法」により規定されます。会社更生手続は倒産の危機に瀕する株式会社に対し適用され、更生計画を採択し、それを遂行し、債権者、株主、利害関係者の利害調整措置に関する手続を規定することにより、会社の生産活動を順次回復させることを目的とします。

民事再生手続と違い、会社更生手続では債務者の経営機関は解任され、業務の管理権は管財人に移されます。管財人は毎月裁判所に業務報告を行います。換言すれば、管財人は裁判所の監督の下でその機能を果たし、裁判所の同意をもって財産の処分（賃貸を含む）、更生手続開始前に締結された取引の解除（否認）、資金の借入れといった機能を果たすわけです。

民事再生手続と同様、会社更生手続を開始するには、利害関係者が当該手続の開始申立てを裁判所に行います。通常、裁判所への申立てから開始決定が出るまで1か月ほどかかります。その間、裁判所の決定により財産保全処分が執られ、手続開始の事由となる事実の確認や、財産状況の評価などが行われます。裁判所が当該手続を開始すると、更生計画案の作成、資産・負債の調査、承認、債権の届出と調査が行われます。更生計画案が債権者集会の同意を得て可決されると、裁判所の認可を受けます。通常の実務では、以上すべての措置を行うために、1年ほどかかります。更生計画は裁判所の認可を受けた後、遂行されることとなりますが、通常、10年から15年、場合によっては20年かけて遂行されることとなります。この手続は、計画の遂行後に裁判所が出す決定により終結します。

会社更生手続における主な措置は、収益性の向上、債務の免除、資産の再編です。実務上、債務の免除が90%に及ぶ例もあるという事実は注目に値します。

民事再生手続が会社再生手続と異なる点は次の点です。

まず、民事再生手続の場合は、通常、債務者の業務管理権は経営者に残りますが、会社更生手続の場合は、債務者の経営者は解任され業務管理は管財人に移されます。次に、民事再生手続の場合、担保権は保たれますが、会社更生手続では担保権の行使が停止されます。これは租税についても同様です。この際注目すべきは、民事再生手続において、再生債権者の共通の利益に合致すること、あるいは担保権者に不当な損失を与えるおそれがないことが認められる場合、裁判所が利害関係者の申立てあるいは職権により、債務者財産に対する担保権の実行手続を停止する命令を出せる点です。

また、民事再生手続を利用するのは債務者の事業がまだそれほど「悪く」なっていない状態、つまり、支払不能の初期の兆候が見え出した辺りであるのに対し、会社更生の方は事業が既にかなり「荒れて」しまっているが債務者の支払能力回復がまだ可能である場合に利用される点も留意すべきです。

民事再生手続及び会社更生手続は、倒産制度としては類似の考え方によるもので、企業の財産を保持し増やすことによって支払能力の回復を目的とする手段です。

次に、債務者の支払能力回復を図るためのウズベキスタンの倒産制度について説明いたします。ウズベキスタンの再建型倒産処理制度は、裁判外再生支援、裁判上の再生支援、外部管財の各手続からなります。

裁判外再生支援手続は、倒産法の第2章が規定しており、その名称からも分かるように、倒産事件の開始前に債務者の倒産を防ぐ目的で行われます。

裁判外再生支援手続の主体となり得るのは次の者です。つまり、法人債務者の発起人（社員）、債務者財産の所有者、国家機関、債権者、その他の者です。

債務者の発起人、財産所有者、経営機関は倒産を防止するため、債務者の財務健全化に向けた措置を執ることができます。そのような措置としては、生産内容の切替え、高度な専門知識を持つ専門家の招へい、職員の研修・再研修、債務者の組織再編などがあります。

債権者やその他の者も合意に基づき債務者の財務健全化に向けた措置を執ることができます。そのような措置としては、財政支援、債務者の事業継続を目的とした支払の猶予、分割又は免除の合意などがあります。

義務的支払債務の弁済猶予による裁判外再生支援は、内閣により全権を授与された機関の決定に基づき行われます。その機関とは、非独占化及び競争・企業活動支援国家委員会です。

ウズベキスタン倒産法は、債務者の発起人、財産所有者、経営機関や債権者その他の者による裁判外再生支援の期間を定めていません。しかし、国家支援による裁判外再生支援については12か月から24か月までとしており、当該手続は期間満了により、あるいはその非効果性が確定した場合に終了されます。

裁判上の再生支援手続は、外部管財手続と並び、債務者を独立した経済主体として保持し、その支払能力を回復させることを目的とする倒産手続です。

裁判上の再生支援手続は、債務者本人、発起人（社員）、単一企業体債務者の財産所有者を代表する機関又は第三者の申立てにより開始されます。

倒産法第78条によれば、裁判上の再生支援手続は、経済裁判所が、債権者集会の決定に基づき、開始します。その前提として、倒産法第76条が、債務者本人、発起人（社員）、単一企業体債務者の財産所有者を代表する機関又は第三者は、裁判上の再生支援開始についての要求を第1回債権者集会に提出できると定めています。

裁判上の再生支援開始の要求は、以下を添付して第1回債権者集会に提出します。それは、再生支援計画、債務弁済計画表、債権者集会に対し裁判上の再生支援の開始を要求することに賛成投票を投じた発起人（参加者）のリストを含む債務者発起人（社員）総会の議事録、債務弁済計画表に従った債務者の債務の履行の保証・物上保証に関する書類です。

倒産法第72条は、第1回債権者集会が、裁判上の再生支援手続の開始又は手続開始の拒否を決議することを規定しています。第1回債権者集会の裁判上の再生支援開始決議は、裁判上の再生支援の予定期間及び債務弁済計画表を含まなければなりません。

倒産法第75条第3項は、経済裁判所が債権者集会の決議なしに裁判上の再生支援開始を決定するのは例外的な場合に限られることを規定しています。それは、第1回債権者集会が経済裁判所に対して債務者の倒産認定・清算手続開始を申し立てることを決議した場合又は経済裁判所に対していかなる決議も提出しなかった場合に、発起人（社員）、単一企業体債務者の財産所有者、倒産事件を管轄する国家機関又は第三者から、それらの者による保証・物上保証を条件として、経済裁判所に対して裁判上の再生支援手続開始の申立てがあった場合です。

裁判上の再生支援手続は、経済裁判所の決定により開始されます。この決定においては、裁判上の再生支援の期間を指定しなければならず、その期間は24か月を超えてはなりません。裁判上の再生支援の期間を定める際、裁判所は再生支援計画及び債務弁済計画表の期間を考慮しなくてはなりません。

裁判上の再生支援の期間は、保証人・物上保証人による弁済のために、経済裁判所により、6か月を超えない範囲で延長され得ます。

裁判上の再生支援手続の開始により、一定の効果が発生します。例えば、倒産法第79条にあるように、以前に執られた保証・物上保証の措置が取り消され、金銭債務、義務的支払債務の不履行・不完全履行に対し、違約金の加算や他の経済（金融）的制裁が課されなくなります。

一定の効果は、債務者の発起人（社員）にも発生します。それは、債務者財産における持分（出資分）の分配、債務者による分配株の購入、持分（出資分）の実際価格の支払、配当やその他の発行証券に関する支払の権利がなくなること、また、債権者集会又は債権者委員会の合意なしに、債務者の組織変更（新設合併、吸収合併、分割、分離及び改組）及び清算を決定する権限を有さなくなることです。

裁判上の再生支援の開始とともに、債務者は次の取引行為を行うことができなくなります。それは、①不動産の賃貸、不動産への担保権設定、有限会社若しくは補充責任会社の定款資本（定款資本金）への不動産の出資又は不動産に関するその他の処分、②帳簿価額が債務者の全財産の帳簿価額の10%以上を占める財産の処分、③消費貸借による貸付・借入、信用の授受、第三者債務の保証及び銀行保証、債権譲渡、債務引受並び

に債務者の財産の委託管理契約締結、④法令の定める手続に従い再生支援管財人又は債権者に利害関係を生じる行為です。

裁判上の再生支援の実施において、代表者は債務者の業務運営から解任されず、債務者経営機関はその権限を一定の制限下で行使します。

裁判上の再生支援手続の開始により、再生支援計画を実施するために、経済裁判所により再生支援管財人が任命されます。再生支援管財人は債権者集会を開催し、債権者委員会の招集を要求し、国家手数料の予納なしに経済裁判所に対して訴訟その他の申立てを行い、自己の権限を行使するために契約に基づき債務者負担で他の者を雇用するなどの権限を有します。

倒産法は、再生支援管財人に対する義務として、債務者財産の保全措置を執ること、債権登録簿を作成すること、再生支援計画の実行状況を債権者集会、債権者委員会に報告すること、定款資本に国の持分のある企業の場合は倒産を管轄する国家機関に報告を行うことなどを課しています。

裁判上の再生支援は、債権者集会が承認した再生支援計画に基づいて行われます。裁判上の再生支援の主な課題は債務者の支払能力回復と債権の完全な満足であるので、再生支援計画には債務弁済計画表に従い弁済資金の調達方法が定められていなければなりません。その方法としては、生産内容の変更、収益性の低い生産の閉鎖、受取勘定の回収、債務者債権の有償譲渡などが考えられ、これらは外部管財の枠内で詳しく規定されているものですが、裁判上の再生支援や他の手続にも適用可能です。

再生支援計画では企業（営業）売却や債務者財産の一部売却も考えられます。企業（営業）売却、債務者財産の一部売却は、倒産法の外部管財手続に関する条項である第110条、第111条が定める手順により行われます。

裁判上の再生支援の終了時には、再生支援管財人は債権者集会に再生支援計画の実施手順及び結果について報告をします。報告提出と同時に、再生支援管財人は債権者集会に次のいずれかの提案を行います。つまり、裁判上の再生支援手続の終了、和議の締結、外部管財の開始、裁判上の再生支援の期間延長又は経済裁判所に対する債務者の倒産認定・清算手続開始の申立てです。

債権者集会の審理を経た再生支援管財人の報告書と債権者集会議事録は、債権者集会開催日から5日以内に経済裁判所に提出されます。

経済裁判所は債権者集会の決議を審理し、裁判上の再生支援手続の間にすべての債権者の債権が満足を受けた場合、経済裁判所は倒産事件手続の終結決定を出し、これが裁判上の再生支援の効果として発生したすべての制限事項が終了する根拠となります。

裁判上の再生支援の結果を検討した結果、債権登録簿のすべての債権が弁済されたわけではないが、債務者に支払能力を回復する可能性があるると認められる場合、経済裁判所は外部管財の開始決定を出します。ただし、外部管財開始決定を行う場合、経済裁判

所は債務者の支払能力回復の可能性だけではなく、倒産法第91条の要件が満たされていることを確認しなくてはなりません。つまり倒産法第91条の規定に従えば、裁判上の再生支援手続開始から経済裁判所による外部管財開始決定日の間が36か月以上経過している場合、経済裁判所は外部管財開始決定を出すことができません。

裁判上の再生支援手続は、和議を締結することによっても終了します。

保証人・物上保証人による債務履行を要求する債権者の権利は、経済裁判所による裁判上の再生支援の中止又は完了決定が出た時点で発生します。

次に外部管財手続についてです。

外部管財は、倒産法第3条第12号において、「債務者の支払能力の回復を目的として、法人である債務者に対し、経済裁判所により適用される倒産手続であり、債務者の事業管理権の外部管財人への移譲を伴う」と規定される手続です。

外部管財手続は、経済裁判所が外部管財開始決定を出したときに開始されます。これに先行して監視期間があり、一時管財人による債務者の財務状況報告があり、倒産法第71条に従い招集される第1回債権者集会による決議があります。そして、外部管財は、この債権者集会における外部管財開始に関する決議に基づき、経済裁判所の決定により開始されます。この場合、経済裁判所は債権者集会の決議に従い、他の手続を適用するなどして債権者集会の決議を変える権利を持ちません。

外部管財は12か月から24か月の期間で導入されます。また、裁判上の再生支援と外部管財の合計期間が36か月を超えてはならない点に留意する必要があります。特定の範疇に入る法人債務者については、倒産法はこれより長い外部管財期間を定めています。例えば、町形成企業及びそれに準ずる企業の場合は5年までとなっています。

倒産法は、倒産法が定める期間内、つまり36か月（裁判上の再生支援が先行する場合はそれも含めて）の枠内であれば、外部管財期間は延長可能としています。外部管財期間の延長は、「外部管財期間の延長又は承認された外部管財計画の実施が、債務者の支払能力回復につながると考えられる十分な理由がある」場合に可能です。外部管財人は外部管財期間延長の必要性の根拠を示さなければなりません。経済裁判所は、債権者集会又は外部管財人の要求に基づき、外部管財期間を短縮することもできます。

外部管財の開始により次の効果が発生します。債務者の経営権が外部管財人に移譲されること、金銭債権及び義務的支払債権に対しモラトリアムが開始されること、債権者の個別債権についての保証の権利が停止されることです。例えば、以前に執られた債務者財産処分に関する制限が解かれ、資産取引に関する新たな制限は外部管財の枠内においてのみ導入されます。

外部管財人は経済裁判所の決定により任命されます。外部管財人任命決定は、通常、外部管財開始決定と同時にされます。外部管財人候補は債権者集会の出席者の過半数により承認され、その後、承認を受けた候補者は経済裁判所の任命を受けるために推薦

されます。

債権者集会が外部管財人の候補者を出さない場合、経済裁判所は、倒産事件を管轄する国家機関の推薦に基づき外部管財人を任命することができます。

外部管財開始と外部管財人任命の間が空く場合は、一時管財人が外部管財人の権限を行使します。

外部管財人は外部管財計画を作成し、債権者集会の承認を受けてこれを実施し、外部管財計画実施の結果報告を債権者集会に提出します。

外部管財人の義務は他に以下のものがあります。債務者の財産を管理下に置き、財産目録を作成すること、銀行に特別口座を開設すること、帳簿、統計報告書、決算報告書を作成すること、債務者の受取債権を回収するための措置を執ること、債権登録簿を作成することなどです。

外部管財人には債務者の経営機関の権限及び以下の権限が与えられます。それは、一定の制限を考慮した上で債務者の財産を処分すること、債務者の名において和議を締結すること、債務者の名において、債務者が締結した一定の契約の遂行を拒否すること、その他です。

倒産法は、債務者の財産処分について一連の制限を設けています。例えば、債務者の不動産の取引や、契約締結時の帳簿価格が全資産帳簿額の10%を超える財産の取引(大口取引)、利害関係のある取引(外部管財人又は債権者の利害関係者が当事者である取引。倒産法第17条参照)については、外部管財人は債権者集会の合意を得た場合のみ締結できます。

外部管財人には、報酬が支払われます。報酬額は債権者集会が外部管財人候補を決定する際に決定し、経済裁判所の承認を受けます。

外部管財人の最大の任務は、債務者の現在の財務状況を正確に把握し、外部管財計画を作成し、それを実行することです。外部管財計画では、所定の期間内に行われるべき債務者の支払能力回復のための措置を指定しなくてはなりません。

そのような措置としては以下のものが考えられます。業種の変更、不採算部門の閉鎖、受取勘定の回収、債務者財産の一部売却、債務者の債権の譲渡、第三者による債務者の債務の履行、財産複合体としての債務者の企業(営業)の売却、債務者の資産の置換、新株の発行、その他債務者の支払能力回復のための措置です。

外部管財人が作成した外部管財計画は、債権者集会で審議されます。外部管財計画は、出席債権者の過半数により承認されます。

債権者集会は、外部管財計画を否決し、経済裁判所に対する倒産認定・清算手続開始の申立て又は外部管財人の解任、交代の申立ての決議を行うことができます。

債権者集会の承認を受けた外部管財計画と債権者集会の議事録は、外部管財人により経済裁判所に債権者集会開催日より5日以内に提出されます。外部管財計画が外部管財

開始から2か月以内に経済裁判所に提出されない場合、経済裁判所は債務者の倒産認定・清算手続開始決定をすることができます。

外部管財の期間が終了する際、外部管財人は外部管財報告を作成し、債権者集会の審理にかけます。報告書は、外部管財期間が満了する場合又は外部管財を期間満了前に中止する事由が存在する場合、債権者集会の招集権を持つ者（機関）の請求により、債権者集会に提出されなければなりません。あるいは、債権登録簿に記載されているすべての債権を弁済するのに十分な資金が蓄積された場合にも提出されなければなりません。

外部管財人の報告書は、次の情報を含まなければなりません。それは、債務者の直近決算日付の貸借対照表、キャッシュフロー、債務者の財務状況に関する報告、金銭債権及び義務的支払債権の弁済資源となる資金の有無、債務者の受取勘定の説明及び債務者が有する未回収債権に関する情報、債務者の残りの支払勘定の弁済可能性に関するその他の情報です。

また、報告書には、債務者の今後の活動に関する債権者への提言及び管財人がその結論、提言にいかにして至ったかを債権者に説明するために必要な他の情報も含まれなければなりません。

外部管財人の報告書は債権者集会により審理され、その結果、債権者集会は次のいずれかの決議を行う権利を有します。つまり、債務者の支払能力回復及び債権者への支払手続への移行による外部管財の終了、経済裁判所への外部管財期間延長の申立て、経済裁判所への倒産認定・清算手続開始の申立て、和議締結です。

債権者集会の審理を受けた外部管財人の報告書と債権者集会議事録は、債権者集会開催日より5日以内に経済裁判所に提出されなくてはなりません。外部管財報告書には債権登録簿と、債権者集会の決議に反する投票をした、あるいは投票に参加しなかった債権者の不服書を添付しなくてはなりません。

提出書類を審理した経済裁判所は次のうちいずれかの司法判断を執ります。つまり、債務者の支払能力回復及び企業の通常業務継続による外部管財手続終結決定、債務者の倒産認定・清算手続開始決定、和議の承認決定です。また、倒産法が定める外部管財の期限が残っている場合、裁判所は外部管財期間の延長を決定することもできます。

裁判上の再生支援手続と外部管財手続との主な相違点は、裁判上の再生支援手続においては、債務者の代表者を含む経営機関が一定の制限と再生支援管財人の監督を受けるとはいえ、その機能を果たし続けるのに対し、外部管財では債務者の経営機関が解任されることです。

一方、これらの手続の共通点は、いずれの手続も、債務者の支払能力回復と清算手続の開始、つまり経済主体としての債務者の閉鎖につながることになる倒産認定を防ぐことを目的とする点です。

御清聴ありがとうございました。

日本の注釈書の様式とウズベキスタンの注釈書の様式 との比較について

ウズベキスタン共和国最高検察庁上席検事
ホシロフ・エルキン・ディルムロトヴィッチ

○ホシロフ 日本の皆様方、ようこそお越しいただき、ありがとうございました。皆様をお迎えすることができて、大変うれしく思っております。本日のセミナーに参加して下さった皆様方にも、感謝申し上げます。私は、日本での研修の際にいただいた資料などを利用していただき、注釈書の作成様式について、日本とウズベキスタンとを比較してみたいと思います。

この発表は注釈書のスタイル、ウズベキスタン共和国における注釈書作成の経験について簡潔に触れ、この分野における長所と欠点を明らかにし、JICAのプロジェクトにより現在作成されているウズベキスタン倒産法注釈書草案の最終稿作成に向けて参考とすることを目的としています。基礎資料として、現在、実際にウズベキスタンの法曹実務家が使用している注釈書類と、法の理論と歴史に関する文献を使用しました。しかしながら、この報告はこのテーマを完全に包括しようとするものではなく、日本とウズベキスタンの注釈スタイルの特徴を理解し、その最良の部分を適用するための参考となることを目指しています。

発表の内容は、法令注釈の歴史、ウズベキスタン共和国における法令注釈作成の発展、ウズベキスタンの注釈書の全体的な特徴と日本の注釈書スタイルとの比較、結論の部分からなります。

まず初めに、法令注釈作成の歴史について申し上げます。ある、よく知られた表現によれば、ローマ人は『三度世界を征服した』と言います。一度目はその軍隊によって、二度目はキリスト教によって、三度目は法によってです。ローマ法の首尾一貫した発展において少なからぬ役割を果たしたのが法律家による注釈作成活動であり、まさにその結果、法規範そのものだけでなく、法学の理論も整備されていったのです。

『明文化された分別』のレベルにまで達した古典時代のローマ法は、西欧諸国に広く受け入れられ、今日に至るまで多くの法制度の基盤となっています。これは、ローマの法学者が、商品生産者間に存在する数多くの具体的な関係の中から、公有と私有、所有者といった最も一般的で抽象的な形式と概念を抽出することができたためです。また、ローマの法学者は帝国内における文化地域、ギリシャ、エジプト、シリアなどにおける法の発展の結果を利用することができ、法学者、とりわけガイウス、ウルピアヌス、パウルス、ラベオといった者たちの活動は尊敬と敬意の対象となっていました。

既に古代（紀元前6世紀から紀元前3世紀半ば）において、ローマに当時存在していた明文化された法律、法慣習の解釈は神聖な行為とされ、神官－ポンティフィックの排

他の特権でありました。興味深いことに、法や慣習の解釈の記録、及び訴訟定式は神官の公文書保管所に極秘に保管されており、一般人民には公開されていませんでした。紀元後302年になって初めて、これらの注釈書、解釈書はフラヴィウス帝の特令により公開され、最終的に法が宗教の枷から解放されることになりました。

ローマにおける注釈書作成の全盛期は古典時代（紀元前3世紀半ばから紀元後3世紀末）、後古典時代（紀元後4～6世紀）でして、この時期、国家が巨大な帝国となるにつれ、法制度の統一化と整備の必要が生まれ、そのために傑出した法律家が果たす役割が急増し、法律家の見解、注解が法律そのものと並んで拘束力を持つに至ったのです。

例えば、アウグストゥス帝は、一定の法律家に公式な意味を持つ回答や助言を出すことを許していました。これらの法律家はその回答を明記し、それに自分の印を押さなければなりません。

426年、法源としての法律家の仕事を削減するため、テオドシウス2世及びヴァレンティニアヌス3世の特別法により、引用に関して5人の法律家（パピニアヌス他）のみに法的効力が認められるようになりました。

注目すべきは、後古典時代の528～534年に著名な法学者トリボニアヌスの指導の下にローマ法の法典編纂が行われ、その結果、ユスティニアヌス法典が編まれたことです。この法典で学説集 *Digesta*（又は会典 *Pandectae*）として知られる最も重要な部分には、39人のローマの法学者による1,500の注釈書からの抜粋となっています。これらの断片はこの法典に含まれた後、法律としての効力を得ました。

ローマ法が多くのヨーロッパ諸国、及び、その影響下にあった国々により借用されたのに対し、東方の多くの国、特にイスラム諸国において法制度の成立に多大な影響を与えたのがイスラム法です。

イスラム法規範が教条主義的であるという意見はよく聞かれますが、それはともかくとして、イスラム法の発展、整備にはイスラムの法学者による注釈も大きな役割を果たしていることは指摘しておくべきでしょう。そして、この点においては現在のウズベキスタン出身の法学者が少なからず貢献しています。

イスラム法の理論は8世紀の初頭にかけて形成されはじめました。主な法源である聖典コーランと預言者モハメッドの言行録であるハディースは、日常に起こる法的事件に対する詳細な回答を与えることができなかつたため、他の法源としてイジュアマ（具体的な問題に対する最も権威ある法学者ムジュタヒド、フェクフらの同一意見）及びキヤス（類推による推論）が採用されました。

イスラムの法学者の中で主導的な位置を占めていたものとしては、イマム・アル・ブハリ（ブハラ出身）、アトゥ・テルミズ（テルメス出身）、ブルハナッディン・マルギナニらがいます。

前二者は、偉大なムハッディス—預言者言行録（ハディース）の収集家、解説者でし

た。アル・ブハリの『アル・ジャミ アッサヒフ』（『信頼に足るハディース集』）は今日も事実上すべての主要イスラム国の教育機関で学ばれています。彼の著書『アトゥ・タフシール アル・カビール』—『コーラン大注釈書』も重要です。

しかし、イスラム法の注釈作成ということであれば、重要な役割を果たしたのはシェイフ（長老）ブルハナッディン・マルギナニです。周知のように、12～13世紀イスラム東方各国及びマヴェッランナールフ（当時の我が国の呼び名）において、東方ルネサンスあるいはイスラム・ルネサンスと呼ばれる学問と文化の興隆がありました。法学者アル・マルギナニがそのライフワークを著したのが、まさにこの時期です。1178年彼は大論文『アル・ヒダヤ フィ シャルフ アル・ビダヤ』—『アル・ヒダヤ（法）』という題名で広く知られています—を完成させました。これは4巻、53冊から成り、それぞれ各編、章に分かれています。この著作は中央アジアの法学派の輝かしい業績です。著者はサマルカンドで13年かけてこの論文を書きましたが、その内容は完成され、記述は分かりやすいものでした。

『アル・ヒダヤ』は全イスラム世界で認められ、数世紀にわたり法学の主要参考図書でした。その中には法のすべての分野—民法上の取引行為（売買、賃貸借、消費貸借その他多数）、家族法関係の規範（婚姻、乳親戚、離婚など）、刑法関係（犯罪と罰）、訴訟関係（裁判官の義務、参考人供述）、その他多くの事項—が含まれていました。

『アル・ヒダヤ』はアラビア語で何度も出版され、ペルシャ語、英語、フランス語、その他の言語に翻訳されました。英語版からロシア語にも翻訳され、1893年にN. グロデコフの発意により『ヒダヤ—イスラム法注釈』という題名でダイジェスト版が出版されました。

このように、注釈書作成には長い歴史があり、様々な国においてその法制度を確立し、整備する上で恒久的な意味を持っているのであります。

次に、現代ウズベキスタンにおける注釈書作成の発展について述べさせていただきます。

現在、ウズベキスタン共和国において、事実上すべての主要法令につき注釈書が発行されています。以下、使用者、とりわけ法曹実務家に最もよく知られ、かつ必要とされる注釈書を発行年順に挙げます。

まず、1992年12月8日制定ウズベキスタン共和国憲法の注釈書が挙げられましょう。この注釈は41人の法学者からなるそうそうたる執筆班により作成され、1997年に内務省アカデミーの支援により司法省の出版社 Adolat（タシケント市）から出版されました（1997年11月17日に印刷許可署名）。

また、1997年にはウズベキスタン共和国民法典注釈書も発行されています。これは、Kh. ラフモンクロフ教授によるウズベキ語の3巻本（出版社 Mir ekonomiki i prava（経済と法の世界）、タシケント市）です。一巻が総則（民法典第1編）、所有権その他

物権（同第2編）、第3編（債務法）の二つの章－債権債務の総則（第1章）及び契約総則（第2章）－を扱っています。注釈書第2巻は債権債務の各則（第3章）、第3巻は知的財産（第4編）、相続法（第5編）及び国際私法規範の民事法関係への適用（第6編）を扱っています。

ウズベキスタン共和国民法典（正確にはその第2部）そのものが最終的に採択されたのは1996年12月10日でしたが、その3か月後の1997年2月には注釈が作成され、印刷許可を得ております。

1997年8月、出版社 Adolat から1994年9月22日付け（発効1995年4月1日）ウズベキスタン共和国刑法典の注釈書が発行されています。この注釈書はウズベキスタン内務省アカデミーの支援により、同機関の学術評議会の承認を受け、8名の刑法を専門とする学者により作成されました。

ついで、1997年9月、1994年9月22日付け（発効1995年4月1日）行政責任法典の注釈書が発行されました（出版社 Adolat）。この注釈書もウズベキスタン内務省アカデミーの支援、同機関の学術評議会の承認により、この分野を専門とする学者10名により作成されました。

2000年初め、出版社 Adolat により刑事訴訟法（1994年9月22日）注釈書が発行されました。この注釈書も刑事訴訟を専門とする主要な学者8人のグループにより作成され、内務省アカデミー学術評議会により承認されています。

2000年3月、出版社 Adolat により家族法典（1998年4月30日制定、1998年9月1日発効）の注釈書が発行されました。この注釈書はウズベキスタン共和国科学アカデミー準会員で法学博士の Kh. ラフモンクロフ教授の監修のもと、7人の民法学者のグループにより作成されました。

最後に、2001年7月、出版社 Mir ekonomiki i prava に、1997年8月30日付け（1998年1月1日発効）ウズベキスタン共和国経済訴訟法注釈書の印刷許可署名が出されました。この注釈書はドイツ技術協力公社G T Zの資金協力により、10人の法学者及び最高経済裁判所の裁判官を中心とした実務家のグループが作成しました。

ウズベキスタン共和国における法令注釈書のスタイルの全体的な特徴を検討してみると、注釈の方向性（機能）と目的について、次のことが言えます。

第一に、注釈書においては、注釈されている規定が実務においてどのように機能するのか（実現されるのか）ということが解説されています。例えば、オリー・マジュリス代議員により委員会を編成する可能性について規定している憲法第86条の注釈では、選任の手順、投票の形式、これら委員会の活動手順について記述されています。

第二に、注釈書では、当該条項の策定において立法者が目指した目的について説明されています。例えば、経済訴訟法第74条（『訴訟手続の囑託』）の注釈では、この条の目的が詳細に説明されています。

第三に、注釈においては難解な法律用語や概念の解説がなされ、場合によっては、検討される問題についての理論装備も引用されます。例えば、憲法第16章（『行政区画と国家構造』）第68条の解説では、『国家構造』の定義を与えるだけでなく、この概念が他の二つの要素（統治形態と政治体制）とともに国家形態の概念に含まれる点が説明されています。さらに、『国家構造』の概念自体を分析して、その二つの形態（単純・一体型と複合・連邦型）について説明しています。

第四に、注釈では注釈条項で扱われている法関係をより詳細に規定している具体的な法令を引用しています。例えば、教育の権利を規定する憲法第41条の解説においては『ウズベキスタン共和国教育法』への参照と、それが保障するものについての解説がされています。また、行政責任法典第149条（『土地所有者あるいは土地使用者による自動車道路、道路構造物保護規則違反』）の注釈では、『ウズベキスタン共和国自動車道路法』に基づく自動車道脇の空地帯に隣接する土地所有者及び土地使用者の義務が引用されています。

第五に、注釈では、法規定の実際の運用について、また、例外の可能性について解説しています。例えば、家族法第168条（『養子縁組の無効確認の事由』）の解説では、養子の無効確認のための形式的事由が存在しても、裁判所が子供の利益と人道主義原則から無効確認訴訟を拒否できる場合—例えば、養父が軽微な犯罪の前科を持っているものの、子供が長期間一緒に暮らしていてその者になつており、よい養育を受けている場合、裁判所が養子の無効認定を不適切と判断することができるなど—を解説しています。

第六に、解説される法的関係をよりよく理解できるよう、しばしば統計データも引用されます。例えば、家庭と婚姻に関する憲法第63条の注釈においては、国内の世帯数や、年ごとの世帯数、出生数の増加、平均的な家族構成などに関する統計が引用されています。

第七に、注釈される条項の本質をよりよく理解できるよう、必要に応じて比較のために、新規定が導入される以前の当該分野の状況について、短期の歴史的解説を入れることもあります。例えば、経済訴訟法第76条（『保全処分 of 根拠』）の注釈では、保全処分の適用手順について、1933年の同法典の規定と異なり新法典の規定では保全処分は事件参加者の申立てに基づいてのみ適用され、裁判所が独自に適用することはもはやないという点が言及されています。あるいは、憲法第4章第17条（『対外政策』）の注釈では、ウズベキスタンの外交政策の独立性についての解説で、独立前、ソ連構成国であった頃の状態、我が国が国際社会で起こる様々なプロセスから隔絶されており、それにより、まず、国民的及び経済的利益が損なわれていた時期についての記述があります。

第八に、比較のために海外や国際法の規定の特徴が紹介される場合もあります。例えば、宗教と国家の分離に関する憲法第61条の注釈では、この問題がヨーロッパやアジアの各国（フランス、イタリア、ギリシャ、イラン、パキスタンなど）の憲法でどのよ

うに規定されているかについて記載しています。また、カラカルパクスタン共和国のウズベキスタン共和国からの脱退権を規定した憲法第74条の注釈では、1966年12月16日付け「市民的及び政治的権利に関する国際規約」の第1条により、すべての人民に自決権があることが書かれています。

このように見えてみると、日本における法整備支援研修で指摘された注釈書の必要機能（役割）と目的（対象）は、大部分、ウズベキスタンの注釈書作成の実地においても遵守されていると言えます。

では、次に、日本とウズベキスタンの注釈スタイルの比較と結論について述べさせていただきます。

日本における法整備支援研修において法務総合研究所より提供された日本の注釈書の例を検討し、また、ウズベキスタンの注釈書と比較してみると、両者の間には注釈のスタイル、形式に対する方法論的アプローチの差から来る違いがあると言えます。この違いについて、ウズベキスタン倒産法注釈書作成において考慮すべきと思われる次の結論が導き出されます。

第一に、日本の注釈のスタイルは幾分拡大気味で内容量が多い点に特徴があります

そして、法文の条項と同じように、注釈自体にも番号と見出しが付されており、そして、その各部分が更にかっこ数字をつけた段落に分かれています。この点、日本の注釈書はドイツの注釈書にかなり似ているように見受けられます。

ウズベキスタン倒産法の注釈で、ここまで詳細に注釈を分ける必要があるかについては、検討し、合意を得る必要があると思われる。従来、前述のいずれの注釈書においてもこのようなスタイルを採用していないということがあり、受入れの難しさを考慮する必要があります。

第二に、その一方で、各条の内容の注釈をする前に、全体的なイメージを得られるよう『前文』（導入）の形で簡潔に趣旨、目的、他の条項、制度との相互関係について説明をするのは理にかなっていると思われます。このような導入記述は、特に、倒産法の大きな区分（パラグラフ、章）について必要です。

第三に、日本の注釈書が採用している時系列・期間を記載したチャート図も感銘を与えます。倒産法の特定部分における理解の難しさを考えると、注釈で各倒産手続についてこのような視覚的に把握しやすい図解を入れることで、読者に内容、趣旨を分かりやすく伝えるという課題がかなり果たされると思われます。

第四に、日本における注釈書の役割の一つとして、判例に関する情報を提供することが指摘されていましたが、ウズベキスタンの司法制度では、日本と異なり、判例は必ずしも拘束力を持たず、判例集も発刊されていないため、注釈書にそういった情報を入れる必要性はなくなります。そのかわり、注釈条項に関連する理論や文献に関する情報を入れることは、読者が問題をより深く検討する上での助けになりましょう。

ちなみに、我が国の実務では裁判所が注釈書の記載を引用するという事は行われていません。なぜなら、ウズベキスタンにおいて注釈書は、最高経済裁判所総会決定とは異なり、教育的・助言的性質を持つものにすぎないからです。

第五に、現行倒産法の注釈作成において、より注意を向けなくてはならないのは旧法規定との比較でしょう。この問題は、倒産法の改正が準備されていることに関連し、特に重要です。

第六に、ウズベキスタンの他の法令注釈書にも索引は作られており、倒産法注釈書についても索引を作る必要があります。同時に、事項索引を作成すればウズベキスタンの法注釈における初の試みになり、具体的な概念、用語を探す場合の手間を軽減するものでありますから、よい効果が得られるのではないかと思います。

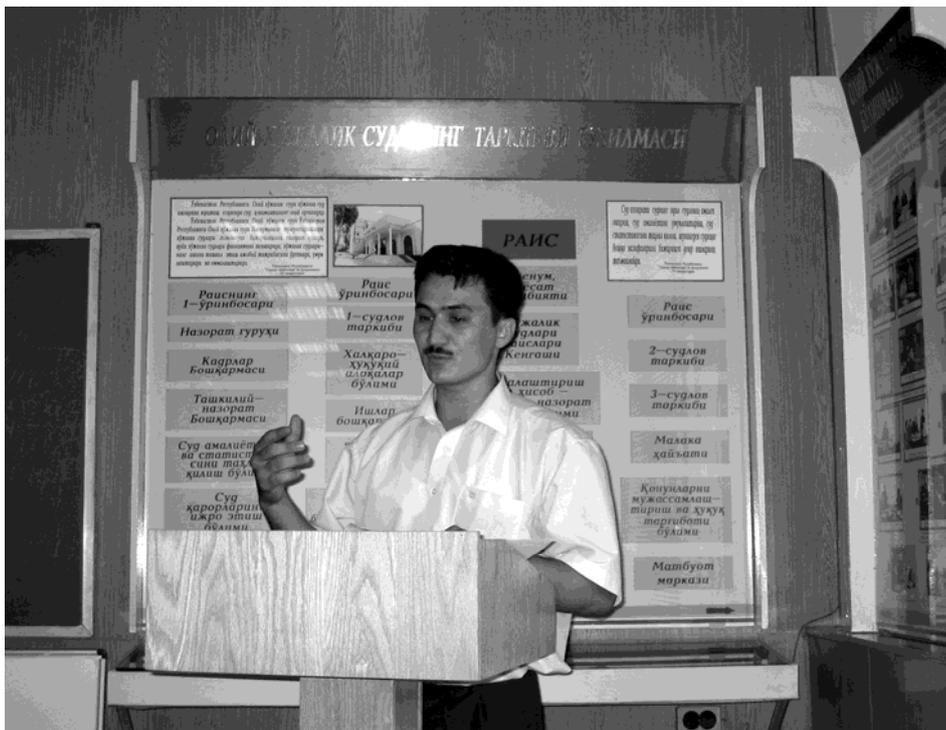
第七に、抽象的な文言、概念、参照規定を持つ法令については、より詳細な解説を心掛ける必要があります。

第八に、日本の注釈書と異なり、注釈書に書式例を掲載するという事はウズベキスタンでは行われていません。なぜなら、書式については別に書式集が作られるからです。

これは、今までの注釈書がほとんど『法典』、つまり、ある法分野全体に関する量的に大きい法令についての注釈であることと関係があるように思われます。

ただ、倒産法の場合は、法制度のうちの一つを規定する法律であり、実体法的・訴訟法的規範から構成されるものであることから、書式例を載せることも可能であるかもしれないし、むしろ、その方が、新人の法曹、実務家の役に立つということもあり、理にかなっているかもしれません。

御静聴ありがとうございました。



ウズベキスタン最高検察庁ホシロフ上席検事発表風景

○司会（タジエフ） ホシロフ氏がこのテーマを選んだ経緯についてお話ししたいと思います。

日本に研修に行った際、このようなスタイル改善についてお話があったのですが、注釈書のスタイルについて、日本の書き方とウズベキスタンの書き方はかなり違っています。日本の方が結果として記述が詳細になっております。どれだけ詳細かと申しますと、例えば、日本の民法の条文数は1,050条ほどあり、ウズベキスタンの民法と同じぐらいなのですが、民法の注釈書が全28巻からなるということでした。

また、どこかの条の注釈を読んでいて、その注釈の中に他の条の規定が引用されている場合、その引用されている規定についても解説がされているので、引用元の規定にいちいち戻って読む必要がなく、そのまま読んでいけます。

それから、法文の番号の振り方についてですが、日本では、一つの条における規定が番号の付された項に分けられていまして、項の中では、さらに番号の付された号に分けられています。日本でも、古い法律では、法律の原文そのものには項に番号が付されていないものもあるのですが、注釈書に掲載するレベルでは、たとえ古い法律の注釈書でも、注釈を書いた人が法文の項に番号を付して編集しています。これは、読み手の利便性を考えて、番号を振っているのです。我々にとっては、それは普段はやらないやり方なのですが、もちろんそれは便利ですし、日本側は、「ウズベキスタンでも、注釈書に掲載する法文の項や号に番号を振ったらどうか。」と提案してきているわけです。それは受容する方にとって、どれだけ受容できるものかという問題もあるかとは思いますが、いずれにせよ、我々のグループでこの件を検討して、決定する必要があると思います。提案を受け入れることによって、この分野における革命を起こすという結論も採れるのではないかと思います。

質 疑 応 答

○司会（タジエフ） それでは、質疑応答を初めさせていただきます。どなたか、発言ございますでしょうか。

○相澤 まず、質疑ではなく、コメントをさせていただきます。ホシロフ氏の発表については、大変準備をされた発表で、注釈書の様式について有意義な御指摘をしていただき、とても感謝しております。

特に、ホシロフ氏の発表で、注釈書作成において考慮すべきと思われる個別の留意事項について触れられていますけれども、その指摘事項は日本側の見解と一致するところも多いです。ですので、我々日本側としても、大いに共感できる発表でありましたが、見解が異なる部分もございます。

ホシロフ氏が取り上げた論点はとても大事な点でありまして、我々の考えているイメージとウズベキスタン側の考えとをよく議論するためには、言葉で議論するだけでは難

しい。そのため、日本側は、目に見える形で分かるような資料を作ってきましたので、まずは、その資料を見ていただきたいと思います（筆者注：参考資料（本誌72ページから99ページまで）を参照）。我々は、注釈書のスタイルや形式がどうこう、ということをお願いしたいのではなく、条文ごとの注釈の内容として、どういうことを書くべきか、ということをお願いしたいのです。

具体的には、改めて当該資料を御覧いただきたいのですが、各条文の目的、各条文で用いられている用語の個別の意味など、必ず書かなければならないことが共通にあるわけですから。それがどの条文についても、漏れなく書かれているようにしたいのです。なぜそう言うかという、注釈書を読む人にとって、そうならないと読みづらいからです。注釈書を使う人は、裁判官にせよ、行政機関の方にせよ、裁判所任命管財人にせよ、実務で仕事をされるに当たって、何か問題意識を持って読むわけですから。その際、注釈書なので、第1条から最後の条まで、全部を読みはしません。必要な条文だけを読んで、必要なことがちゃんと書かれていることが大切なわけですから。そのような要求に対応するために、我々は注釈書の構造改善ということを行っているわけですから。

改めまして、ホシロフ氏の発表に対して、感謝申し上げます。

○**日本側** 個人的な感想を述べさせていただきます。ホシロフ氏の発表でとても興味深いのは、ウズベキスタンでは判例集が発刊されていないという点です。この点は日本とは違いますが、我々日本側はそのような状況が必ずしも分からないので、協議の中でそういう情報をどんどん出していただきたいと思います。

○**ホシロフ** 私の発表にコメントをいただきまして、ありがとうございました。私たちは、「スタイル」という言葉をあまりにも文字通りに捉えているのかもしれないかもしれません。私としては、注釈書の中の、特に特徴的な部分を抽出しようとしたのですが、確かに形式にも注意を惹かれました。読み手にとって一番大事なのは内容です。しかし、理解を促す意味で、書き方のビジュアル、形式も、大きな意味があると思います。今おっしゃったように、我々の認識と日本側の認識とが一致しない部分、矛盾する部分については、議論の段階でしっかり注目して対応する必要があると思います。

我々の最終目的は、しっかりとした注釈書を作ることですから、その意味で、我々にとってあまり慣れていないことについても、それがポジティブな結果をもたらすのであれば、通常我々が見慣れたものでなくても考慮に入れる必要があると思います。日本側の認識と我々の認識とで一致しない部分について、こうして議論できていること自体が大きな前進であると思います。以前はそういう不一致があるということ自体、認識していなかったのですから。

○**下村** タジエフ氏の発表について補足させていただきます。資料も少ない中で日本法的に的確に把握されていることに、まずは敬意を表します。

二点補足をさせていただきます。まず、日本の特定調停手続を紹介していただい

りますが、これはもともと、個人の多重債務者を念頭に置いて作られた制度です。

○タジエフ そうすると、この場合の客体は個人に限られるのですか。

○下村 もともとは個人の多重債務者を念頭にしておりましたが、今では個人に限らず、負債額が大きな企業についても用いられることがあります。

二つ目ですが、タジエフ氏の発表において、日本の会社更生手続においては、債務の免除が行われるという点について触れられていますが、債権者には税制面での優遇が与えられるので債務免除に応じる、というのが一般的です。

日本では、債務免除をすることによって企業再建をしやすいようにしているわけです。もちろん、債務者の努力も必要ですが、債権者が債権を放棄したり、債務を免除したりすることに、ある程度のメリットも用意されているわけです。

どの倒産手続を選ぶかということについては、債務者にどれだけの現金があるかが大きな要素になっています。2, 3か月営業をやりくりできるお金があれば、まずは民事再生手続を申し立てるのが一般的のようです。

○ウズベキ側 下村先生に質問です。双務未履行契約の調整についてお話をされましたが、破産管財人が契約を解除する場合、額が100万円以上の場合には裁判所の許可があるとの話があったと思いますが、それは法律の方に書かれているのか、契約の方に書かれているのか、どういう形で規定されているのでしょうか。

○下村 契約の解除ではなく、破産手続において、契約を続ける、履行請求を続ける場合に許可が必要なのです。そして、100万円というのは、法律ではなく、法律から委任された最高裁判所規則で定められています。

○ウズベキ側 もう一つ質問があります。破産管財人が契約を解除する場合、一定期間を越えた場合、解除された契約の相手方は損害賠償を請求できると理解したのですが、その期間はどのように決まっているのですか。

○下村 契約を解除して、損害が発生すれば、相手方が損害賠償を請求することができます。法律には「相当の期間内」とありますが、一般的には、契約の相手が破産管財人に1か月程度の間には返事が欲しいと催告します。破産管財人が「契約を止めます」と言ったらその時点からできますし、破産管財人が何も言わなければ、相手方が「契約を続けるのか止めるのか決めてください。」と言います。通常は「30日以内に答えてください。」として、そこで答えがなければ、30日を過ぎたときから、損害賠償を請求することになります。

○ウズベキ側 それは裁判所を通してですか。

○下村 はい。破産債権なので、裁判所に届けてということになります。

○ウズベキ側 まず、本日このようなセミナーを開催していただいた日本の皆様に御礼を申し上げます。

タジエフ氏の報告を聞かせていただきましたが、これだけの成果があれば、「我々が今

作っている注釈書にも生かせるのではないか」という感触がありますし、また、ホシロフ氏の発表を聞かせていただきまして、タジエフ氏のおっしゃるように、我々は革命的な一步を踏み出すべきである、と思いました。と言いますのは、我が国では、法典についての注釈書は出ていますが、法律についての注釈書というのはまだ出ていません。ホシロフ氏の発表を伺い、作成中の注釈書は大変オリジナリティーにあふれたものになるのではないかと思います。ホシロフ氏が八つ挙げられました、ウズベキスタン倒産法注釈書作成において考慮すべきと思われる事項、特に、七番目の「抽象的な文言、概念、参照規定を持つ法令については、より詳細な解説を心掛ける必要がある。」というところが特に気に入りました。また、ホシロフ氏の、注釈書自体に法的な拘束力があるわけではないが、法規の本質を知るために必要であるという指摘は正しいと思います。こういった部分を考慮した注釈書ができれば、それは必ず独創的なものになると思います。我が国は若い国で、経済も発展途上でして、この制度自体が我々にとって新しいものですから、日本側の助力を得て良い注釈書を作るのは良いことだと思います。どうもありがとうございました。

○**日本側** 本日ホシロフ氏から詳しい発表をいただきましたが、どのような印象を受けたか、会場の皆様の御意見を伺いたいです。

○**ウズベキ側** ホシロフ氏の発表によれば、日本の注釈書には判例が大変多く書かれているということ、また、ウズベキスタンでは、こちらの司法制度の特色から、判例を載せる必要性はないとの発表がありました。私はまた違う意見でして、我々としては「ある条項にある規定が実際にどのように適切に適用されるか」という明らかな例を見たいのでして、それは判例に現れると思います。

ホシロフ氏の発表で、注釈書というのは教材的な性質のものだとありましたが、私はまさにその目的のために、判例を入れる方が良いのではないかと思います。ホシロフ氏の意見について、日本側はどのようにお考えですか。

○**日本側** 日本の場合、注釈書において判例は必ず取り上げられます。日本の制度の場合、特に、最高裁判所の判例が先例的な拘束力を持ちますので、実務上の意義が大きいです。判例の持つ重要さは日本とウズベキスタンとは違うのかもしれませんが、共通して言えることはあると思います。日本でもウズベキスタンでも、判例とは具体的な事件についての当てはめであって、具体的な判断基準を明らかにしているものだと思います。法律の文言を実例に当てはめた例を注釈書に載せることは、大変意味があると思います。法律の文言を具体化しているのが判例と言えます。それを注釈書に掲載すれば、実務上有効であると思います。

○**司会（タジエフ）** 本日参加していただいた皆様方に感謝いたします。それでは、これで今日のセミナーを閉会させていただきます。

（ 終 了 ）

[参考資料]

【注釈書の構造改善のための協議における日本側作成説明資料】

2005年9月7日

注釈書の構造改善について

現在のウズベキスタン倒産法
注釈書草案の問題点

解説の内容に関するもの



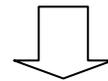
解説のねらいが分からない。

unnecessary 説明が多い。

どの条項を解説しているのか、対応関係が分からない。

解説どうしが矛盾している場合がある。

解説の構造に関するもの



解説文が重複している。

解説がされていない条項がある。

同じ条項に対する解説が、分散している。

視覚的に見にくい。

特に、実体法の条文や大部の条文の解説が乱れがち

しっかりした構造の注釈を書くための4原則

その1

まず、条文の目的を考える。

効果
解説のねらいが明確になる。
 unnecessary 説明がなくなる。
 解説どうしの矛盾がなくなる。

効果
 解説と条項の対応関係が明確になる。
 解説文の重複がなくなる。
 解説がされていない条項がなくなる。
 同じ条項の解説がまとまる。

その2

次の順番で解説文を書いてみる。

① 条文の目的を書く。

② 項(号)の順番に解説を書く。

③ 関連事項を書く。

第1項

第2項

第3項

基本

応用

ここまででも、必要最低限の解説文は書くことができる。

ここまで書けば、内容が豊かになる。

その3

書いた解説文を以下の基準に従い再構成する。

① 一般原則の後に特例・例外を書く。

一般原則

特例・例外

② 概念的な説明の後に具体的な説明を書く。

概念的な説明

具体的な説明

③ ある条文で他の条文が引用されている場合は、引用元の条文で詳しく説明する。

例題

第5条

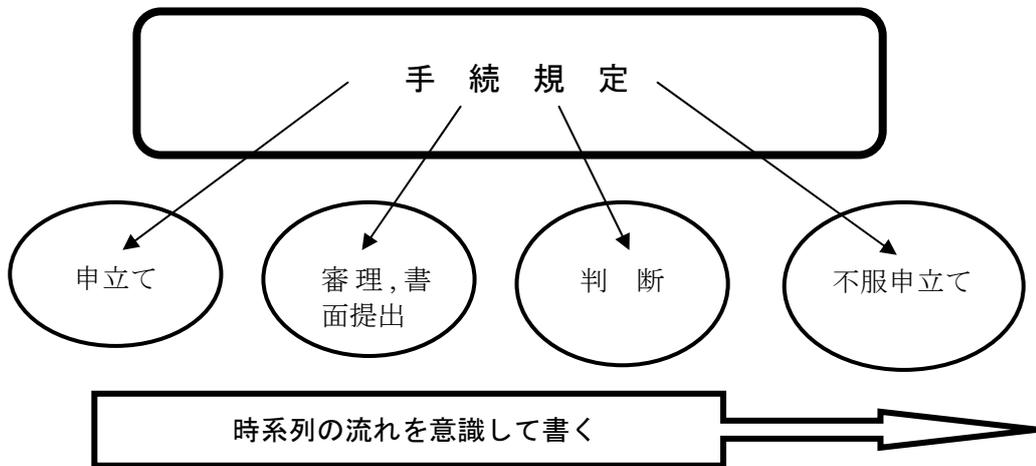
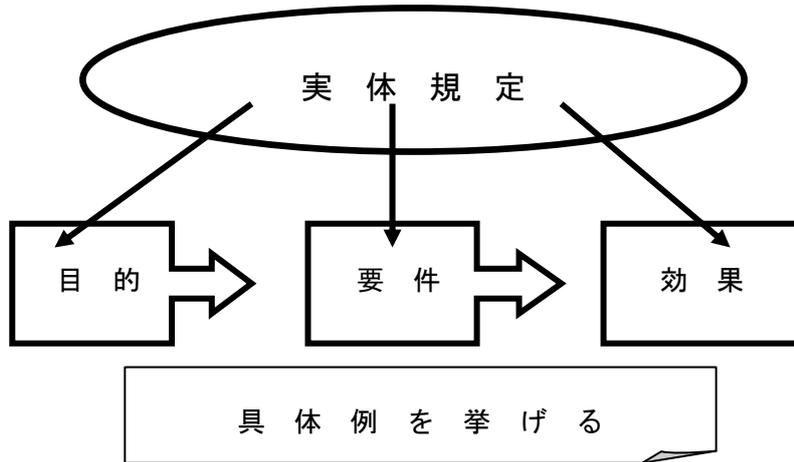
経済裁判所は、次に掲げる場合には、外部管財人を解任する決定をすることができる。

第8条

第5条の決定によって解任された外部管財人は、不服を申し立てることができる。

外部管財人を解任することができる事由の解説は、第5条で詳しく説明する。

- ④ 実体規定は, 目的, 要件及び効果に分けて, 具体例を挙げて書く。
手続規定は, 時系列の流れを意識して書く。



その4

調べやすくする工夫をする

① 見出しをつける

1 本条の目的

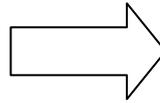
2 倒産手続開始の申立権者

3 申立ての要件

4 申立ての方式

5 申立ての効果

.....
.....



効果

- ① 条文の文言に即した構造になる。
- ② 視覚的に見やすい。
- ③ 目次を作りやすくなる。

② 引用条文を明示する

例題

第7条

経済裁判所は、申立てにより、決定で倒産手続を開始する。

第9条

債権者又は債務者は、倒産手続開始の申立てをすることができる。

解説

1 本条の目的

倒産手続は、原則として、申立権者の申立てに基づき開始される(第7条).....

引用条文を明示して、
① 説明文の根拠を明確にする。② 条文相互の関係を明確にする。

第7条 経済裁判所に対し債務者自身が申し立てる根拠

- 1 債務者は、本法第4条の定める期間内に、債権者に対する金銭債務及び（又は）義務的支払債務を履行することができないことを示す状況がある場合、経済裁判所に対し、自ら倒産認定を申し立てる権限を有する。
- 2 法人債務者は、本法に別段の定めがある場合を除き、発起人（参加人）若しくは単一企業体債務者の財産所有者の決定に基づき、又は、当該財産所有者により権限を付与された機関の決定に基づき、経済裁判所に対し、自己の倒産認定を申し立てる。

1. 倒産事件開始の条件は債権金額の遵守であり、法人債務者の場合は倒産法によって定められた最低賃金の500倍以上、個人事業者は30倍以上である。

前述の通り（本法第6条に関する注釈を参照）債務者には、自らの倒産認定を経済裁判所に申し立てる権利が認められている。

2. 倒産法の本条第2項には、法人債務者が経済裁判所に申立てを行う際に必ず遵守せねばならない特別な条件が規定されている。このような申立てには、法人の代表者による署名が必要とされる（倒産法第37条）。しかしながら、清算又はその他の方法による法人の廃止を決定することは、法人の代表者の権限を越える。例えば、会社の場合、当該法人の廃止に関する問題の決定はその代表者機関、すなわち発起人（社員）総会の排他的権限に帰する（ウズベキスタン共和国民法典第59、60、62、63、64条）。運用管理権に基づく国営単一企業体の清算は、当該企業の設立を決定した国家機関によって行われる（ウズベキスタン共和国民法典第72条）。したがって、法人債務者の倒産認定を経済裁判所に申し立てる前に、当該法人の設立文書によって清算に関する決定権を委ねられた然るべき機関の決定が必要となる。単一企業体債務者に関する申立てを経済裁判所に行うためには、財産所有者あるいは財産所有者から全権を委任された機関（ウズベキスタン共和国民法典第71条）、又は国家全権機関により事前に申立てに関する決定がとられていることが絶対条件となる。

この一般規定に関する唯一の例外は、経済裁判所への法人債務者の倒産認定申立てが法人代表者の義務事項となっている場合である（倒産法第8条）。

債務者は、本法により規定される場合においては、予想される倒産について自らの倒産認定を経済裁判所に申し立てることができる。ここで想定しているのは、債務者を経済的破綻に至らしめるような債務の履行期限が未だ到来していないものの、債務者が一定期間内に債権者に対する金銭債務を履行する能力、又は国家予算への義務的支払債務を履行する能力を持たない状況に陥ることを明白に立証できるような状況が存在する場合である。そのような明らかな状況の例としては、例えば、具体的な契約に基づく債務とその不履行により発生した違約罰の取立てを求める訴訟を債権者が提起し、かつ当該債権が裁判外手続により取り立てられる性質のものである場合であるとか、裁判所がそのような取立て判決の執行に猶予を与えた場合、あるいは単純に裁判所が出した判決に

訴訟法が規定する期日が到来した場合などが挙げられる。一定の条件の下で、予想される倒産について経済裁判所への申立てを認めることは、債務者及び債権者の合法的利益を補完的に擁護することにつながる。

倒産法は、債務者が予想される倒産について申立て義務を負うことになる場合も規定している。法人の設立文書により全権を委任された機関又は単一国営企業体の財産所有者が、債務者が支払不能状態に陥ることを明白に立証する状況が存在することを根拠として、経済裁判所に倒産認定を申し立てる決定を下した場合などは、これに該当する。

原則として、国家手数料の予納無くしては原告の経済裁判所への申立ては受理されない。国家手数料は必要経費であり、予納無しに経済訴訟の提起は不可能である。例外として、1992年12月9日付ウズベキスタン共和国法「国家手数料について」により国家手数料の支払いを免除されている者を除く。

この規定に背くことは、債務者の申立てが返却される理由となり得る。この際、裁判所はウズベキスタン共和国経済訴訟法典第118条に従う。倒産法は、この規定に対して、国家手数料の予納に関する支払文書が無い場合でも、倒産の申立てが経済裁判所によって受理される幾つかの例外を認めている。当該の例外としては、倒産認定の申立てが法人債務者の代表者又は個人事業者である債務者にとって義務となっている場合の申立て（倒産法第8条）、清算が決定された法人の資産価値が、すべての債権者の債権を満たすのに不十分であると判明したことを理由として、倒産認定が申し立てられる場合などが挙げられる。

第7条 経済裁判所に対し債務者自身が申し立てる根拠

1 債務者は、本法第4条の定める期間内に、債権者に対する金銭債務及び（又は）義務的支払債務を履行することができないことを示す状況がある場合、経済裁判所に対し、自ら倒産認定を申し立てる権限を有する。

1項：債務者申立てについての一般的な申立事由

2 法人債務者は、本法に別段の定めがある場合を除き、発起人（参加人）若しくは単一企業体債務者の財産所有者の決定に基づき、又は、当該財産所有者により権限を付与された機関の決定に基づき、経済裁判所に対し、自己の倒産認定を申し立てる。

2項：法人債務者についての特則

最初に、本条の目的・理由の記載がほしい。

1. 倒産事件開始の条件は債権金額の遵守であり、法人債務者の場合は倒産法によって定められた最低賃金の500倍以上、個人事業者は30倍以上である。

上記のとおり、本条は、自己申立の申立事由の条項である。開始条件について記載する必要はない。

前述のとおり（本法第6条に関する注釈を参照）債務者には、自らの倒産認定を経済裁判所に申し立てる権利が認められている。

2. 倒産法の本条第2項には、法人債務者が経済裁判所に申立てを行う際に必ず遵守せねばならない特別な条件が規定されている。このような申立てには、法人の代表者による署名が必要とされる（倒産法第37条）。しかしながら、清算又はその他の方法による法人の廃止を決定することは、法人の代表者の権限を越える。例えば、会社の場合、当該法人の廃止に関する問題の決定はその代表者機関、すなわち発起人（社員）総会の排他的権限に帰する（ウズベキスタン共和国民法典第59, 60, 62, 63, 64条）。運用管理権に基づく国営単一企業体の清算は、当該企業の設立を決定した国家機関によって行われる（ウズベキスタン共和国民法典第72条）。したがって、法人債務者の倒産認定を経済裁判所に申し立てる前に、当該法人の設立文書によって清算に関する決定権を委ねられた然るべき機関の決定が必要となる。単一企業体債務者に関する申立てを経済裁判所に行うためには、財産所有者あるいは財産所有者から全権を委任された機関（ウズベキスタン共和国民法典第71条）、又は国家全権機関により事前に申立てに関する決定がとられていることが絶対条件となる。

各項の説明・各号の説明を、順に説明すべきである。

1項記載の原則は、2項「特別な条件」の解説より先に記載すべきである。

この一般規定に関する唯一の例外は、経済裁判所への法人債務者の倒産認定申立てが法人代表者の義務事項となっている場合である（倒産法第8条）。

債務者は、本法により規定される場合においては、予想される倒産について自らの倒産認定を経済裁判所に申し立てることができる。ここで想定しているのは、債務者を経済的破綻に至らしめるような債

1項の文言が解説されており、わかりやすい。

務の履行期限が未だ到来していないものの、債務者が一定期間内に債権者に対する金銭債務を履行する能力、又は国家予算への義務的支払債務を履行する能力を持たない状況に陥ることを明白に立証できるような状況が存在する場合である。そのような明らかな状況の例としては、例えば、具体的な契約に基づく債務とその不履行により発生した違約罰の取立てを求める訴訟を債権者が提起し、かつ当該債権が裁判外手続により取り立てられる性質のものである場合であるとか、裁判所がそのような取立て判決の執行に猶予を与えた場合、あるいは単純に裁判所が出した判決に訴訟法が規定する期日が到来した場合などが挙げられる。一定の条件の下で、予想される倒産について経済裁判所への申立てを認めることは、債務者及び債権者の合法的利益を補完的に擁護することにつながる。

具体例が挙げられており、実務上有益である。

倒産法は、債務者が予想される倒産について申立て義務を負うことになる場合も規定している。法人の設立文書により全権を委任された機関又は単一国営企業体の財産所有者が、債務者が支払不能状態に陥ることを明白に立証する状況が存在することを根拠として、経済裁判所に倒産認定を申し立てる決定を下した場合などは、これに該当する。

本条は、自己申立の申立事由の条項である。申立義務について解説する必要はない。

8条が申立義務を規定しているので、8条に記載すればよい。

原則として、国家手数料の予納無くしては原告の経済裁判所への申立ては受理されない。国家手数料は必要経費であり、予納無しに経済訴訟の提起は不可能である。例外として、1992年12月9日付ウズベキスタン共和国法「国家手数料について」により国家手数料の支払いを免除されている者を除く。

この規定に背くことは、債務者の申立てが返却される理由となり得る。この際、裁判所はウズベキスタン共和国経済訴訟法典第118条に従う。倒産法はこの規定に対して、国家手数料の予納に関する支払文書が無い場合でも、倒産の申立てが経済裁判所によって受理される幾つかの例外を認めている。当該の例外としては、倒産認定の申立てが法人債務者の代表者又は個人事業者である債務者にとって義務となっている場合の申立て(倒産法第8条)、清算が決定された法人の資産価値が、全ての債権者の債権を満たすのに不十分であると判明したことを理由として、倒産認定が申し立てられる場合などが挙げられる。

本条は、自己申立の申立事由の条項である。国家手数料の予納の有無と申立受理について解説する必要はない。

45条「倒産事件の開始」1項が、申立の受理・不受理を規定しているので、45条1項の解説で、どのような場合に受理されるか、受理が拒否されるかの具体例として、国家手数料の予納を挙げればよい。

第7条 経済裁判所に対し債務者自身が申し立てる根拠

1 債務者は、本法第4条の定める期間内に、債権者に対する金銭債務及び（又は）義務的支払債務を履行することができないことを示す状況がある場合、経済裁判所に対し、自ら倒産認定を申し立てる権限を有する。

2 法人債務者は、本法に別段の定めがある場合を除き、発起人（参加人）若しくは単一企業体債務者の財産所有者の決定に基づき、又は、当該財産所有者により権限を付与された機関の決定に基づき、経済裁判所に対し、自己の倒産認定を申し立てる。

見出し・番号

1. 本条の目的

本条の目的・理由

本条の概略・趣旨

2. 債務者による申立ての申立事由（1項）

債務者は、本法第6条規定の場合、自らの倒産認定を経済裁判所に申し立てる権利が認められている。 本条第1項は、債務者が当該申立権限を行使できる事由について規定している。

2.1. 「債権者に対する金銭債務及び（又は）義務的支払債務を履行することができないことを示す状況がある場合」

債務者を経済的破綻に至らしめるような債務の履行期限が未だ到来していないものの、債務者が一定期間内に債権者に対する金銭債務を履行する能力、又は国家予算への義務的支払債務を履行する能力を持たない状況に陥ることを明白に立証できるような状況が存在する場合である。

1項の解説

2.2. 具体例

明らかな状況の例としては、例えば、具体的な契約に基づく債務とその不履行により発生した違約罰の取立てを求める訴訟を債権者が提起し、かつ当該債権が裁判外手続により取り立てられる性質のものである場合であるとか、裁判所がそのような取立判決の執行に猶予を与えた場合、あるいは単純に裁判所が出した判決に訴訟法が規定する期日が到来した場合などが挙げられる。一定の条件の下で、予想される倒産について経済裁判所への申立てを認めることは、債務者及び債権者の合法的利益を補完的に擁護することにつながる。

3. 法人債務者による申立の特則 (2項)

3.1. 特則

本条第2項には、法人債務者が経済裁判所に申立てを行う際に必ず遵守せねばならない特別な条件が規定されている。このような申立てには、法人の代表者による署名が必要とされる(倒産法第37条)。しかしながら、清算又はその他の方法による法人の廃止を決定することは、法人の代表者の権限を越える。例えば、会社の場合、当該法人の廃止に関する問題の決定はその代表者機関、すなわち発起人(社員)総会の排他的権限に帰する(ウズベキスタン共和国民法典第59, 60, 62, 63, 64条)。運用管理権に基づく国営単一企業体の清算は、当該企業の設立を決定した国家機関によって行われる(ウズベキスタン共和国民法典第72条)。したがって、法人債務者の倒産認定を経済裁判所に申し立てる前に、当該法人の設立文書によって清算に関する決定権を委ねられた然るべき機関の決定が必要となる。単一企業体債務者に関する申立てを経済裁判所に行うためには、財産所有者あるいは財産所有者から全権を委任された機関(ウズベキスタン共和国民法典第71条)、又は国家全権機関により事前に申立てに関する決定がとられていることが絶対条件となる。

2項の解説

3.2. 例外

この一般規定に関する唯一の例外は、経済裁判所への法人債務者の倒産認定申立てが法人代表者の義務事項となっている場合である(倒産法第8条第1項)。この場合は、発起人(参加人)若しくは単一企業体債務者の財産所有者の決定や当該財産所有者により権限を付与された機関の決定は不要である。

第8条 債務者、清算委員会又は清算人の申立義務

- 1 債務者の代表者、個人事業者である債務者は、以下の場合、経済裁判所に対し、申し立てなければならない。
 - (1) 1名又は数名の債権者に対する債務を弁済することにより、他の債権者に対する金銭債務及び（又は）義務的支払義務を全額弁済することが不可能になる場合
 - (2) 法人である債務者につき、設立文書により債務者の清算を決定する権限を付与された債務者の機関が、当該債務者につき、経済裁判所に対して申し立てる決定をした。
 - (3) 単一企業体である債務者につき、単一企業体債務者の財産所有者により権限を付与された機関が、当該債務者につき、経済裁判所に対して申し立てる決定をした。
 - (4) 債務者の財産に対する強制執行により、債務者の経済活動が不可能になると推定できる事由が存在する。
- 2 清算委員会（清算人）は、法人債務者の清算の実施に際し、債権を全額弁済することが不可能であると認めた場合、債務者につき、経済裁判所に対し申し立てなければならない。
- 3 債務者、清算委員会又は清算人による申立ては、本条第1項及び第2項の定める状況が発生してから1か月以内に、経済裁判所に対して行われなければならない。

1. ウズベキスタン共和国法倒産法新版、特に第7条は、債務者が裁判所に倒産の申立てを行うことができる事由について規定している。つまり金銭債務及び（又は）義務的支払債務の弁済を3か月以内に行うことができないと証明する状況が存在する場合、債務者は経済裁判所に倒産の申立てを行うことができる。この際、この定義は法人債務者に対しても個人事業者にも適用される。しかしながら、経済裁判所への倒産認定の申立てを債務者の権利として規定していた旧倒産法と違い、現在の倒産法の第8条は、申立てが法人債務者の代表者、個人事業者である債務者、及び法人債務者の清算委員会（清算人）によって義務的に行われなければならない場合を規定している。

本条は、法人債務者の代表者及び個人事業者である債務者にとって倒産認定の申立てが義務となる場合を次のように規定している。

1) 一名又は複数の債権者の債権を満たすことによって、他の債権者に対する金銭債務及び（又は）義務的支払債務の全額弁済が不可能となる場合。

単一の債権者に対する債務の履行が他の債権者に対する債務の履行を不可能に至らしめるという状況は、最大の債権額を有する債権者に対する支払いが先になされる場合に発生し得る。当然このような場合には、「それより後に続く」債権者の利益が侵害されることになる。

このような状況はまた、同じ債務者に対して複数の判決 (*решение суда*) が下された場合にも発生し得る。先に出された判決を履行することで、その後の判決の履行が不可能となることも多い。

本条の本項は、すべての債権者の合法的利益を擁護すること、裁判手続で債権を審理することによって全債権者の債権を応分かつ最大限に満足させること、債務者と特定の債権者の取決めによって他の債権者の利益が犠牲になるのを防止することを目的としている。

2) 設立文書に基づき債務者の清算の決定について全権を委任された法人債務者の機関が、経済裁判所に申立てを行う決定を下した場合。

法人債務者の設立文書に基づき債務者の清算の決定について全権を委任された債務者の機関とは、通常は債務者の発起人（社員）総会である。このような機関が法人の倒産認定の経済裁判所への申立てを決定するのは、支払不能の原因が存在し、又は倒産が予想される場合のみである。そうでない場合は、当該決定に反対した発起人（社員）が決定の無効認定を求めることがあり得る。

3) 単一企業体債務者につき、その財産所有者により権限を付与された機関が、経済裁判所に当該債務者の倒産認定を申し立てる決定を下した場合。

この場合、裁判所に訴訟を提起するという代表者の義務は財産所有者の意志に基づき発生するもので、この点では前項に類似している。前項との違いは、所有者が単一であること、したがって企業も単一体でなければならないということにある。このようなケースは完全国有又は完全私有による単一企業体について起こり得る。

4) 債務者財産に対する強制執行により、債務者の経済活動が不可能になると推定するに足る事由が存在する場合

倒産法は、債務者資産に対する強制執行後の「企業の経済活動の継続不可能性」という概念を具体的に説明していない。個々の事例においては、法人債務者の代表者又は個人事業主である債務者が個別に問題を解決することになる。

この条件は、「債務者が、債権者に対する金銭債務を弁済することができず、かつ（又は）義務的支払債務を履行できないと経済裁判所により認定された状態」と倒産法第3条が規定する経済的破綻（倒産）の個別の事例とみなすことができる。この定義との違いは、第一に、債務者は少なくとも一件の債務の履行はできるが、それを履行してしまうと今後の経済活動の継続が不可能となるという点。第二に、そのような債務者の状態を判断するのが債務者自身の代表者であるという点にある。

2. 本条第2項が定める次の申立義務は清算委員会（清算人）に関するものである。

清算委員会（清算人）は、法人の清算に際して債権者の債権を全額弁済することが不可能であると確定した場合、債務者の申立てを経済裁判所に提出する義務を負う。

本項の規定は倒産法制の整備における一つの進歩であることを指摘しておかねばならない。なぜなら、このような規定を設けることで、税務機関及びその他機関の責任者との共謀によるものか、しばしば無統制となっている債務者の自己清算による債務逃れを未然に防止することになるからである。

3. 本条の最後、第3項においては、債務者に関する申立ての提出期限を次のように規定している。

債務者、清算委員会、又は清算人の申立ては、本条第1項及び第2項に定める状況が発生してから1か月以内に経済裁判所に送られなければならない。

設立文書に従い清算の決定について全権を委任された機関が倒産認定の申請を決定した場合、又は国家全権機関が法人の倒産認定の申立てを経済裁判所に行うことを決定した場合には、当該

機関はこのような決定が採択された日付から算定して1か月以内に、当該の申請を提出しなければならない。

債務者倒産認定の申立てを義務づける他の事情、事由の発覚に関しては、当該事情が実際に発覚した日付だけではなく、債務者の代表者あるいは清算委員会（清算人）が賢明かつ誠実に行動していた場合、債務者の支払不能に気づいたはずであろう時点も考慮に入れる必要がある。

第8条 債務者、清算委員会又は清算人の申立義務

1 債務者の代表者、個人事業者である債務者は、以下の場合、経済裁判所に対し、申し立てなければならない。

1項：債務者の代表者と個人事業者債務者の申立義務について

(1)－1名又は数名の債権者に対する債務を弁済することにより、他の債権者に対する金銭債務及び(又は)義務的支払義務を全額弁済することが不可能になる場合

(2)－法人である債務者につき、設立文書により債務者の清算を決定する権限を付与された債務者の機関が、当該債務者につき、経済裁判所に対して申し立てる決定をした。

(3)－単一企業体である債務者につき、単一企業体債務者の財産所有者により権限を付与された機関が、当該債務者につき、経済裁判所に対して申し立てる決定をした。

(4)－債務者の財産に対する強制執行により、債務者の経済活動が不可能になると推定できる事由が存在する。

2項：清算委員会(清算人)の申立義務について

2 清算委員会(清算人)は、法人債務者の清算の実施に際し、債権を全額弁済することが不可能であると認めた場合、債務者につき、経済裁判所に対し申し立てなければならない。

3項：申立期限について

3 債務者、清算委員会又は清算人による申立ては、本条第1項及び第2項の定める状況が発生してから1か月以内に、経済裁判所に対して行われなければならない。

1. ウズベキスタン共和国法倒産法新版、特に第7条は、債務者が裁判所に倒産の申立てを行うことができる事由について規定している。つまり金銭債務及び(又は)義務的支払債務の弁済を3か月以内に行うことができないと証明する状況が存在する場合、債務者は経済裁判所に倒産の申立てを行うことができる。この際、この定義は法人債務者に対しても個人事業者にも適用される。しかしながら、経済裁判所への倒産認定の申立てを債務者の権利として規定していた旧倒産法と違い、現在の倒産法の第8条は、申立てが法人債務者の代表者、個人事業者である債務者、及び法人債務者の清算委員会(清算人)によって義務的に行われなければならない場合を規定している。

改正があった点が記載されている点はよい。

何故、現法で、申立権だけでなく、申立義務も課しているのかという本条の目的を最初に、説明すべき。

何条・項・号の説明か記載すべき

各項の説明・各号の説明が、順番にされておりわかりやすい。

本条は、法人債務者の代表者及び個人事業者である債務者にとって倒産認定の申立てが義務となる場合を次のように規定している。

1) 一名又は複数の債権者の債権を満たすことによって、他の債権者に対する金銭債務及び（又は）義務的支払債務の全額弁済が不可能となる場合。

単一の債権者に対する債務の履行が他の債権者に対する債務の履行を不可能に至らしめるという状況は、最大の債権額を有する債権者に対する支払いが先になされる場合に発生し得る。当然このような場合には、「それより後に続く」債権者の利益が侵害されることになる。

このような状況はまた、同じ債務者に対して複数の判決（*решение суда*）が下された場合にも発生し得る。先に出された判決を履行することで、その後の判決の履行が不可能となることも多い。

本条の本項は、すべての債権者の合法的利益を擁護すること、裁判手続で債権を審理することによって全債権者の債権を応分かつ最大限に満足させること、債務者と特定の債権者の取決めによって他の債権者の利益が犠牲になるのを防止することを目的としている。

最初に、本号の場合に申立義務を課す目的・理由の記載がほしい。

本号の具体例を説明しており、分かりやすい。

本号の目的・理由の記載があって、よい。

2) 設立文書に基づき債務者の清算の決定について全権を委任された法人債務者の機関が、経済裁判所に申立てを行う決定を下した場合。

法人債務者の設立文書に基づき債務者の清算の決定について全権を委任された債務者の機関とは、通常は債務者の発起人（社員）総会である。このような機関が法人の倒産認定の経済裁判所への申立てを決定するのは、支払不能の原因が存在し、又は倒産が予想される場合のみである。そうでない場合は、当該決定に反対した発起人（社員）が決定の無効認定を求めることがあり得る。

最初に、本号の場合に申立義務を課す目的・理由の記載がほしい。

本号の具体例を説明しており、分かりやすい。

3) 単一企業体債務者につき、その財産所有者により権限を付与された機関が、経済裁判所に当該債務者の倒産認定を申し立てる決定を下した場合。

この場合、裁判所に訴訟を提起するという代表者の義務は財産所有者の意志に基づき発生するもので、この点では前項に類似している。前項との違いは、所有者が単一であること、したがって企業も単一体でなければならないということにある。このようなケースは完全国有又は完全私有による単一企業体について起こり得る。

最初に、本号の場合に申立義務を課す目的・理由の記載がほしい。

本号の具体例を説明しており、分かりやすい。2項との比較もよい。

4) 債務者財産に対する強制執行により、債務者の経済活動が不可能になると推定するに足る事由が存在する場合

最初に、本号の場合に申立義務を課す目的・理由の記載がほしい。

倒産法は、債務者資産に対する強制執行後の「企業の経済活動の継続不可能性」という概念を具体的に説明していない。個々の事例においては、法人債務者の代表者又は個人事業主である債務者が個別に問題を解決することになる。

基準や具体例が示されていると実務上有益である。

この条件は、「債務者が、債権者に対する金銭債務を弁済することができず、かつ（又は）義務的支払債務を履行できないと経済裁判所により認定された状態」と倒産法第3条が規定する経済的破綻（倒産）の個別の事例とみなすことができる。この定義との違いは、第一に、債務者は少なくとも一件の債務の履行はできるが、それを履行してしまうと今後の経済活動の継続が不可能となるという点。第二に、そのような債務者の状態を判断するのが債務者自身の代表者であるという点にある。

文言を説明している点、「企業の経済活動の継続不可能性」の判断がケースバイケースであることが紹介されている点はよい。

2. 本条第2項が定める次の申立義務は清算委員会（清算人）に関するものである。

清算委員会（清算人）は、法人の清算に際して債権者の債権を全額弁済することが不可能であると確定した場合、債務者の申立てを経済裁判所に提出する義務を負う。

本項の規定は倒産法制の整備における一つの進歩であることを指摘しておかねばならない。なぜなら、このような規定を設けることで、税務機関及びその他機関の責任者との共謀によるものか、しばしば無統制となっている債務者の自己清算による債務逃れを未然に防止することになるからである。

本項の目的・理由の記載があって、よい。本条の目的と関連づけるとさらにより。

3. 本条の最後、第3項においては、債務者に関する申立ての提出期限を次のように規定している。

債務者、清算委員会、又は清算人の申立ては、本条第1項及び第2項に定める状況が発生してから1か月以内に経済裁判所に送られなければならない。

設立文書に従い清算の決定について全権を委任された機関が倒産認定の申請を決定した場合、又は国家全権機関が法人の倒産認定の申立てを経済裁判所に行くことを決定した場合には、当該機関はこのような決定が採択された日付から算定して1か月以内

1項2号・3号についての算定基準であることを記載すべき。

に、当該の申請を提出しなければならない。

債務者倒産認定の申立てを義務づける他の事情、事由の発覚に関しては、当該事情が実際に発覚した日付だけではなく、債務者の代表者あるいは清算委員会（清算人）が賢明かつ誠実に行動していた場合、債務者の支払不能に気づいたはずであろう時点も考慮に入れる必要がある。

1項1号・4号，
2項についての
算定基準である
こと記載すべ
き。

解釈基準が記載されて
いて実務上有益であ
る。もう少し具体的な
基準が示されるとさら
によい。

第3項に関連し、期限を徒過した場合、どのようなことが問題になるかを記載することは実務上重要である。

- ・倒産法における問題：申立は受理されるのか。
- ・民事上の責任（9条）：解説は9条の注釈でなされる。
- ・行政上の責任，刑事上の責任：ペナルティーの有無

等

第8条 債務者，清算委員会又は清算人の申立義務

- 1 債務者の代表者，個人事業者である債務者は，以下の場合，経済裁判所に対し，申し立てなければならない。
 - (1)－1名又は数名の債権者に対する債務を弁済することにより，他の債権者に対する金銭債務及び（又は）義務的支払義務を全額弁済することが不可能になる場合
 - (2)－法人である債務者につき，設立文書により債務者の清算を決定する権限を付与された債務者の機関が，当該債務者につき，経済裁判所に対して申し立てる決定をした。
 - (3)－単一企業体である債務者につき，単一企業体債務者の財産所有者により権限を付与された機関が，当該債務者につき，経済裁判所に対して申し立てる決定をした。
 - (4)－債務者の財産に対する強制執行により，債務者の経済活動が不可能になると推定できる事由が存在する。
- 2 清算委員会（清算人）は，法人債務者の清算の実施に際し，債権を全額弁済することが不可能であると認めた場合，債務者につき，経済裁判所に対し申し立てなければならない。
- 3 債務者，清算委員会又は清算人による申立ては，本条第1項及び第2項の定める状況が発生してから1か月以内に，経済裁判所に対して行われなければならない。

見出し・
番号

I. 本条の目的

倒産法の第8条は，申立てが法人債務者の代表者，個人事業者である債務者，及び法人債務者の清算委員会（清算人）によって義務的に行われなければならない場合を規定している。

ウズベキスタン共和国法倒産法新版，特に第7条は，債務者が裁判所に倒産の申立てを行うことができる事由について規定している。しかしながら，経済裁判所への倒産認定の申立てを債務者の権利として規定していた旧倒産法と違い，現法第8条は，申立てが義務となる場合も規定している。

本条による申立義務の目的・理由

本条の概略

本条の趣旨

II. 債務者代表者と個人事業債務者の申立義務について（第1項）

本条第1項は，法人債務者の代表者及び個人事業者である債務者にとって倒産認定の申立てが義務となる場合を次のように規定している。

- i) 一名又は複数の債権者の債権を満たすことによって、他の債権者に対する金銭債務及び（又は）義務的支払債務の全額弁済が不可能となる場合（第1号）

1項1号

本項第1号は、すべての債権者の合法的利益を擁護すること、裁判手続で債権を審理することによって全債権者の債権を応分かつ最大限に満足させること、債務者と特定の債権者の取決めによって他の債権者の利益が犠牲になるのを防止することを目的としている。

単一の債権者に対する債務の履行が他の債権者に対する債務の履行を不可能に至らしめるという状況は、最大の債権額を有する債権者に対する支払いが先になされる場合に発生し得る。当然このような場合には、「それより後に続く」債権者の利益が侵害されることになる。

このような状況はまた、同じ債務者に対して複数の判決が下された場合にも発生し得る。先に出された判決を履行することで、その後の判決の履行が不可能となることも多い。

- ii) 設立文書に基づき債務者の清算の決定について全権を委任された法人債務者の機関が、経済裁判所に申立てを行う決定を下した場合（第2号）

1項2号

法人債務者の設立文書に基づき債務者の清算の決定について全権を委任された債務者の機関とは、通常は債務者の発起人（社員）総会である。このような機関が法人の倒産認定の経済裁判所への申立てを決定するのは、支払不能の原因が存在し、又は倒産が予想される場合のみである。かかる場合、倒産手続を開始し、それ以上の財政状態の悪化を防ぐために、債務者に申立てを義務付けている。

なお、そうでない場合は、当該決定に反対した発起人（社員）が決定の無効認定を求めることがあり得る。

- iii) 単一企業体債務者につき、その財産所有者により権限を付与された機関が、経済裁判所に当該債務者の倒産認定を申し立てる決定を下した場合（第3号）

1項3号

この場合、裁判所に訴訟を提起するという代表者の義務は財産所有者の意志に基づき発生するもので、この点では前項に類似している。前項との違いは、所有者が単一であること、したがって企業も単一体でなければならないということにある。このようなケースは完全国有又は完全私有による単一企業体について起こり得る。

- iv) 債務者財産に対する強制執行により、債務者の経済活動が不可能になると推定するに足る事由が存在する場合（第4号）

1項4号

この条件は、「債務者が、債権者に対する金銭債務を弁済することができず、かつ（又は）義務的支払債務を履行できないと経済裁判所により認定された状態」と倒産法第3条が規定する経済的破綻（倒産）の個別の事例とみなすことができる。この定義との違いは、第一に、債務者は少なくとも一件の債務の履行はできるが、それを履行してしまうと今後の経済活動の継続が不可能となるという点。第二に、そのような債務者の状態を判断するのが債務者自身の代表者であるという点にある。

倒産法は、債務者資産に対する強制執行後の「企業の経済活動の継続不可能性」という概念を具体的に説明していない。個々の事例においては、法人債務者の代表者又は個人事業主である債務者が個別に問題を解決することになる。

基準や具体例

III. 清算委員会（清算人）の申立義務について（第2項）

2 項

清算委員会（清算人）は、法人の清算に際して債権者の債権を全額弁済することが不可能であると確定した場合、債務者の申立てを経済裁判所に提出する義務を負う。

本項の規定は倒産法制の整備における一つの進歩であることを指摘しておかねばならない。なぜなら、このような規定を設けることで、税務機関及びその他機関の責任者との共謀によるものか、しばしば無統制となっている債務者の自己清算による債務逃れを未然に防止することになるからである。

具体的基準

IV. 申立ての期限（第3項）

3 項

本条の最後、第3項においては、申立期限を規定している。債務者、清算委員会、又は清算人の申立ては、本条第1項及び第2項に定める状況が発生してから1か月以内に経済裁判所に送られなければならない。

設立文書に従い清算の決定について全権を委任された機関が倒産認定の申請を決定した場合（第1項第1号）、又は国家全権機関が法人の倒産認定の申立てを経済裁判所に行くことを決定した場合（第1項2号）には、当該機関はこのような決定が採択された日付から算定して1か月以内に、当該の申請を提出しなければならない。

債務者倒産認定の申立てを義務付ける他の事情、事由の発覚に関しては（1項1号、4号及び2項）、当該事情が実際に発覚した日付だけではなく、債務者の代表者あるいは清算委員会（清算人）が賢明かつ誠実に行動していた場合、債務者の支払不能に気付いたはずであろう時点も考慮に入れる必要がある。

V. 申立期限を徒過した場合

申立義務者の民事責任：債務者の補充責任（本法第9条）

申立義務者の行政・刑事責任：

申立期限後の申立：受理不受理（45条等）

本条には記載されていない事項だが、本条に関連して実務上重要な事項

規定条項を引用する。詳説は不要。

第9条 債務者の代表者、清算委員会の委員又は清算人の申立義務違反の責任

債務者の代表者、清算委員会の委員又は清算人は、経済裁判所に対し申立てを行う義務を怠った場合、本法第8条第3項の定める期間満了後に発生する債務者の金銭債務及び（又は）義務的支払債務に関し、補充責任を負う。

1. 新倒産法第9条には、「経済裁判所に債務者の倒産認定を申し立てる義務を怠った場合の債務者の代表者、清算委員会の成員、又は清算人の責任」が規定されており、この条項も倒産法における追加補足事項となっている。本条の内容から明らかなように立法者は、不誠実な債務者の代表者又は清算委員会の成員に対する挺入れを図り、前条の規定が履行されない可能性を排除することにより、経済的破綻状態にある法人を発見し、裁判手続による倒産制度に取り込む仕組みを補完することを目指した。

本条は、次の規定を内容とする一項のみにより構成されている。

債務者の代表者、清算委員会の成員、又は清算人が経済裁判所に債務者の倒産認定を申し立てる義務を怠った場合には、債務者の代表者、清算委員会の成員、又は清算人は、本法第8条第3項に定める期限の満了後に発生した債権者に対する債務者の金銭債務及び（又は）義務的支払債務につき補充責任を負う。

補充責任の概念及び当該の責任に対する請求の手続は、ウズベキスタン共和国民法典、特に同法典第329条によって規定されている。

例えば、民法典第329条第1項によれば、個人が法規又は債務の諸条件に基づき主たる債務者である他者の責任に対して補助的責任を負う場合（補充責任）、債権者はその者に対する請求を提起する以前に、主たる債務者に対する請求をしなければならない。

また、同条第2項によれば、主たる債務者が債権者の請求を満たすことを拒絶し、又は債務者が合理的期限内に債権者の請求に対する回答を提示しなかった場合、この請求は補充責任を負う個人に対して行うことができる。

倒産法の特別規定には、債務者の債務に関して補充責任を負う第三者に対する請求の手続が定められているが、この規定は法人債務者の代表者及び清算委員会の成員（清算人）の補充責任には適用されず、このことは指摘しておかねばならない。

倒産法第128条第2項第5号によれば、清算管財人は清算期間中に、倒産に関連する債務者の金銭債務及び（又は）義務的支払債務に関し、法令に基づき補充責任を負う第三者に対して、請求をする権利を有している。この場合、請求金額は債権総額と清算用財団との差額に基づき算定される。

この規定が、倒産法第9条の規定における債務者の代表者、清算委員会の成員、及び清算人に対して適用されないことは明らかである。なぜなら、これらの主体の過失は債務者を倒産に至らせたことではなく、申立てが義務付けられている状況が存在したにもかかわらず、それを怠ったことにあるからである。

本条に定める法人債務者の代表者又は清算委員会の成員（清算人）は、経済裁判所への倒産認定申立期間が終了した後に発生した債権に対してのみ補充責任を負う。つまり、

これらの者は経済裁判所への申立て義務を怠った結果として責任を負うわけである。したがって、清算管財人が何らかの請求を行い取り立てた金額を債務者財産の清算用財団に組み入れるということは、この場合は除外される。

債務者の代表者又は清算委員会の成員（清算人）に対する訴訟は、これらの各債権者が清算手続の枠外で個別に提起する必要がある。この場合それぞれの債権者の請求金額は、各債権者に対する債務者の負債の総額と、倒産手続において一部弁済された金額との差額に基づき算定されなければならない。

第9条 債務者の代表者、清算委員会の委員又は清算人の申立義務違反の責任

債務者の代表者、清算委員会の委員又は清算人は、経済裁判所に対し申立てを行う義務を怠った場合、本法第8条第3項の定める期間満了後に発生する債務者の金銭債務及び（又は）義務的支払債務に関し、補充責任を負う。

1. 新倒産法第9条には、「経済裁判所に債務者の倒産認定を申し立てる義務を怠った場合の債務者の代表者、清算委員会の成員、又は清算人の責任」が規定されており、この条項も倒産法における追加補足事項となっている。本条の内容から明らかなように立法者は、不誠実な債務者の代表者又は清算委員会の成員に対する挺入れをはかり、前条の規定が履行されない可能性を排除することにより、経済的破綻状態にある法人を発見し、裁判手続による倒産制度に取り込む仕組みを補完することを目指した。

最初に、条文の趣旨の記載がされており、わかりやすい。

本条は、次の規定を内容とする一項のみにより構成されている。債務者の代表者、清算委員会の成員、又は清算人が経済裁判所に債務者の倒産認定を申し立てる義務を怠った場合には、債務者の代表者、清算委員会の成員、又は清算人は、本法第8条第3項に定める期限の満了後に発生した債権者に対する債務者の金銭債務及び（又は）義務的支払債務につき補充責任を負う。

本条の注釈なので、他の条文に触れる場合は、**本条との関連で説明**すべきである。

補充責任の概念及び当該の責任に対する請求の手続は、ウズベキスタン共和国民法典、特に同法典第329条によって規定されている。

民法の条文を説明しているだけで、**本条との関係**がわかりにくい。

例えば、民法典第329条第1項によれば、個人が法規又は債務の諸条件に基づき主たる債務者である他者の責任に対して補助的責任を負う場合（補充責任）、債権者はその者に対する請求を提起する以前に、主たる債務者に対する請求をしなければならない。また、同条第2項によれば、主たる債務者が債権者の請求を満たすことを拒絶し、又は債務者が合理的期限内に債権者の請求に対する回答を提示しなかった場合、この請求は補充責任を負う個人に対して行うことができる。

329条は倒産事件でもそのまま適用されるということか。倒産手続が開始した場合でも、債権者は主債務者に請求をしなくてはならないのか。

倒産法の特別規定には、債務者の債務に関して補充責任を負う第三者に対する請求の手續が定められているが、この規定は法人債務者の代表者及び清算委員会の成員（清算人）の補充責任には適用されず、このことは指摘しておかねばならない。

倒産法第128条第2項第5号によれば、清算管財人は清算期間中に、倒産に関連する債務者の金銭債務及び（又は）義務的支払債務に関し、法令に基づき補充責任を負う第三者に対して、請求をする権利を有している。この場合、請求金額は債権総額と清算用財団との差額に基づき算定される。

この規定が、倒産法第9条の規定における債務者の代表者、清算委員会の成員、及び清算人に対して適用されないことは明らかである。なぜなら、これらの主体の過失は債務者を倒産に至らせたことではなく、申立てが義務付けられている状況が存在したにもかかわらず、それを怠ったことにあるからである。

本条に定める法人債務者の代表者又は清算委員会の成員（清算人）は、経済裁判所への倒産認定申立期間が終了した後に発生した債権に対してのみ補充責任を負う。つまり、これらの者は経済裁判所への申立義務を怠った結果として責任を負うわけである。したがって、清算管財人が何らかの請求を行い取り立てた金額を債務者財産の清算用財団に組み入れるということは、この場合は除外される。

債務者の代表者又は清算委員会の成員（清算人）に対する訴訟は、これらの各債権者が清算手續の枠外で個別に提起する必要がある。この場合それぞれの債権者の請求金額は、各債権者に対する債務者の負債の総額と、倒産手續において一部弁済された金額との差額に基づき算定されなければならない。

条文を明記すべき

本条の注釈において、第128条第2項第5号を説明する意図が不明確である。

本条の注釈なので、他の条文に触れる場合は、本条との関連で説明すべきである。

本条には記載されていないが、実務上は重要な事項である。もう少し説明がほしい。

監視、裁判上の再生支援、外部管財の場合や、倒産事件が始まる前はどうか。

第9条 債務者の代表者、清算委員会の委員又は清算人の申立義務違反の責任

債務者の代表者、清算委員会の委員又は清算人は、経済裁判所に対し申立てを行う義務を怠った場合、本法第8条第3項の定める期間満了後に発生する債務者の金銭債務及び（又は）義務的支払債務に関し、補充責任を負う。

1. 本条の目的

新倒産法第9条には、「経済裁判所に債務者の倒産認定を申し立てる義務を怠った場合の債務者の代表者、清算委員会の成員、又は清算人の責任」が規定されており、この条項も倒産法における追加補足事項となっている。本条の内容から明らかなように立法者は、不誠実な債務者の代表者又は清算委員会の成員に対する挺入れをはかり、前条の規定が履行されない可能性を排除することにより、経済的破綻状態にある法人を発見し、裁判手続による倒産制度に取り込む仕組みを補完することを目指した。

2. 補充責任の内容・範囲

本条は、次の規定を内容とする一項のみにより構成されている。

債務者の代表者、清算委員会の成員、又は清算人が経済裁判所に債務者の倒産認定を申し立てる義務を怠った場合には、債務者の代表者、清算委員会の成員、又は清算人は、本法第8条第3項に定める期限の満了後に発生した債権者に対する債務者の金銭債務及び（又は）義務的支払債務につき補充責任を負う。

補充責任の概念は、ウズベキスタン共和国民法典、特に同法典第329条によって規定されている。

補充責任の範囲については、経済裁判所への倒産認定申立期間が終了した後に発生した債権に限定される。経済裁判所への申立て義務を怠った結果として責任を負うからである。

責任の内容・範囲

3. 責任の追及方法

(1) 倒産事件開始前

民法329条とおりでいいのか。

(2) 倒産事件開始後

債務者の代表者又は清算委員会の成員（清算人）に対する訴訟は、これらの各債権者が清算手続の枠外で個別に提起する必要がある。

最初に、結論を記載すると、実務上有益である。

民法典第329条第1項によれば、個人が法規又は債務の諸条件に基づき主たる債務者である他者の責任に対して補助的責任を負う場合（補充責任）、債権者はその者に対する請求を提起する以前に、主たる債務者に対する請求をしなければならない。

民法329条1項通り、倒産事件開始後も主債務者（倒産債務者）へ先に請求する必要があるのか、又は、倒産事件の開始が民法329条2項の「弁済の拒否」に該当し、倒産法上は、主債務者（倒産債務者）への請求は不要なのか。

重要なのは、329条の適用の有無と、追求の手続

この場合それぞれの債権者の請求金額は、各債権者に対する債務者の負債の総額と、倒産手続において一部弁済された金額との差額に基づき算定されなければならない。

倒産手続における弁済後にしか請求できないのか。

なお、倒産法第128条第2項第5項、***条には、債務者の債務に関して補充責任を負う第三者に対する裁判所任命管財人による請求の手続が定められているが、この規定は本条が定める法人債務者の代表者及び清算委員会の成員（清算人）の補充責任には適用されず、このことは指摘しておかねばならない。なぜなら、これらの主体の過失は債務者を倒産に至らせたことではなく、申立てが義務付けられている状況が存在したにもかかわらずそれを怠ったことにあるからである。

128条が適用されないという点が指摘されれば十分。

重要なのは、128条の適用の有無と128条が適用されない場合、9条の責任はどのように追求されるのかである。

E~MAIL

To:icdmoj@moj.go.jp

From:Asia

「モノの値段」

「カンボジアの物価って日本の何分の一ですか」とよく聞かれます。おおまかな感覚では10分の1くらいですが、単純には比較できません。スーパーではコーラ1缶が0.4ドル（約45円。カンボジアでは自国通貨であるリエルへの信頼度が低く、米ドルが普通に流通しています）ですから、日本の約3分の1です。ところが、屋台では絞りたてのさとうきびジュースが500リエル（約13円）です。これは注文の都度、さとうきびを万力のような機械で搾り、仕上げにレモンを絞ってくれるのですが、これほど手間がかかっているのに値段は10分の1です。そうかと思うと、日本の100円ショップで売られているようなプラスチック製品が2.5ドル（約280円）もして驚きます。ガソリンに至っては、1年前は1リットル当たり約2300リエル（約63円）だったのですが、原油高騰でじりじりと値上がりし、今や約3800リエル（約105円）にもなりました。こうして見ていくと、何がなくて何が安いかは、国によって様々なんです。

（国際協力部教官：元 JICA カンボジア短期専門家 三澤 あずみ）

～国際協力の現場から～

初めて国際協力に携わって

国際協力専門官

小 岩 憲 一 郎

私が平成17年4月に法務総合研究所総務企画部国際協力事務部門に着任してから、早8か月が経過しました。「国際協力」のことなど何も知らない、ずぶの素人であった私にとって、4月以降の勤務は驚きと戸惑いの連続でしたが、日々貴重な経験をさせていただいております。

着任して間もなく、社団法人日本経済青年協議会による青年招へい事業である「太平洋諸国・日本交流合宿セミナー」に参加させていただいたのを皮切りに、法務総合研究所国際協力部において、第4回ウズベキスタン共和国法整備支援研修の研修員、ベトナム最高人民検察院からの招へい専門家、第25回ベトナム国法整備支援研修の研修員、第1回カンボジア法曹養成支援研修の研修員、第5回ウズベキスタン共和国法整備支援研修の研修員と接する機会を得ました。また、本年8月30日から9月10日にかけて、相澤恵一国際協力部長、大阪大学大学院の下村眞美教授、伊藤隆国際協力部教官、弁護士の松嶋希会氏及びロシア語通訳の岡林直子氏によるウズベキスタン出張（ウズベキスタン共和国倒産法注釈書作成支援プロジェクトの一環としての現地でのフォローアップセミナー及び協議）に同行する機会を得ました。こうした経験を通して私の感じた事柄を書かせていただこうと思います。

1 受信能力よりも発信能力

本邦研修期間中、昼食時などの際、研修員の方々との間で自然と日本の話題になることがあります。そして、研修員の方々から日本の社会制度や文化等について質問が出たりするのですが、これに答えるとなると、なかなか難しいものです。会話の中で、研修員の方々から出された質問とは、例えば、次のようなものです。

「日本の教育制度はどのようになっているのですか。」、「日本茶はどのような作法で飲めばよいのですか。」、「衆議院と参議院の議席数はそれぞれいくつですか。」、「日本にはなぜ多数のニートがいるのですか。」、「日本人の携帯電話の使用料金は、1か月でどのくらいですか。」、「空手や剣道ができますか。」、「日本の気候はどのような感じですか。」

質問された事柄について、たまたま自分が知っていればよいものの、実際には返答に窮することも多く、4月以降、自分がいかに日本について無知であったのかを重ね重ね思い知らされることになりました。当部に着任する前に、私が抱いていた不安は「研修員の方々が話す英語を自分が細部まで正確に理解できるだろうか。」ということでした。言わばこれは、コミュニケーションの受信面に対する不安であり、当時、自らの発信面の能力については考えが及んでいませんでした。しかし、国際協力に携わるようになってから、海外の事象に目を

向けるよりも先に、もっと自国のことをよく知らなければならないことに気付かされました。自分にとっては、半ば当たり前とも言える日本の制度や文化について、改めて外国の研修員に説明できるような形で理解することは難しいことではありますが、少しずつこうした努力を重ねていき、研修員から聞かれた日本に関する事柄に対してある程度は答えられるようにして、自己の発信能力を高めていきたいと思えます。

今から1年ほど前に、あるアメリカ人の言語学者から、次のような話を伺いました。「例えば、日本語の会話で、ある人が東京弁と大阪弁とをぐちゃぐちゃに混ぜて話していたら、聞き手は不自然だと感じることでしょう。英語でも同じことで、アメリカ英語で話し始めたら最後までアメリカ英語で、イギリス英語で話し始めたら最後までイギリス英語で通した方が無難です。アメリカ英語とイギリス英語とを、無意識的に混ぜて使うのはよくありません。」外国人の方々と接する際に、この助言を意識はしているものの、実行するとすると、かなり難しいものです。なぜなら、自分がよく把握できていない事柄（例えば、折り紙の折り方）について尋ねられると、内容を考えることだけに意識が向いてしまい、英語表現の細部にまで、自己の注意力を保てなくなってしまうからです。自分の日本文化に対する理解の浅さが、ひいては返答する際の英語表現の不統一性にもつながるため、こうした状況を改めていきたいと考えております。

2 ウズベキスタン出張

前述したように、本年8月から9月にかけて、ウズベキスタン出張に同行させていただく機会を得ました。当部に着任するまでは、ウズベキスタンは私にとって、国名を聞いたことがあるという程度の国で、その国がどこにあるのかさえ、よく分かっておりませんでした。出張を前に、旅行ガイドブックやインターネットでウズベキスタンについて調べ、「ソビエト社会主義共和国連邦内の共和国であったが、1991年に独立した。」「ウズベキスタンの人々にとって外国語といえば、英語ではなくロシア語である。」等の情報を得ました。個人旅行でも、今まではアメリカや韓国等、日本から距離的にも文化的にも近い国々にしか行ったことがなかったため、ウズベキスタン出張を前にして、「旧ソ連邦という自分にとって未知の国に行くのだな。」とやや身構えてしまいました。

現地に到着した当初は、一直線に伸びた幅の広い道路（幅員40メートル位はあったのではないかと思います。）、巨大で画一的なアパート群などの、旧ソ連邦時代に整備された街並みを見て、「やはり未知の国だ。ウズベク人は日本人とは異なる論理で物事を考え、日本人とは異なる感性を持っているのだろうな。」と感嘆してしまいました。しかし、JICEロシア語通訳の岡林直子氏を介して現地のウズベク人と接していくうちに、ウズベク人の細やかな気配りや日本人にも相通ずる感性に触れ、「ウズベク人は日本人と同じアジア人なのだ。」という至極当然な事柄に気付かされました。また、英語を話す一部のウズベク人と会話をする機会にも恵まれましたが、彼らの話す英語からはアルタイ諸語の香りを感じ、やはり日本人と相通ずる部分が多いのではないかと感じました。

ウズベキスタンに対して、出張前には「日本とは異質な国ではないか。」とやや身構えてい

たものの、実際に現地の方々と昼夜を問わず接していくうちに、また、現地の方々の温かい心に触れていくにつれて、そのような勘違いは氷解し、ウズベキスタンが自分にとって身近な国、とても愛着を感じる国となりました。

百聞は一見に如かず。日本に居ながら現地のことを調べてみても、実際に現地を訪れるまでは気が付かなかった事柄も多かったです。インターネットなどのデジタル通信技術が発達した今日だからこそ、日本と他国の方々が顔と顔をつき合わせて進める、地道な国際協力が大切なのであろうと、ウズベキスタン出張を通して実感しました。



タシケント市経済裁判所大法廷にて

E~MAIL

To:icdmoj@moj.go.jp

From:Asia

「避暑地プノンペン」

カンボジアは熱帯モンスーン気候に属し、年間平均気温は27度です。大阪の年間平均気温は約17度ですから、カンボジアはまさしく常夏の国です。しかし、7~8月に限って言えば、プノンペンは大阪や東京より遥かに涼しく感じられます。

まず、トンレサップ川の水面をわたる涼風がふきます。街中には風をさえぎる高層ビルはありません。エアコンが普及していませんから、不快な熱風をまきちらす室外機もほとんど見かけません。もちろん日差しは強く、気温は30度を超えますが、街中に茂る大木が日陰を提供してくれます。それに、この時期は雨季ですから、午後にまとまった雨が降り、その後は急に気温が下がります。

そして、決定的な違いは、蝉時雨が聞こえないのです。油蝉が鳴き出すと、それだけで汗が出てきますよね。プノンペンには蝉がないのか、抜け殻すら見当たりません。

日本の猛暑にうんざりしたら、夏休みをプノンペンで過ごしてみてはいかがでしょうか。

(国際協力部教官：元 JICA カンボジア短期専門家 三澤 あずみ)

— 編 集 後 記 —

法務総合研究所国際協力部のある大阪中之島合同庁舎から徒歩約20分の距離にある大阪法務局北出張所を離れ、当国際協力事務部門で勤務を始めてから8か月目を迎えようとしています。4月当初は、今までとは全く異なる世界、耳慣れない言葉、今までに経験したことのない雰囲気戸惑うこともありましたが、徐々に充実した日々を過ごすようになってきました。

そうした日常の合間を縫って、私は「第7回日韓パートナーシップ研修（韓国セッション）」のため韓国を訪問する機会に恵まれました。夏の暑さが残る大阪を立ち、大韓民国法院公務員教育院付近の紅葉を満喫し帰国しますと、大阪の空気もすっかり秋色に染まっていました。この研修では、日本と韓国の法務省や裁判所の職員が、登記業務や民事執行業務といった所掌業務に関する意見交換と実務研究を行っています。前任地が法務局である私にとって、研修内容は大変興味深いものでした。しかし、それ以上に、両国の研修員を始め関係者の皆様の研修に対する意欲的な姿勢や、相手に対する思いやりの気持ちに触れることができたことは、私にとって貴重な経験となりました（日韓パートナーシップ研修については、また別の機会に触れさせていただければと思います。）。また、両国の法制度を比較研究するだけでなく、お互いの文化や考え方を共有し、また比較することによって、お互いの理解を深め、人との絆を強くする素晴らしい機会を得ることができたと実感しています。

このようにして、あっという間に私の2005年も終わりを迎えようとしています。これからは、これまでの経験をもとに、柔軟性と創造力のある専門官として国際協力の仕事に携わっていただけると考えています。

さて、今回のICD NEWS 24号では、「ウズベキスタン倒産法注釈書作成支援プロジェクト」を取り上げ、本年5月に行われた第4回ウズベキスタン共和国法整備支援研修でのカントリーレポート発表会、また本年9月に実施された現地フォローアップセミナーについて記事を掲載しております。また、本年9月まで専門家としてカンボジアに滞在しておられました当部の三澤教官から「カンボジアでのモノの値段」や「カンボジアの避暑地」についてご寄稿いただいておりますのでご覧いただければと思います。

いよいよ年の暮れも押し迫ってまいりました。2006年も各国別研修、地域別研修を皮切りに、専門家招へいや国際民商事法シンポジウムも開催される予定です。新たな年も関係各所の皆様方のご協力をいただきながら、職員一丸となって国際協力の充実に努めていきたいと存じますので、皆様方のご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

最後に、新しき年も皆様方にとって素晴らしい年になりますようお祈り申し上げ、編集後記といたします。

国際協力専門官 土屋佳代